

自然公園等工事積算基準

(自然公園編)

令和5年3月

環境省自然環境局自然環境整備課

(制定 平成 16 年 3 月 17 日)

(改正 平成 17 年 4 月 27 日)

(改正 平成 24 年 4 月 25 日)

(改正 平成 27 年 3 月 30 日)

(改正 平成 27 年 10 月 23 日)

(改正 平成 30 年 5 月 8 日)

(改正 平成 31 年 4 月 1 日)

(改正 令和 3 年 3 月 26 日)

(改正 令和 5 年 3 月 31 日)

目 次

第1章 総則

1 適用範囲等	1-1
2 自然公園等工事における工事費積算の位置づけ	1-2
3 工事費の構成	1-3
3-1 工事費の基本構成	1-3
3-2 直接工事費	1-3
3-3 間接工事費	1-17
4 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整及びスライド条項の運用について	
4-1 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について	1-28
4-2 工事請負契約書第 25 条第5項(単品スライド条項)の運用について	1-28
4-3 工事請負契約書第 25 条第5項(単品スライド条項)の運用の拡充について	1-28
5 工事積算における熱中症対策について	
5-1 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について	1-29
5-2 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行についての運用	1-29
5-3 新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて	1-29

第2章 工事費の積算

1 数量計算	2-1
1-1 一般事項	2-1
1-2 土工	2-2
1-3 施設工	2-8
2 市場単価方式による積算	2-11
2-1 市場単価方式による積算について	2-11
2-2 市場単価方式により積算を行う工種	2-11
3 現場発生品及び支給品運搬	2-12
4 建設機械運転労務等	2-13
4-1 建設機械運転労務	2-13
4-2 原動機燃料消費量	2-13

4-3 機械運転単価表	2-13
4-4 一般事項	2-13
5 土木請負工事の特許使用料の積算	2-14
6 土木請負工事における現場環境改善費の積算	2-15
7 その他	2-16
7-1 作業日当たり標準作業量	2-16
7-2 市場単価の1日当たり標準施工量	2-16

第3章 積算の留意事項

1. 運搬工	3-1
1-1 一般事項	3-1
1-2 人力運搬工(人肩、小車運搬等)	3-1
2 仮設工	3-2
2-1 一般事項	3-2
2-2 各種仮設工	3-2
3. 敷地造成工	3-3
3-1 一般事項	3-3
3-2 土工	3-3
3-3 在来表土工	3-12
3-4 石積・擁壁工	3-14
資料 擁壁展開図の寸法算出	
3-5 蛇籠工	3-16
3-6 編柵工	3-16
3-7 法面工	3-16
3-8 地形整正工	3-20
3-9 水辺工	3-21
3-10 ウッドチップ敷均し工	3-21
4. 園路、駐車・駐輪場、広場工事	3-22
4-1 一般事項	3-22
4-2 舗装工	3-22
4-3 縁石工	3-24
4-4 広場工	3-24

5 休憩・展望施設工	3-26
5-1 一般事項	3-26
5-2 四阿・展望台・パーゴラ工	3-26
5-3 ベンチ工他	3-29
6 野営施設工	3-31
6-1 一般事項	3-31
6-2 テントサイト工	3-32
6-3 ファイヤーサークル(コンセルリンク)	3-34
7 標識工	3-35
7-1 一般事項	3-35
8 管理・便益施設工	3-36
8-1 一般事項	3-36
9 植栽工	3-38
9-1 一般事項	3-38
9-2 敷地の条件	3-38
9-3 植栽工の積算	3-38
9-4 植樹保険	3-38
9-5 植栽時期	3-38
9-6 植栽樹木	3-39
9-7 支柱	3-39
9-8 移植工	3-39
9-9 養生工	3-39
9-10 植栽基盤工	3-39
10. 排水工	3-41
10-1 一般事項	3-41
10-2 排水工	3-41

第4章 一般施行歩掛

1 運搬工	4-1
1-1 一般事項	4-1
1-2 諸運搬工	4-3
1-3 小型特装運搬車運搬工	4-6

1-4	ベルトコンベア運搬工	4-6
1-5	モルレーン運搬工	4-6
1-6	ヘリコプター運搬工	4-6
2	準備工	4-7
2-1	準備工及び機械伐開工	4-7
2-2	人力伐開	4-7
2-3	枝条片付け	4-7
2-4	構造物取りこわし工	4-7
3	土工	4-8
3-1	土量変化率等	4-8
3-2	土工	4-8
3-3	作業土工	4-8
3-4	人力運搬工	4-8
3-5	安定処理工	4-9
3-6	土砂運搬工(不整地運搬車による運搬)	4-9
4	法面工	4-10
4-1	法面整形工	4-10
4-2	法面整形工(ICT)	4-10
4-3	芝付工	4-10
4-4	コンクリート法枠工	4-10
4-5	法面施肥工	4-11
4-6	吹付法面とりこわし工	4-11
4-7	プレキャストコンクリート板設置工	4-11
4-8	人工張芝工	4-11
5	基礎工・裏込砕石工	4-12
5-1	基礎・裏込砕石工	4-12
5-2	人力杭打工	4-12
5-3	木杭仕拵工	4-12
6	コンクリートブロック積(張)工	4-13
7	石積(張)工	4-14
7-1	石積(張)工	4-14
7-2	平石張工	4-14

8 その他の擁壁工	4-15
8-1 現場打擁壁(1)	4-15
8-2 現場打擁壁(2)	4-15
8-3 プレキャスト擁壁工	4-15
8-4 本布積工	4-15
8-5 野面石積工	4-16
8-6 小端積工	4-16
8-7 切石積工(大谷石類)	4-16
9 排水構造物工	4-17
9-1 排水構造物工	4-17
9-2 排水構造物工(溶接金網及び埋設鋼板型枠)	4-17
9-3 排水構造物工(現場打ち水路(本体))	4-17
9-4 排水構造物工(現場打ち集水桝・街渠桝(本体))	4-17
10 コンクリート工	4-18
10-1 コンクリート工	4-18
10-2 型枠工	4-18
10-3 溶接金網設置工	4-18
10-4 張りコンクリート工	4-19
10-5 機械練りコンクリート	4-19
10-6 手練りコンクリート	4-21
10-7 バイブレータ	4-21
11 舗装工	4-22
11-1 路盤工	4-22
11-2 アスファルト舗装工	4-22
11-3 排水性舗装工	4-23
11-4 グースアスファルト舗装工	4-23
11-5 コンクリート舗装工	4-24
11-6 踏掛版	4-24
12 路側工	4-25
12-1 路側工(据付け)	4-25
12-2 路側工(取外し)	4-25
13 特殊ブロック設置工	4-26

14 その他縁石工	-----	4-27
14-1 自然石縁石工	-----	4-27
14-2 木製縁工	-----	4-27
15 公園植栽工	-----	4-28
15-1 公園植栽工	-----	4-28
15-2 植生復元工	-----	4-28
15-3 公園除草工	-----	4-28
15-4 公園工	-----	4-29
16 園路・広場舗装工	-----	4-30
16-1 混合	-----	4-30
16-2 路床・路盤	-----	4-30
16-3 グランドコート舗装工	-----	4-30
16-4 石張舗装工	-----	4-30
16-5 野面ごろた石舗装工	-----	4-31
16-6 小舗石舗装工	-----	4-31
16-7 化粧砂利敷き	-----	4-31
16-8 木道、棧道、人道木橋	-----	4-32
16-9 丸太階段工	-----	4-34
17 左官工	-----	4-35
17-1 化粧目地	-----	4-35
17-2 コンクリート金ゴテ、ハケ引き仕上げ工	-----	4-35
17-3 モルタル仕上げ工	-----	4-35
17-4 人造石仕上げ工	-----	4-36
17-5 床タイル下地モルタル塗り工	-----	4-36
17-6 壁タイル下地モルタル塗り工	-----	4-36
18 タイル工	-----	4-37
18-1 一般事項	-----	4-37
18-2 床タイル張工	-----	4-37
18-3 外装壁タイル張工	-----	4-37
18-4 役物タイル張工	-----	4-37
18-5 レンガタイル張工	-----	4-38
19 案内・管理施設工	-----	4-39
19-1 標識工	-----	4-39

19-2 木柵工 -----	4-39
19-3 金網柵・門扉設置工-----	4-40
19-4 車止め工 -----	4-40
19-5 手摺工 -----	4-40
20 小規模治山・治水工 -----	4-41
20-1 かご工 -----	4-41
20-2 帯梢編柵工 -----	4-41
20-3 ネット柵工 -----	4-41
20-4 木製土留工 -----	4-41
20-5 木製ブロック積み工 -----	4-41
21 土木工事標準単価及び市場単価-----	4-42

参考 通達等(令和4年3月現在有効な通達等)

環自総発第140730号 平成26年7月30日

「自然公園事業等に係る積算の適正化について」

環自総発第1408052号 平成26年8月5日

「自然公園事業等に係る積算の適正化について」

環自総発第1505211号 平成27年5月21日

「自然公園等積算にかかる施工パッケージ型積算方式の試行について」

環自整発第2106303号 令和3年6月30日

「自然公園等工事単価決定要領」及び「自然公園等事業設計業務歩掛決定要領」の改正について

環境会発第2205301号 令和4年5月30日

「週休2日制工事の試行について」

環境会発 第2205302号 令和4年5月30日

「週休2日交替制モデル工事の試行実施要領について(通知)」

第1章 総則

1 適用範囲等

本積算基準は、環境省直轄の国立公園等整備事業の土木・造園工事を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。

ただし、国立公園等整備事業の対象地は、立地条件や自然環境条件が千差万別で、特殊条件下に位置するところも多いため、この積算基準書によることが著しく不適當又は困難である認められるものについては、適用除外とすることができるものとする。

又、次にあげる工事の積算については別途基準を適用されたい。

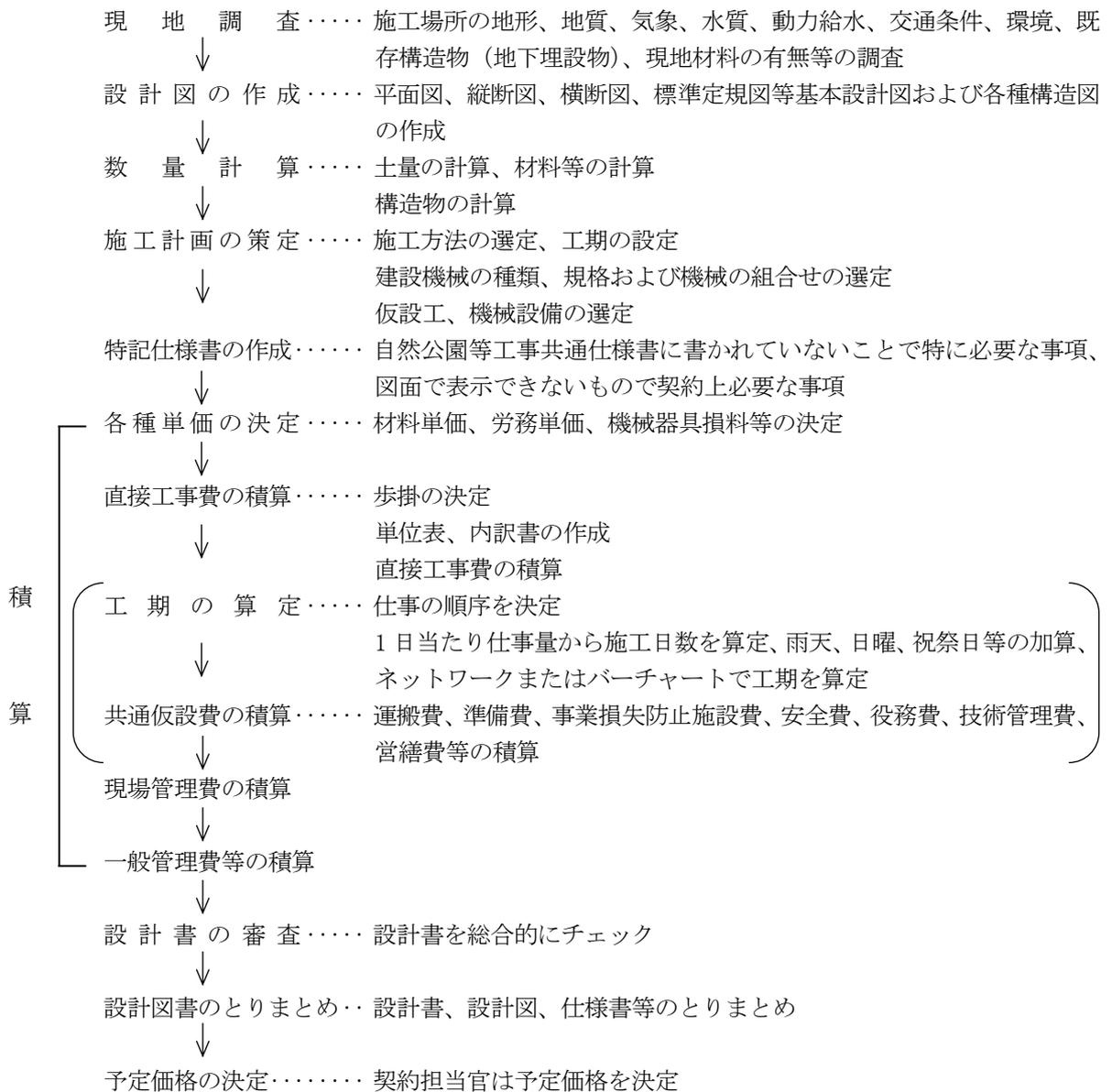
- (1) 鋼材、大断面集成材等を用いた大型工作物の新設等、部材の工場製作を主体とする工事
- (2) 自然エネルギー発電設備、電気通信線路埋設等、電気設備の新設、改設等を主体とする工事
- (3) 給水設備、汚水浄化処理設備等、機械設備の新設、改設等を主体とする工事
(但し、簡易な給水工事については、本基準書に引用記載の「国土交通省土木工事標準積算書(道路編)」による)
- (4) 休憩所、公衆トイレ、炊事棟等建物の新築、増改築、大規模修繕等の建築を主体とする工事
- (5) 駐車場、車道等広面積の舗装等を主体とする工事、展示工事等前各号以外の工事であって、本基準によることが、著しく不適當又は困難であると認められるもの

2 自然公園等工事における工事費積算の位置づけ

積算は通常設計書と呼ばれるものに相当し、計画（設計図、仕様書）に適合した施設を施工計画に従って建設するために要する費用を適正に算出するためのものである。具体的には、工事を行うにあたって必要とされる資材、労力、機械の単価、歩掛、経費等を設定し、それらを積み上げることとなる。

一連の建設工事における工事費積算の位置づけを示すと図1-1のとおりである。

図1-1 工事費積算の位置づけ



これらは一連の流れであるが、（特にその中心となる直接工事費の積算に当たっては）流れを構成する各項目が相互に密接に関係している。たとえば、現場の施工条件などは、工事費の積算に大きく影響するものであり、設計工事費を左右するものである。

3 工事費の構成

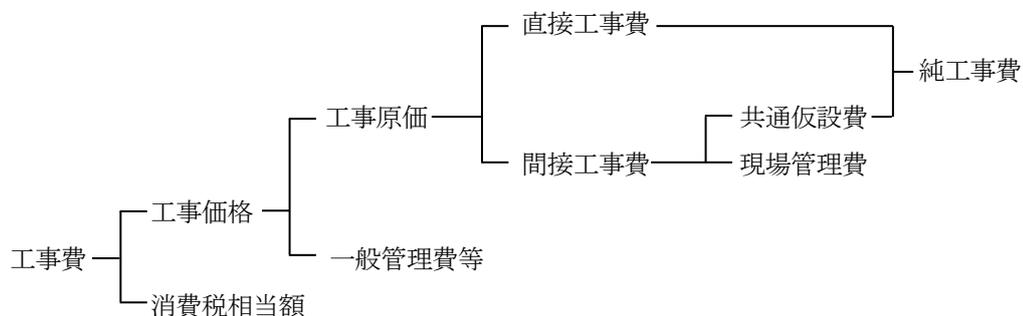
3-1 工事費の基本構成

工事内容が広汎、多岐にわたっている公共工事を積算基準等により統一的に実施するに当たっては、積算体系全体にわたって使用される費用の名称区分、考え方、範囲、算定方法を厳密に定義しておくとともに、それらが合理的に構成されていることが必要である。工事費を合理的に構成しておく必要性をまとめると以下のとおりである。

- (1) 各種基準の上位・下位レベル感の整合性およびそれ自体の論理性の確保
- (2) 同位機循環（労力費・機械経費等）の整合性の確保
- (3) 各種工種間の整合性の確保
- (4) 重複・脱漏の防止
- (5) 積算担当組織内および外部（市場価格形成との整合）に対する表現、内容の統一性の確保
- (6) 新規（特殊）工事等に対する根本的事項の整合性の確保

一般的な請負工事費の構成を図1-2に示す。なお、この図中各項目の詳細内容については、表1-3による。

図1-2 設計工事費の基本構成

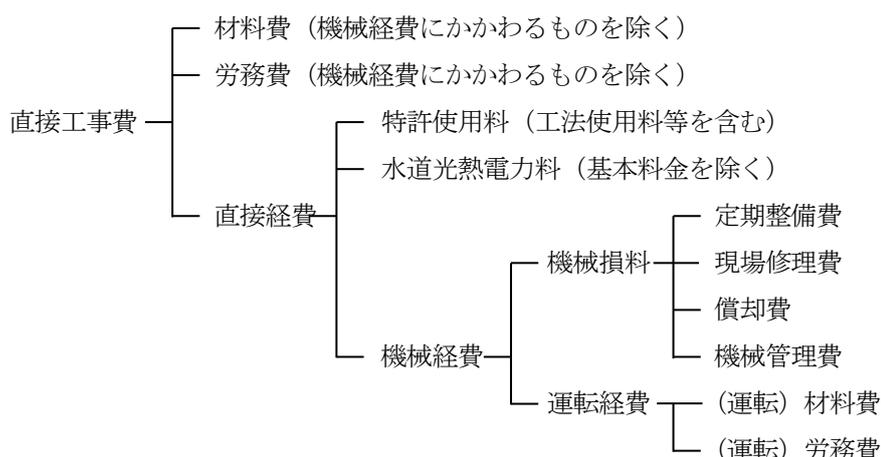


3-2 直接工事費

直接工事費とは、工事目的物を作るために直接投入される費用で、たとえば、擁壁では、コンクリート、型枠、足場、床堀、直接的に用いられる機械経費等が含まれる。

直接工事の構成は図1-3に示すとおりであるが、箇所または工事の種類により各工事部門を工種、種別、細別および名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費、直接経費の3要素で構成される。

図 1-3 直接工事費の構成



(1) 材料費

材料費は、その所要数量に材料単価を乗じて算出される。

1) 数量

数量は工事を施工するに直接必要となる標準使用量に運搬、貯蔵、施工中の損失量等を実情に即して加算する。

2) 材料単価

材料単価は原則として現場着単価（現場の材料置場までの着単価で現場内の小運搬は含まない）とし、設計時に実際に購入できる適正な価格を計上するものとし、施工期間中の物価の変動は予測しない。

現場着単価には、材料購入場所から現場までの運搬費用は含まれているので工事現場が山間地等特殊な場所のときは、運搬費用が材料の市場価格よりも大きくなることもある。

また、材料単価といった場合にそれが現場着単価であるのか、一般の市場価格（運搬費含まず）なのか二重の計上にならないように確認しておく必要がある。

3) 材料単価の決定

材料単価の決定方法には、発注機関ごとに定める統一単価によるものの他は、一般的には

a. 物価資料による方法、b. 見積りによる方法がある。ここでは、a. およびb. について述べることにする。

① 物価資料による材料価格の決定

物価資料とは、「月刊 建設物価（(財) 建設物価調査会発行）」、「月刊 積算資料（(財) 経済調査会発行）」、「季刊 建築コスト情報（(財) 建設物価調査会発行）」、「季刊 土木コスト情報（(財) 建設物価調査会発行）」、「季刊 建築施工単価（(財) 経済調査会発行）」および、「季刊 土木施工単価（(財) 経済調査会発行）」をいう。

なお、物価資料による材料価格の決定については、原則として下記によること。

- ア. 積算を実施する時点で直近に発行された物価資料を使用する。
- イ. 物価資料の掲載地区単価は、当該工事場所に最も近い地区の材料単価を採用する。
- ウ. 複数の物価資料に価格の記載がある場合は、平均価格を採用するものとし、調査内容（取引条件、施工条件等）による差がある場合は、発注の実情に近い価格を採用する。

② 見積りによる材料価格の決定

「見積り」とは、製造業者又は専門工事業業者から徴収した材料及び工事単価のことで、物価資料に材料単価が掲載されていない場合は、「見積り」によることとなる。

なお、見積りを依頼するに当たっては、原則として下記によること。

- ア. 見積りを依頼する業者は客観的かつ公平に選定し 3 社以上とする。ただし当該品目の取扱業者が限定されている場合など、特別な事情がある場合は 2 社以下とすることができる。
- イ. 見積書の徴収にあたっては、製品名・形状寸法・品質・規格・数量・納入時期・荷渡し条件・納入場所等の条件提示を行う。
- ウ. 見積りを依頼する際は十分な時間的余裕が確保されるよう配慮するとともに見積書の有効期限に注意すること。有効期限は特に忘れがちであるので注意する。
- エ. 見積書による材料価格は、土木工事、自然環境共生工事、舗装工事、水環境処理工事については、見積書の価格が実勢取引価格であることを確認し、異常値を除いた価格の平均価格を採用する。
- オ. 見積り価格が異常であることの判断は最低価格が直近上位の価格と 30%以上の差異がある場合、最高価格が直近下位の価格と 30%の差異がある場合とする。
- カ. 端数処理は、見積価格を平均し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。ただし大きい方の有効桁が 3 桁未満の時は、決定額の有効桁は 3 桁とする。
- キ. 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、展示・内装仕上げ工事については、見積書の最低価格を基に取引状況等（実勢価格帯）、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して単価及び価格を採用する。

③ 複合単価による方法

「複合単価」とは、「公共建築工事積算基準」に規定する「公共建築工事標準単価積算基準」、「国土交通省土木工事積算基準」及び「治山林道必携（積算・施工編）」等に基づき計上した施工単位当たりの費用をいうが、歩掛による複合単価は、次の各項に定めるところによる。

- ア. 複合単価は、「公共工事設計労務単価」及び前項により決定した単価を用いて「公共建築工事標準歩掛」、「国土交通省土木工事積算基準」及び「治山林道必携（積算・施工編）」等により算出するものとする。
- イ. 「公共建築工事標準歩掛」、「国土交通省土木工事積算基準」及び「治山林道必携（積算・施工編）」等に歩掛りの掲載がない単価は、物価資料及び見積書の根拠を明らかにして算出することができるものとし、物価資料及び見積価格の取り扱いは前述の規定を準用する。

4) 雑品の取扱い

雑品は内訳書および単価表に計上する材料のうち、軽微なものを一括計上するとともに端数処理をも考慮する。

雑品として認められる額は、直接工事費および共通仮設費（率計上部分は除く）の合計金額に対して0.5%以下とする。

(2) 労務費

労務費はその所要人員に労務単価を乗じて算出される。

1) 所要人数

員数は原則として第4章一般施工歩掛による。

なお、当該歩掛以外の歩掛を採用するときは、その根拠をだれにでも理解できるよう明確にしておかなければならない。

2) 労務単価

労務単価は、労務者に支給される賃金であって、熟練度、能力は普通程度とし直接作業に従事する昼間実働8時間に対する基本給をいう。夜間工事等の場合は、その労働条件に応じて割増することができる。

労務単価は、請負業者、雇用の時期、経験年数等により労働者の賃金が異なることから積算においては便宜的に単価を統一して計上されている。国の場合については、基本的には「公共事業の設計等に必要な労務単価決定方法についての関係省覚書（昭和45年8月12日）」に基づき調査されている公共事業労務費調査の結果を使用している。

表1-1における職種ごとにそれぞれ労務単価が定められている。

表 1-1 調査対象職種の定義・作業内容

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
特殊作業員	<p>① 相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 軽機械（道路交通法第84条に規程する運転免許および労働安全衛生法第61条第1項に規程する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とせず、運転および操作に比較的熟練を要しないもの）を運転または操作して行う次の作業 <ul style="list-style-type: none"> イ. 機械重量3t未満のブルドーザ・トラクタ（クローラ型）・バックホウ（クローラ型）・トラクタショベル（クローラ型）・レーキドーザ・タイヤドーザ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積み込みまたは運搬 ロ. 吊り上げ重量1t未満のクローラクレーン、吊り上げ重量5t未満のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 ハ. 機械重量3t未満の振動ローラ（自走式）、ランマ、タンパ等を運転または操作して行う土砂等の締固め ニ. 可搬式ミキサ、パイプレータ等を運転または操作して行うコンクリートの練上げおよび打設 ホ. ピックプレーカー等を運転または操作して行うコンクリート、舗装等のとりこわし ヘ. 動力草刈機を運転または操作して行う機械除草 ト. ポンプ、コンプレッサ、発動発電器等の運転または操作 チ. コンクリートカッター、コアボーリングマシンの運転または操作 b. 人力による合材の敷均しおよび舗装面の仕上げ c. ダム工事において、グリズリホップ、トリップ付ベルトコンベア、骨材洗浄設備、振動スクリーン、二次・三次破碎設備、製砂設備、骨材運搬設備（調整ビン機械室）を運転または操作して行う骨材の製造、貯蔵または運搬 d. コンクリートポンプ車の筒先作業 <p>② その他、相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる主体的業務を行うもの</p>
普通作業員	<p>① 普通の技能および肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 人力による土砂等の掘削、積み込み、運搬、敷均し等 b. 人力による資材等の積み込み、運搬、片付け等 c. 人力による小規模な作業（たとえば、標識、境界ぐい等の設置） d. 人力による芝張り作業（公園等の苑地を築造する工事における芝張り作業について主体的業務を行うものを除く） e. 人力による除草 f. ダム工事での骨材の製造、貯蔵または運搬における人力による木根、不良鉱物等の除去 <p>② その他、普通の技能および肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの</p>
軽作業員	<p>① 主として人力による軽易な次の作業を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 軽易な清掃または後片付け b. 公園等における草むしり c. 軽易な散水 d. 現場内の軽易な小運搬 e. 準備測量、出来高管理等の手伝い f. 仮設物、安全施設等の小物の設置または撤去 g. 品質管理のための試験等の手伝い <p>② その他、各種作業において主として人力による軽易な補助作業を行うもの</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
造 園 工	<p>造園工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>① 樹木の植栽または維持管理</p> <p>② 公園、庭園、緑地等の苑地を築造する工事における次の作業</p> <p>a. 芝等の地被類の植付け</p> <p>b. 景石の据付け</p> <p>c. 地ごしらえ</p> <p>d. 園路または広場の築造</p> <p>e. 池または流れの築造</p> <p>f. 公園設備の設置</p>
法 面 工	<p>法面工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. モルタルコンクリート吹付機または種子吹付機の運転</p> <p>b. 高所・急勾配法面における、ピックハンマ、ブレーカによる法面整形または金網・鉄筋張り作業</p> <p>c. モルタルコンクリート吹付け、種子吹付け等の法面仕上げ</p>
と び 工	<p>高所・中空における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 足場または支保工の組立、解体等（コンクリート橋または鋼橋の桁架設に係るものを除く）</p> <p>b. 木橋の架設等</p> <p>c. 杭、矢板等の打ち込みまたは引き抜き（杭打機の運転を除く）</p> <p>d. 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等</p> <p>e. 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付け等（クレーンの運転を除く）</p> <p>f. 鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く）</p>
石 工	<p>石材の加工等について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 石材の加工</p> <p>b. 石積みまたは石張り</p> <p>c. 構造物表面のはつり仕上げ</p>
ブ ロ ッ ク 工	<p>ブロック工事について相当程度の技能を有し、積ブロック、張ブロック、連節ブロック、舗装用平板等の積上げ、布設等の作業について主体的業務を行うもの（建築ブロック工に該当するものを除く）</p>
電 工	<p>電気工事について相当程度の技能かつ必要な資格を有し、建物ならびに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <p>a. 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付けまたは撤去</p> <p>b. 電線、電線管等の取付け、据付けまたは撤去</p> <p>「必要な資格を有し」とは、電気工事士法第3条に規定する以下の4つの資格のいずれかの免状または認定証の交付を受けていることをいう。</p> <p>① 第1種電気工事士</p> <p>② 第2種電気工事士</p> <p>③ 認定電気工事従事者</p> <p>④ 特殊電気工事資格者</p>
鉄 筋 工	<p>鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行うもの</p>
鉄 骨 工	<p>鉄骨の組立について相当程度の技能を有し、鉄塔、鉄柱、高層建築物等の建設における鉄骨の組立、H.T. ボルト締めまたは建方および建方合番（相番）作業について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものおよび鋼橋の桁架設における作業、鉄骨の組立に必要な足場もしくは支保工の組立、解体等または鉄骨材の捲揚げ作業に従事するものを除く）</p>

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
塗 装 工	塗装作業について相当程度の技能を有し、塗料、仕上塗材、塗り床等の塗装材料を用い、各種工法による塗装作業（塗装のための下地処理を含む）について主体的業務を行うもの（塗装作業上必要となる足場の組立または解体に従事するものおよび橋りょう塗装工に該当するものを除く）
溶 接 工	溶接作業について相当程度の技能を有し、酸素、アセチレンガス、水素ガス、電気その他の方法により、鋼杭、鋼矢板、鋼管、鉄筋等の溶接（ガス圧接を含む）または切断について主体的業務を行うもの（工場製作に従事するものを除く）
運転手（特殊）	<p>重機械（主として道路交通法第84条に規定する大型特殊免許または労働安全衛生法第61条第1項に規定する免許、資格もしくは技能講習の修了を必要とし、運転および操作に熟練を要するもの）の運転および操作について相当程度の技能を有し、主として重機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 機械重量3t以上のブルドーザ・トラクタ・パワーショベル・バックホウ・クラムシェル・ドラグライン・ローディングショベル・トラクタショベル・レーキドーザ・タイヤドーザ・スクレーブドーザ・スクレーパ・モータスクレーパ等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積み込みまたは運搬 b. 吊上げ重量1t以上のクレーン装置付トラック・クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン、吊上げ重量5t以上のウインチ等を運転または操作して行う資材等の運搬 c. ロードローラ、タイヤローラ、機械重量3t以上の振動ローラ（自走式）、スタビライザ、モータグレーダ等を運転または操作して行う土砂等のかきならしまたは締固め d. コンクリートフィニッシャ、アスファルトフィニッシャ等を運転または操作して行う路面等の舗装 e. 杭打機を運転または操作して行う杭、矢板等の打込みまたは引抜き f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ）、除雪車（除雪グレーダ・除雪ドーザ・ロータリ除雪車（30KW級ホイール以外））等の運転または操作 g. コンクリートポンプ車の運転または操作（筒先作業は除く）
運転手（一般）	<p>道路交通法第84条に規定する運転免許（大型免許、中型免許、普通免許等）を有し、主として機械を運転または操作して行う次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 資機材の運搬のための貨物自動車の運転 b. もっぱら路上を運行して作業を行う散水車、ガードレール清掃車等の運転 c. 機械重量3t未満のトラクタ（ホイール型）・トラクタショベル（ホイール型）・バックホウ（ホイール型）等を運転または操作して行う土砂等の掘削、積み込みまたは運搬 d. 吊上げ重量1t未満のホイールクレーン・クレーン装置付トラック等を運転または操作して行う資材等の運搬 e. アスファルトディストリビュータを運転または操作して行う乳剤の散布 f. 路面清掃車（ブラシ式フロントリフトダンプ以外、除雪車（除雪トラック・凍結防止剤散布車・ロータリ除雪車（30KW級ホイール））等の運転または操作
潜 かん 工	加圧された密室内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、潜かんまたはシールド（圧気）内において土砂の掘削、運搬等の作業を行うもの
潜 かん 世 話 役	加圧された密室内における作業について相当程度の技術を有し、潜かん工事またはシールド工事（圧気）についてもっぱら指導的な業務を行うもの
さ く 岩 工	岩掘削作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、爆薬およびさく岩機を使用する岩石の爆破掘削作業（坑内作業を除く）について主体的業務を行うもの
トンネル特殊工	<p>トンネル坑内における作業について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 爆薬およびさく岩機を使用する爆破掘削 b. 支保工の建込、維持、点検等 c. アーチ部、側壁部およびインパートのコンクリート打設等 d. ずり積込機、バッテリーカー、機関車等の運転等 e. アーチ部および側壁部型わくの組立、取付け、除去等 f. シールド工事（圧気を除く）における各種作業

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
トンネル作業員	トンネル坑内における作業について普通の技能および肉体的条件を有し、トンネル等の坑内における主として人力による次に掲げる作業を行うもの a. 各種作業についての補助的業務 b. 人力による資材運搬等 c. シールド工事（圧気を除く）における各種作業についての補助的業務
トンネル世話役	トンネル坑内における作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの
橋りょう特殊工	橋りょう関係の作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業（工場製作に係るものおよび工場内における仮組立に係るものを除く）について主体的業務を行うもの a. PC橋の製作のうち、グラウト、シースおよびケーブルの組立、緊張、横締め等 b. コンクリート橋または鋼橋の桁架設および桁架設用仮設備の組立、解体、移動等 c. コンクリート橋または鋼橋の桁架設に伴う足場、支保工等の組立、解体等
橋りょう塗装工	橋りょう等の塗装作業について相当程度の技能を有し、橋りょう、水門扉等の塗装、ケレン作業等（工場内を含む）について主体的業務を行うもの
橋りょう世話役	橋りょう関係の作業について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（工場内作業を除く）
土木一般世話役	土木工事および重機械の運転または操作について相当程度の技術を有し、もっぱら指導的な業務を行うもの（潜かん世話役、トンネル世話役または橋りょう世話役に該当するものを除く）
高級船員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を除く）の各部門の長または統括責任者をいい、次に掲げる職名を標準とする 船長、機関長、操業長等（各会社が俗称として使用している水夫長、甲板長等を除く） （以下の水面は、海面に含める（普通船員、潜水士、潜水連絡員および潜水送気員についても同様） ① 海岸法第3条により指定された海岸保全区域内の水面 ② 漁港法第5条により指定された漁港の区域内の水面 ③ 港湾法第4条により認可を受けた港湾区域内の水面
普通船員	海面での工事における作業船（土運船、台船等の雑船を含む）の船員で、高級船員以外のもの
潜水士	潜水士免許を有し、海中の建設工事等のため、潜水器を用いかつ空気圧縮機による送気を受けて海面下で作業を行うもの 〔潜水器（潜水服、靴、カブト、ホース等）の損料を含む〕 「潜水士免許」とは、労働安全衛生法第61条に規定する免許のことをいう
潜水連絡員	潜水士との連絡等を行うもので次に掲げる業務等を行うもの a. 潜水士と連絡して、潜降および浮上を適正に行わせる業務 b. 潜水送気員と連絡し、所要の送気を行わせる業務 c. 送気設備の故障等により危害のおそれがあるとき直ちに潜水士に連絡する業務
潜水送気員	潜水士への送気の調節を行うための弁またはコックを操作する業務等を行うもの
山林砂防工	山林砂防工事について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、山地治山砂防事業（主として山間遠かく地の急傾斜地または狭隘な谷間における作業）に従事し、主として次に掲げる作業を行うもの a. 人力による崩壊地の法切、階段切付け、土石の掘削・運搬、構造物の築造等 b. 人力による資材の積込み、運搬、片付け等 c. 簡易な索道、足場等の組立、架設、撤去等 d. その他各作業について必要とされる関連業務
軌道工	軌道工事および軌道保守について相当程度の技能および高度の肉体的条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用してレールの軌間、高低、通り、平面性等を限度内に修正保守する作業 b. 新線建設等において、レール、枕木、バラスト等を運搬配列して、軽機械（タイタンパー、ランマー、パワーレンチ等）等を使用して軌道を構築する作業

職 種	定 義 ・ 作 業 内 容
型 枠 工	木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 木製型わく（メタルフォームを含む）の製作、組立て、取付け、解体等（坑内作業を除く） b. 木坑、木橋等の仕替え等
大 工	大工工事について相当程度の技能を有し、家屋等の築造、屋内における造作等の作業について主体的業務を行うもの
左 官	左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹き付け等の作業について主体的業務を行うもの
配 管 工	配管工事について相当程度の技能を有し、建物ならびに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. 配管ならびに管の撤去 b. 金属・非金属製品（管等）の加工および装着 c. 電触防護
は つ り 工	はつり作業について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行うもの a. コンクリート、石れんが、タイル等の建築物壁面のはつり取り（はつり仕上げを除く） b. 建築物の床または壁の穴あけ
防 水 工	防水工事について相当程度の技能を有し、アスファルト、シート、セメント系材料、塗膜、シーリング材等による屋内、屋外、屋根または地下の床、壁等の防水作業について主体的業務を行うもの
板 金 工	板金作業について相当程度の技能を有し、金属薄板の切断、屈曲、成型、接合等の加工および組立・取付作業ならびに金属薄板による屋根ふき作業について主体的業務を行うもの（ダクト工に該当するものを除く）
タ イ ル 工	タイル工事について相当程度の技能を有し、外壁、内壁、床等の表面のタイル張付けまたは目地塗の作業について主体的業務を行うもの
サ ッ シ 工	サッシ工事について相当程度の技能を有し、金属製建具の取付作業について主体的業務を行うもの
屋 根 ふ き 工	屋根ふき作業について相当程度の技能を有し、瓦ふき、スレートふき、土居ふき等の屋根ふき作業またはふきかえ作業について主体的業務を行うもの（板金工に該当するものを除く）
内 装 工	内装工事について相当程度の技能を有し、ビニル床タイル、ビニル床シート、カーペット、フローリング、壁紙、石こうボードその他ボード等の内装材料を床、壁もしくは天井に張り付ける作業またはブラインド、カーテンレール等を取り付ける作業について主体的業務を行うもの
ガ ラ ス 工	ガラス工事について相当程度の技能を有し、各種建具のガラスはめ込み作業について主体的業務を行うもの
建 具 工	建具工事について相当程度の技能を有し、戸、窓、枠等の木製建具の製作・加工及び取付作業に従事するもの
ダ ク ト 工	ダクト工事について相当程度の技能を有し、金属・非金属の薄板を加工し、通風ダクトの製作および取付作業に従事するもの（板金工に該当するものを除く）
保 温 工	保温工事について相当程度の技能を有し、建築設備の機器、配管及びダクトに保温（保冷、防露、断熱等を含む）材を装着する作業に従事するもの
設 備 機 械 工	機械設備工事について相当程度の技能を有し、冷凍機、送風機、ボイラー、ポンプ、エレベーター等の大型重量機器の据付け、調整または撤去作業について主体的業務を行うもの
交通誘導警備員A	警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう）に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員
交通誘導警備員B	警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの
参考職種	
建築ブロック工	建築ブロック工事について相当程度の技能を有し、建築物の躯体および帳壁の築造または改修のために、空洞コンクリートブロック、レンガ等の積上げおよび目地塗作業に従事するもの（ブロック工に該当するものを除く）

出典：令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価表（令和3年2月、農林水産省・国土交通省）

(3) 直接経費

直接経費は、1) 特許使用料、2) 水道光熱電力料、3) 機械経費、4) その他の経費に区分される。

1) 特許使用料

① 特許使用料は、契約に基づき使用する特許の使用料および派出する技術者等に要する費用の合計額である。

② 工法使用料等の積算における工法使用料等は、当該工法等に係る直接工事費に工法使用料等に乗じて得た額の範囲内とする。

工法使用料等率は、3%を標準とする。ただし、使用する工法が従来の工法に比べ表1-2による評価が著しく改善されると認められる場合等は、1%の範囲内で増減することができるものとする。

表1-2

評価項目	評価内容
経済性 省力化・省エネ化等	労働力、エネルギーロス等の減少程度
施工性 工期短縮・効率化 実現性 労働環境改善等	作業効率の向上程度 現場への適合性の程度 労働環境の改善の程度
安全性 安全性 第三者損害防止等	作業員への安全性向上の程度 第三者への損害防止の程度
高品質化 品質向上・耐久性向上等	品質向上の程度
施工領域拡大	施工領域拡大の程度

2) 水道光熱電力料等

水道光熱電力等料には、工事を施工するに必要とする電力、電灯使用料、および上下水道料金で、機械固有の時間当たり使用料から供給機関の規定に従って、個別に算定する。光熱電力量の使用料金は直接経費で計上するが、基本料金は共通仮設費に計上する。

3) 機械経費

機械経費は、工事を施工するに必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く）で、その算定は「請負工事機械経費積算要領（昭和49年3月15日付け建設省機発第44号）」に基づいて積算する。

機械経費の構成を図に示すと図1-4のとおりである。

機械経費の内訳について以下に示す。

① 償却費

機械の使用または経年による価値の現価格である。

② 維持修理費

機械の効用を持続するために必要な整備および修理の費用で、運転経費以外のものである。

③ 管理費

機械の保有に伴い必要となる公租公課、保険料、格納保管（これに要する要員を含む）等の経費である。

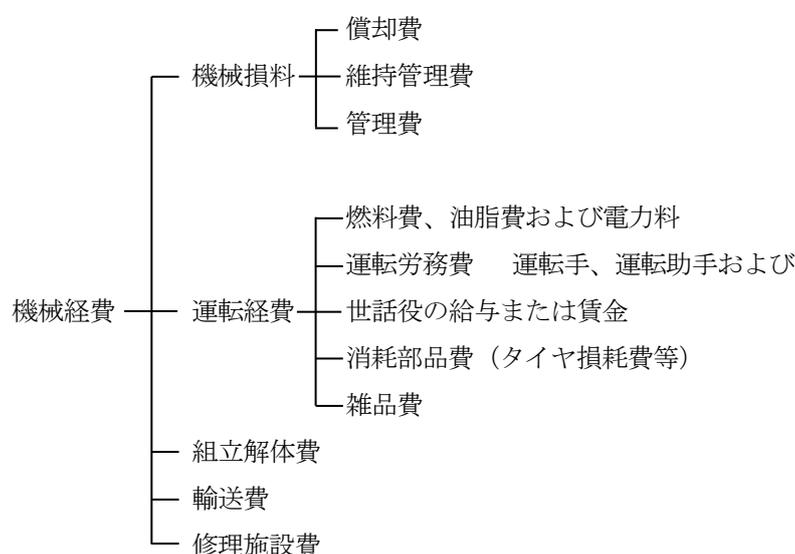
④ 燃料費

燃料費は、次の算式により求めたものとする。

$$\text{燃料費} = \text{燃料単価} \times \text{運転1時間あたり・1馬力(P S)あたりの燃料消費量} \\ \times \text{定格(または最高)出力} \times \text{運転時間数}$$

この式において、運転1時間あたり・1馬力(P S)あたり燃料消費量は、実績または推定により求めるものとし、定格(または最高)出力は、算定表に掲げるところによる。

図1-4 機械経費の構成



⑤ 油脂費

油脂費は、次の算式により求めた額とする。

$$\text{油脂費} = \text{燃料費} \times \text{油脂消費率}$$

この式において油脂消費率は、油脂費の燃料費に対する割合で、実績または推定により求めるものとする。

⑥ 電力料

電力量は、電力事業者が定める電力供給規定をもとに、次の算式により求めた額とする。

$$\text{電力料} = \text{従量電力料単価} \times \text{使用電力量}$$

この式において使用電力量は、次式により求めるものとする。この場合の負荷率は、定格(または最高)出力に対する平均出力の割合とし、作業時間率については、運転時間数に対する実作業時間の割合とし、いずれも実績または推定により求めるものとする。

$$\text{使用電力料} = \text{負荷設備容量} \times \text{負荷率} \times \text{作業時間率} \times \text{運転時間数}$$

⑦ 運転労務費

運転労務費は、運転手、運転助手および世話役ごとに、次の算式により求めた額とする。

$$\text{運転労務費} = \text{労務単価} \times \text{運転1時間当たり労務単価} \times \text{運転時間数} \times \text{就業率}$$

この式において就業率は、運転手を1とし、運転助手または世話役については、運転手に対する仕事量の割合を実績または推定により1以下の値で求める。

⑧ 消耗部品費

消耗部品費は、次の算式により求めた額とする。

$$\text{消耗部品費} = \text{運転1時間当たりの損耗費} \times \text{運転時間数}$$

この式において運転1時間当たりの損耗費は、実績または推定により求める。

⑨ 組立解体費

組立解体費は、機械の使用に伴う組立および工事の完了に伴う解体に必要な費用で、組立および解体に使用する機械器具の損料および運転経費ならびに組立および解体作業に従事する労務者の賃金および雑材料費である。

⑩ 輸送費

輸送費は、機械を工事現場に搬入し、または工事現場から搬出するために要する費用で、機械が所在すると推定される場所から工事現場までの最も経済的な通常の経路および方法による場合の運賃（自走する機械については、当該機械の機械損料および運転経費）および積卸しの費用である。

⑪ 修理施設費

大規模工事または山間へき地における工事等で機械化施工の効率化を図るため、工事現場に修理施設を設ける必要があると認められるときは、機械の修理施設として、修理施設（工作機械を含む）の工事現場搬入搬出および架設撤去の費用である。

⑫ 機械損料の算定

機械損料は、償却費、維持修理費および管理費について、次のイ. の算式により求めた 運転1時間当たり損料（運転時間の測定が困難な機械または機械損料の計算を運転日単位で行うことが適当な機械（以下、「運転日単位の機械」という。以下同じ）については、運転1日当たり損料に運転時間数（運転日単位の機械については、運転日数。以下同じ）を乗じて得た額と、次の「ロ. 供用1日当たり損料」の算式により求めた供用1日当たり損料に供用日数を乗じて得た額とを合計して算定するものとする。ただし、予備用機械については、「ロ. 供用1日当たり損料」の算式により求めた供用1日当たり損料に供用日数を乗じて得た額とする。

ア. 運転1時間当たり損料＝

$$\text{基礎価格} \times \left[\frac{1/2 \times \text{償却費率} + \text{維持修理費率}}{\text{耐用年数}} \right] \times \frac{1}{\text{年間標準運転時間（または年間標準運転日数）}}$$

イ. 供用 1 日当たり損料＝

$$\text{基礎価格} \times \left(\frac{1/2 \times \text{償却費率}}{\text{耐用年数}} + \text{年間管理費比率} \right) \times \frac{1}{\text{年間標準供用日数}}$$

前項の規定にかかわらず、運転日数の測定が困難な機械または機械損料の計算を供用日単位で行うことが適当な機械（以下、「供用日単位の機械」という）の機械損料は、次の算定式により求めた供用 1 日当たりに供用日数を乗じて得た額とする。

供用 1 日当たり損料＝

$$\text{基礎価格} \times \left(\frac{\text{償却費率} + \text{維持修理費率}}{\text{耐用年数}} + \text{年間管理費率} \right) \times \frac{1}{\text{年間標準供用日数}}$$

(4) その他の経費

その他の経費として、植栽工事における割増積算という項目があり、昭和 56 年から運用されているところである。これは植栽工事のうちの一定の費用について 0.5% の割増を見込むもので、参考までに本制度に係る建設省（現国土交通省）の通達を示す。

植栽工事における割増積算について

建設省官技発第 228 号
昭和 56 年 6 月 1 日

各地方建設局長あて

建設大臣官房技術参事官

植栽工事完了後の新植樹木等の枯損については、工事請負契約書第 36 条（かし担保）又は設計図書の定めにより請負者が新植樹木等の植替えを行うものとしているが、新植樹木等の枯損は、通常の技術を持ってしても不可避の場合がある。このため、建設省直轄事業（営繕工事を除く。）に係る植栽工事については、下記により植栽費に一定の割増率を乗じた費用（以下「植栽割増」という。）を積算し、植替え工事の円滑を期することとしたので遺憾のないよう措置されたく通知する。

記

1. 対象とする工事

植栽割増の対象とする工事は、樹木又は地被植物（地表面を覆う目的をもって植栽される芝類、笹類等の永年性植物）（以下「樹木等」という。）に係る植栽工事（他の工事に植栽工事を含める場合を含む。）で、設計図書により枯損樹木等の植替えが義務づけられているものとする。ただし、移植工事（植物材料の支給による工事を含む。）及び根廻工事については、植栽割増の対象から除くものとする。

2. 積算方法

植栽割増の積算は、植栽に係る単価の設定に当たって、植栽材料（樹木、芝生等の地被植物、支柱、土壌改良剤、目土、雑品等）の材料費及び労務費（床掘、植付、小運搬、支柱立込み、敷均し、目土散布等に要する労務費）について0.5%の割増を見込むものとし、当該単価で積算するものとする。

3. 植替えの対象とする樹木等

植栽割増を見込んだ樹木等が工事完了引渡し後1年以内に、植栽した時の状態で枯死又は形姿不良（枯死が樹冠部のおおむね3分の2以上となった場合又は通直な主幹を持つ樹木については、樹高のおおむね3分の1以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態となるものを含む。）となった場合には、請負者は当初植栽した樹木等と同等又はそれ以上の規格のものに植替えるものとする。

附 則

この通知は、昭和56年7月1日以降の契約について適用する。

植栽単価割増計算例

(参考)

第 号		樹木植付		高木10本当たり（幹周15cm未満）単価表		
項 目	名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	
労務費	世 話 役		人	0.32		
	造 園 工		〃	1.61		
	普 通 作 業 員		〃	9.6		
材料費	樹 木	樹高〇〇〇cm 幹周〇〇cm	本	10	樹種名を記入	
	改 良 剤		kg		必要量を計上	
	支 柱		組		支柱単価表による	
	クレーン付	4t積 2.9t吊	h		高木幹周25cm以上60cm未満	
	トラック運転	油圧式	日		高木幹周60cm以上に計上	
	トラック	4.8~4.9t吊				
	クレーン賃料	油圧式クローラ	〃		高木幹周25cm以上に計上	
	バックホウ運転	型				
	諸 雑 費	0.1m ³	式	1	(労務費+材料費)×0.005	
	計		〃			

第 号		芝張工		10㎡当たり単価表		
項 目	名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要	
労務費	世 話 役		人	0.02		
	造 園 工		〃	0.11		
	普 通 作 業 員		〃	0.23		
材料費	芝	ベタ張り	㎡	10	コウライシバ	
	目 土		m ³	2.7	目地張りの場合の数量は必要量とする。	
	諸 雑 費		式	1	(労務費+材料費)×0.005	
	計					

3-3 間接工事費

間接工事費とは、個々の工事目的物に専属的に投入される費用ではなく、工事全体を通じて共同的に必要とする費用で、たとえば、現場事務所の設置維持、安全管理および安全対策に要する費用等がこれに含まれる。間接工事費の構成は図1-5に示すように、共通仮設費と現場管理費からなるが、直接積算できるものと直接に積算ができないために直接工事費の比率によって積算するものがある。

図1-5 間接工事費の構成



間接工事費は、共通仮設費および現場管理費からなり、詳細内容は表1-3による。

表 1-3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 算定基準	6 内容
工事費	工事価格				「工事費」とは工事価格並びにこれに対応する消費税相当額の合計額をいう。「工事価格」とは事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な準備工を含む。以下「本工事」という。）の施工に必要な経費で次に掲げる経費の合計額をいう。
		工事原価	1 直接工事費	当該年度摘要の積算基準、材料費及び労務費、本標準歩掛を基本とし、事業箇所の実情に即して算定。	1 直接工事費 直接工事費は、箇所又は工事種類により各工事部門を工種、種別、細別及び名称に区分し、それぞれの区分ごとに材料費、労務費及び直接経費の3要素について積算するものとする。 交通誘導警備員の費用については、直接工事費に積上げ計上する。
			(1) 材料費		(1)材料費 本工事に直接必要なセメント、砂利、鋼材等資材の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業実施可能な単価とする。
			(2) 労務費		(2)労務費 本工事に直接必要な賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通省の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を使用するものとする。

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 算定基準	6 内容			
			(3) 直接 経費	直接必要とする額	(3)直接経費 工事を施工するために直接必要とする経費であり、次のものの合計額をいう。 ①特許権使用料 契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用 ②水道、光熱、電力料 工事を施工するために必要な電力電灯使用料及び用水使用料 ③機械経費 工事を施工するために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く)			
			2 間 接 工 事 費		2 間接工事費 共通仮設費及び現場管理費の合計額をいう。			
			(1) 共通 仮 設 費	(率計算の算定式) $K_r = A \cdot P^b$ ただし K r : 共通仮設費率 P : 対象額 A, b : 変数値 (注) K r の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。	(1)共通仮設費の算定は、所定の率計算による額と積上げ計算による額と加算して行うものとする。 ①率計算による部分 下記に定める対象額ごとに求めた率に当該対象額を乗じて得た額とする。 対象額(P) = 直接工事費 + (支給品費) + 事業損失防止施設費			
				対象額	600 万円以下	600万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの	
				適用区分	下記の率とする	算定式より算出された率とする。ただし変数値は下記による。	下記の率とする。	
						A	b	
				率	10.80%	48.0	-0.0956	6.62%

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 算定基準	6 内容										
				<p>(共通仮設費率の補正)</p> <p>施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、前表により求めた共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般通行影響あり (1) -1</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>一般通行影響あり (2) -1</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID 補正) (1) -3</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>山間地域及び離島</td> <td>1.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般通行影響あり (1) -1 とは、2車線以上 (片側1車線以上) かつ交通量 (上下合計) が 5,000 台/日以上以上の車道において車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は除外する。 一般通行影響あり (2) -1 とは、一般通行影響あり (1) 以外の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。) 市街地 (DID 補正) (1) -3 とは、鋼橋仮設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事、橋りょう保全工事以外の工種で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。 山間地域及び離島とは、人事院規則における特勤勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。 市街地とは、施工地域が人口集中地区 (DID 地区) 及びこれに準ずる地区をいう。なお、DID 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人/km²以上でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。 	施工地域区分	補正係数	一般通行影響あり (1) -1	1.4	一般通行影響あり (2) -1	1.4	市街地 (DID 補正) (1) -3	1.2	山間地域及び離島	1.3	<p>ア 下記に掲げる費用は対象額に含めない。</p> <p>(7) 簡易組立式橋梁、PC 桁、グレーチング床板、門扉、ポンプ、大型遊具 (設計製作品)、光ケーブルの購入費</p> <p>(4) 上記 (ア) を支給する場合の支給品費</p> <p>(9) 鋼桁、門扉等の向上政策に係る費用のうちの工場原価</p> <p>(エ) 大型標識柱 (オーバーハング柱、オーバーヘッド柱) の制作費を含む材料費</p> <p>(オ) ヘリコプターの飛行経費</p> <p>イ 支給品費は「直接工事費+事業損失防止施設費」に含まれるものに限るものとする。</p> <p>ただし、別途製作工事等で制作し、架設及び据付工事等を分離して発注する場合は、当該製作費は、対象額に含めない。</p>
施工地域区分	補正係数														
一般通行影響あり (1) -1	1.4														
一般通行影響あり (2) -1	1.4														
市街地 (DID 補正) (1) -3	1.2														
山間地域及び離島	1.3														

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 算定基準	6 内容
					<p>②積上げ計算による部分 現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積み上げるものとする。</p>
				<p>ア 運搬費の積上げ (ア)重量 20 t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬及び仮設材等の運搬に要する費用 (イ)その他、工事施工上特に必要な建設機械器具の運搬に要する費用</p>	<p>ア 運搬費 建設機械器具の運搬に要する費用や現場内における器材の運搬に要する費用 (建設機械の現場内の運搬、重量 20 t 未満の建設機械の運搬、機械の自走及び日々の回送に要する費用は、率計算を含む)</p>
				<p>イ 準備費の積上げ 特別準備に必要となる費用</p>	<p>イ 準備費 準備、跡片付けに要する費用及び調査・測量、丁張等に要する費用並びに伐開、除根、除草、整地段切、すりつけ等に要する費用 (準備、跡片付、調査・測量、丁張、伐開、除根、除草、整地段切、すりつけ等に要する費用は、率計算を含む)</p>
				<p>ウ 事業損失防止施設費の積上げ 直接必要とする額</p>	<p>ウ 事業損失防止施設費 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費、及び当該仮施設の維持管理等に要する費用並びに事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用</p>
				<p>エ 安全費の積上げ (ア)鉄道等に近接した工事の安全管理要員等に要する費用 (イ)特殊な保安用具等に要する費用</p>	<p>エ 安全費 交通管理、安全施設、安全管理及びこれらの他、工事施工上必要な安全対策等に要する費用 (安全管理上の監視・連絡等、不稼働日の保安要員、標示板、標識、保安灯、バリケード、防</p>

			<p>(ウ) 工事の現場環境改善に要する費用</p> <p>(エ) その他、現場条件等により特に積上げを要する費用</p> <p>オ 役務費の積上げ 直接必要とする額</p> <p>カ 技術管理費の積上げ</p> <p>(ア) 自主的施工の請負工事の加算費用</p> <p>(イ) 特別な品質管理の費用</p> <p>(ウ) その他、現場条件等により特に積上げを要する費用</p> <p>キ 営繕費の積上げ</p> <p>(ア) ダム工事を除く監督員詰所及び火薬庫に要する費用</p> <p>(イ) 工事の現場環境改善に要する費用</p> <p>(ウ) その他、工事施工上必要な営繕、現場条件等により特に積上げを要する費用</p>	<p>護柵、照明、救命艇、酸欠予防、粉じん予防、安全用品、防火対策、安全委員会等に要する費用は、率計算に含む)</p> <p>オ 役務費 仮設工事、材料置場等の土地の借り上げに要する費用及び電力、用水等の基本料金</p> <p>カ 技術管理費 品質管理のための試験等に要する費用、出来形管理のための測量等に要する費用、工程管理のための資料の作成に要する費用及び上記以外の技術管理上必要な資料の作成に要する費用 (品質・出来高・工程の管理、完成図、マイクロフィルム、品質記録保存資料、コンクリート塩化物総量規制に伴う試験、PC上部工・アンカ工等の緊張管理・グラウト試験、トンネル工(NATM)の計測A、塗装膜厚管理、OA機器の費用は、率計算に含む)</p> <p>キ 営繕費 現場事務所、試験室、労務者宿舎、倉庫及び材料保管場所の営繕に要する費用、及び労務者の現場に通勤のため輸送する費用 (現場事務所・試験室・労務者宿舎・倉庫・材料保管場所の営繕に要する費用、宿泊に要する費用、労務者の輸送に要する費用、ダム工場の監督員詰所及び火薬庫に要する費用は、率計算に含む)</p> <p>③条件明示 安全対策上重要な仮設物等については設計図書に条件明示し、極力指定仮設とするものとする。</p>
--	--	--	---	---

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 算定基準	6 内容						
				(算定式) $K = i \cdot P_i + \alpha$ ただし、 K：現場環境改善費 (単位：円、千円未満切捨て) i：現場環境改善费率(単位： %、少数第3位四捨五入2位 止め) P _i ：対象額(直接工事費(処分費 等を除く)+支給品費+無償 貸付機械等評価額) なお対象額が5億円を超え る場合は5億円とする。 α：積上げ計上分 (単位：円、千円未満切捨て)	④現場環境改善費の積算 周辺住民への生活環境への配 慮及び一般住民への建設事業の 広報活動、現場労働者の作業環 境の改善を行うために実施する もので、原則、全ての屋外工事 を対象とする。ただし、維持工 事等で実施が困難なもの及び効 果が期待出来ないものについて は、対象外とすることが出来る。						
				対象額：P _i	現場環境改善费率：i (%)						
				直接工事費(処分費等除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	<table border="1"> <tr> <td>5億円以下 の場合</td> <td>$i = 39.9 \cdot P_i^{-0.201}$</td> <td>市街地 $i = 56.6 \cdot P_i^{-0.174}$</td> </tr> <tr> <td>5億円を超 える場合</td> <td>0.71</td> <td>1.73</td> </tr> </table>	5億円以下 の場合	$i = 39.9 \cdot P_i^{-0.201}$	市街地 $i = 56.6 \cdot P_i^{-0.174}$	5億円を超 える場合	0.71	1.73
5億円以下 の場合	$i = 39.9 \cdot P_i^{-0.201}$	市街地 $i = 56.6 \cdot P_i^{-0.174}$									
5億円を超 える場合	0.71	1.73									
					ア 率に計上されるものは、表 一1の内容のうち原則として、 各計上費目(現場環境改善のう ち仮設備関係、営繕関係、安全 関係及び地域連携)毎に1内容 ずつ(ただし、いずれか1費目 のみ2内容)の合計5つの内容 を基本とした費用である。 イ 積み上げ計上分(α)に計 上されるものは、表一1以外で 特別なイメージアップを行うた めの費用である。 なお、表一2を参照のこと。						

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 算定基準	6 内容
				表-1	
				計上費目	実施する内容（率計上分）
				仮設備関係	<ul style="list-style-type: none"> 1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減
				営繕関係	<ul style="list-style-type: none"> 1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
				安全関係	<ul style="list-style-type: none"> 1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2. 盗難防止対策（警報器等） 3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策
				地域連携	<ul style="list-style-type: none"> 1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献
				表-2	
				計上費目	特別に実施する内容の例（積上げ計上分）
				仮設関係	○見学用ステージ、見学路用の擬似階段・カラー舗装、敷石及び見学者専用駐車場等の設置

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 算定基準	6 内容																				
			(2) 現場 管理費	<p>現場管理費は、次の算定式により算定した率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>① 現場管理費率の補正</p> <p>ア 施工期間、施工時期等を考慮して現場管理費率を2%の範囲内で適切に補正することができる。</p> <p>イ 施工地域を考慮した現場管理比率の補正は、下記の区分による補正係数を乗じるものとする。</p> <p>ウ 資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。</p> <p>エ ヘリコプターの飛行経費は対象額に含めない。</p> <p>算定式</p> $J_0 = A \cdot N_p^b$ <p>ただし、</p> <p>J₀ ; 現場管理費率 (%)</p> <p>N_p : 純工事費 (単位円)</p> <p>A, b : 変数値</p> <p>(注) J₀の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p>	(2)現場管理費 請負業者が工事を施工するために必要な労務管理費、安産訓練に要する費用、外注経費、租税公課、保険料等の費用																				
				<table border="1"> <tr> <td>純工事費</td> <td>700万円以下</td> <td>700万円を超え10億円以下</td> <td>10億円を超えるもの</td> </tr> <tr> <td>適用区分</td> <td>下記の率とする。</td> <td>算定式より算出された率とする。ただし変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>率</td> <td>42.63%</td> <td>387.3</td> <td>-0.1400</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>21.28%</td> </tr> </table>	純工事費	700万円以下	700万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの	適用区分	下記の率とする。	算定式より算出された率とする。ただし変数値は下記による。	下記の率とする。			A	B	率	42.63%	387.3	-0.1400				21.28%	
純工事費	700万円以下	700万円を超え10億円以下	10億円を超えるもの																						
適用区分	下記の率とする。	算定式より算出された率とする。ただし変数値は下記による。	下記の率とする。																						
		A	B																						
率	42.63%	387.3	-0.1400																						
			21.28%																						

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 算定基準	6 内容										
				(現場管理費率の補正) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般通行影響あり (1) -1</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>一般通行影響あり (2) -1</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>市街地 (DID 補正) (1) -3</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>山間地域及び離島</td> <td>1.0</td> </tr> </tbody> </table> (注) <ul style="list-style-type: none"> ・施工地域区分については、共通仮設費率の補正 (注) を参照。 ・適用条件の複数に該当する場合は、共通仮設費で決裁した施工地域区分と同じものを適用すること。 	施工地域区分	補正係数	一般通行影響あり (1) -1	1.2	一般通行影響あり (2) -1	1.2	市街地 (DID 補正) (1) -3	1.1	山間地域及び離島	1.0	
施工地域区分	補正係数														
一般通行影響あり (1) -1	1.2														
一般通行影響あり (2) -1	1.2														
市街地 (DID 補正) (1) -3	1.1														
山間地域及び離島	1.0														
			(3) 一般管理費	一般管理費は次の算定式により算出した額の範囲内とする。 なお、一般管理費の算出の場合、支給品費およびヘリコプターの飛行経費は算出基準の対象としない。	(3) 一般管理費等 請負業者が工事を施工するために必要な法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費等の費用										

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 算定基準	6 内容										
				① 前払金支出割合が35%を超え 40%以下の場合											
				工事原価	500万円以下										
				500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの										
				一般管理 費等率	23.57%										
				②の算定式により算出され た率	9.74%										
				② 算定式 $G_p = -4.97802 \times \text{LOG}(C_p) + 56.92101 (\%)$ ただし、 G_p : 一般管理費率 C_p : 工事原価 (単位円) (注) G_p の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止とする。 (工事原価=純工事費+現場管理費)											
				③一般管理費率の補正 <table border="1"> <thead> <tr> <th>前払金支出割合区分</th> <th>補正係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0%から5%以下</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>5%を超え15%以下</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>15%を超え25%以下</td> <td>1.03</td> </tr> <tr> <td>25%を超え35%以下</td> <td>1.01</td> </tr> </tbody> </table> (注) 上記①及び②で求めた一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止とする。補正後の一般管理費等は上記③による補正係数に標準の一般管理費を乗じて得た額。		前払金支出割合区分	補正係数	0%から5%以下	1.05	5%を超え15%以下	1.04	15%を超え25%以下	1.03	25%を超え35%以下	1.01
前払金支出割合区分	補正係数														
0%から5%以下	1.05														
5%を超え15%以下	1.04														
15%を超え25%以下	1.03														
25%を超え35%以下	1.01														
				④契約保障に係る補正 <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約保障の方法</th> <th>補正值 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発注者が金銭的補償を必要とする場合 (工事請負契約書第4条を採用する場合)</td> <td>0.04</td> </tr> <tr> <td>発注者が役務的保証を必要とする場合</td> <td>0.09</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>補正しない</td> </tr> </tbody> </table> (注) 上記以外の場合の具体例は以下のとおり。 1) 予算決算及び会計令第100条の2第1項1号の規定により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約である場合 2) 特定建設工事共同企業体により競争を行わせる場合 3) 契約の保証の方法として工事完成保証人を付することを認める場合		契約保障の方法	補正值 (%)	発注者が金銭的補償を必要とする場合 (工事請負契約書第4条を採用する場合)	0.04	発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09	上記以外の場合	補正しない		
契約保障の方法	補正值 (%)														
発注者が金銭的補償を必要とする場合 (工事請負契約書第4条を採用する場合)	0.04														
発注者が役務的保証を必要とする場合	0.09														
上記以外の場合	補正しない														
	消費税 相当額			消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。											

4 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整及びスライド条項の運用について

4-1 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について

「随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について」は、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算基準書(共通編) 第I編 総則
第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整及びスライド条項の減額となる場合の運用について ①随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の調整について
(PI-4-①-1~5)

4-2 工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)の運用について

「工事請負契約に係る単品スライド条項の運用について」は、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算基準書(共通編) 第I編 総則
第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整及びスライド条項の減額となる場合の運用について ④工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)の運用について (PI-4-④-1~3)

4-3 工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)の運用の拡充について

「工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)の運用の拡充について」は、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算基準書(共通編) 第I編 総則
第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整及びスライド条項の減額となる場合の運用について ⑤工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)の運用の拡充について (PI-4-⑤-1)

4-4 請負代金額の減額変更を請求する場合における工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)の運用について

「請負代金額の減額変更を請求する場合における工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)の運用について」は、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算基準書(共通編) 第I編 総則
第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整及びスライド条項の減額となる場合の運用について ⑥請負代金額の減額変更を請求する場合における工事請負契約書第25条第5項(単品スライド条項)の運用について (PI-4-⑥-1~2)

5 工事積算における熱中症対策について

5-1 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」は、下記の国土交通省土木工事積算基準に基づき取り扱うこと。

「国土交通省土木工事積算基準 令和4年度版 第I編 土木工事積算基準等通知資料 24. 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行 (P143)

5-2 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行についての運用

「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行についての運用」は、下記の国土交通省土木工事標準積算基準に基づき取り扱うこと。

「国土交通省土木工事積算基準 令和4年度版 第I編 土木工事積算基準等通知資料 25. 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行についての運用 (P145)

5-3 新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて

「新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて」は、下記の国土交通省土木工事積算基準に基づき取り扱うこと。

「国土交通省土木工事積算基準 令和4年度版 第I編 土木工事積算基準等通知資料 26. 新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて (P148)

第2章 工事費の積算

1 数量計算

1-1 一般事項

- (1) 数量計算は、下記に示す工種に分類のうえ行う。
 (2) 鋼種別内訳書、および各材料計算書等の端数処理は、下記を原則とする。
 なお、計上数量以下はすべて四捨五入とする。

表 2-1

工 種	標 準 単 位	備 考
整地工事		
舗装工事	10 m ² 当たり	ただし1,000 m ² 未満は1 m ²
施設工事	10 m ² 、1カ所当たり	ただし1,000 m ² 未満は1 m ²
排水工事	1 m、一カ所当たり	
植栽工事	10 m ² 、1本当たり	ただし1,000 m ² 未満は1 m ²

表 2-2

区 分		単 位	計 上 数 量	備 考
内 訳 書	土 量	m ³	10	ただし、0.01 以下は1 位 客土、表土、種子吹付を含む
	舗 装	m ²	1	
	街きよ	m	0.1	
	管 類	m	0.1	
	肥料等	kg、ℓ	0.1	
数量計算書 デジタイザー プロッター	土量計算	m ³	平均断面は0.01 ほかは0.1	
	三斜計算	m ²	0.01	
材料計算	体 積	m ³	100 以上は整数 100 未満は有効 数字上位3桁	有効数字上位3桁は、小数点 以下の場合小数点以下3位と する。
	面 積	m ²		
	延 長	m		
	重 量	kg		
	その他			
建設機械等の 作 業 量		h		

※デジタイザー：画板(パット)の上を移動するペンの動きをとらえ、X-Y座標軸としてコンピューターに入力する装置

プロッター：CADで作成した設計図、求積図、地図等の出力などに用いられる装置

※：上記以外は、「国土交通省 土木工事標準積算基準書(共通編)令和4年度版 第I編総則 第5章 数値基準等」に原則としてよる。

1 - 2 土工

(1) 堀方の分類

床堀り、および切取りの分類は表 2-3 による。

表 2-3

床堀り	定義	床堀り（根切り、溝堀り、つぼ堀り）とは、土砂を掘り起こして、その付近に置くまでの作業で、はね上げ、はね付け（3 m程度の投棄を含む）または積み込みの一連の作業を含む、計画地盤線以下のものについて適用する。
	適用	囲障、ウォール、標識施設、園地工作物、ます類、管類、舗装、縁石、側溝等に係る堀方
切取り	定義	切取りとは、切崩しおよび掘起こし作業のほか、距離3 m程度までの投棄（一輪車に直接積み込む場合も含む）を含む一連の作業をいい、計画地盤線より上部のものに適用する
	適用	土留、石積み、擁壁等の法面部分に係る堀方

床堀幅 $W > 700$ mm の場合は機械施工

床堀幅 $W \leq 700$ mm の場合は人工施工

※：堀方その他の土工（押土など）については、第4章一般施行歩掛に記載している「国土交通省 土木工事標準積算書（共通編）令和4年度版 第Ⅱ編 共通工 第1章 土工」を参照のこと。

(2) 堀方

各構造物の堀方は、地域によって異なるが、標準的な例を次に示す。

なお、軟弱地盤、および床堀り深さ3 m以上は別途参照。

① 擁壁工の場合

(A)、(B)、(C) を別々に算出する。

(A) は造成工の切盛土工で計上

(B) バックホウ

(C) 人力

図 2-1 RC擁壁または直高2m以上のコンクリート擁壁
 [(A)、(B)、(C)の3種類に区分する]

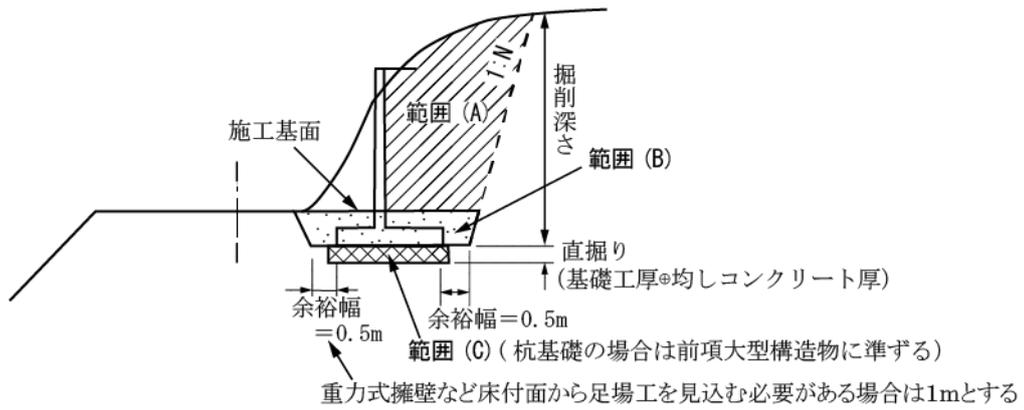


図 2-2 直高3m未満のコンクリート擁壁
 [(A)、(B)の2種類に区分する]

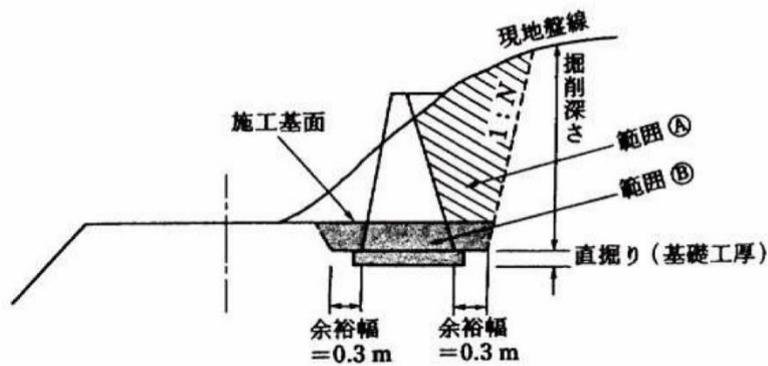
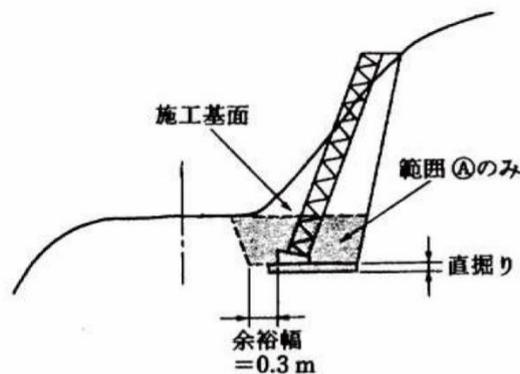


図 2-3 ブロック積およびもたれ擁壁
 [1種類で良い]



② 小型構造物の場合（掘削は1種類でよい）

ただし、掘削深さが2 mを超える場合は範囲（A）、（B）を区分すること。

図 2-4 型枠が不必要な場合
（プレキャスト側溝等）

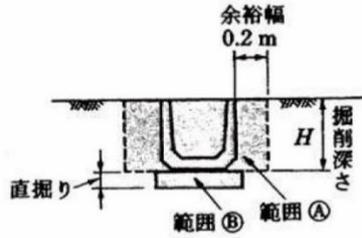


図 2-5 型枠が必要な場合
（現場打コンクリート側溝、管きよ、ます等）

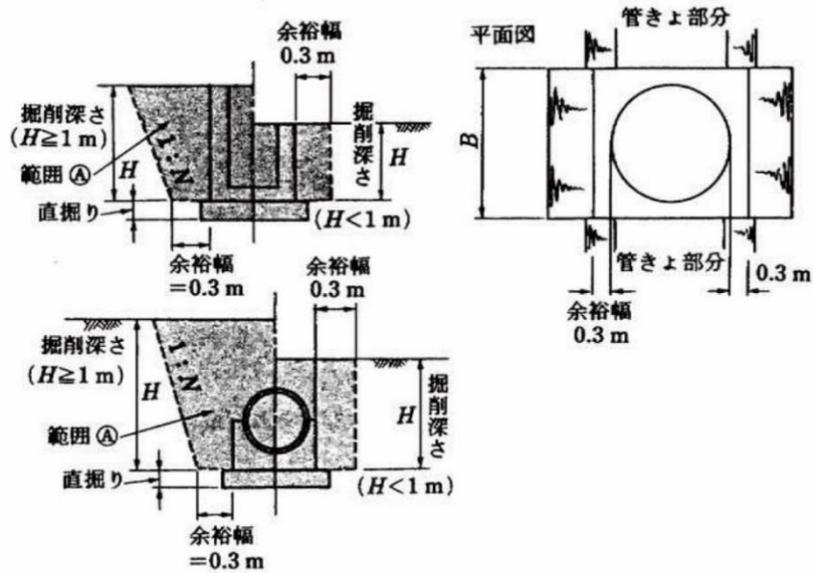
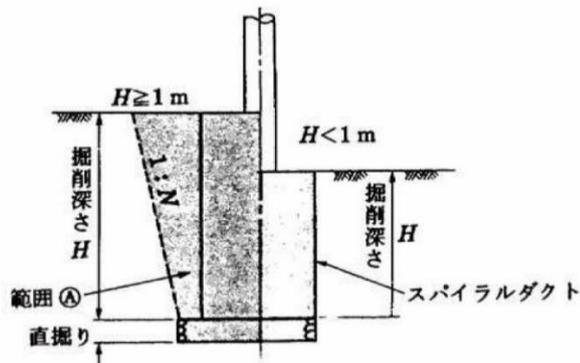


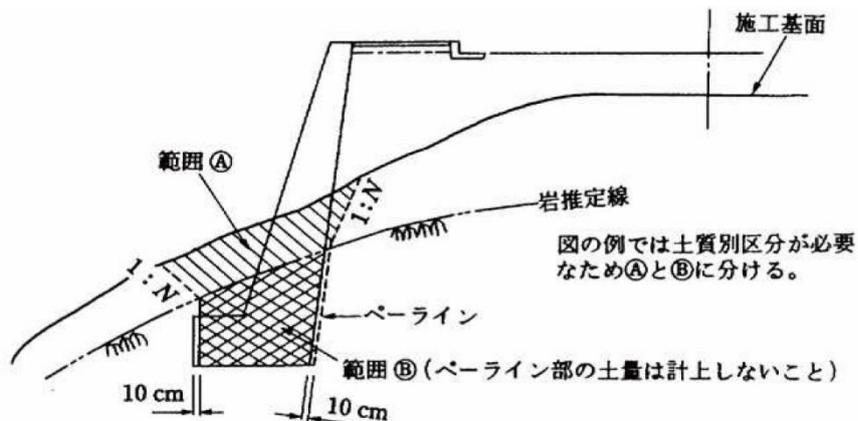
図 2-6 構造物が独立している場合
（単柱、標識基礎等）



③ 岩盤部の掘削

(岩盤部において10cm厚のコンクリートを余分に算出することとしているが掘削量にみこまれないこと)

図 2-7



④ 掘削深さによる標準勾配

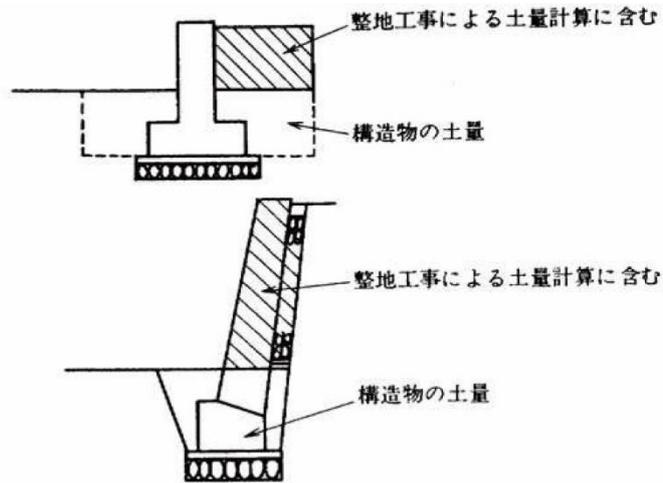
表 2-4

地山の種類	のり勾配 (1 : N)	掘削深さ (H)	小 段	備 考
岩盤または堅い粘土 (N値8以上)	直	5m未満	—	
	1 : 0.3	5m以上	5mごと幅2m	
そ の 他	直	1m未満	—	
	1 : 0.3	1m以上5m未満	—	
	1 : 0.6	5m以上	5mごと幅2m	
砂	1 : 1.5	5m未満	—	
発破等で崩壊しやすい状態になっている地山	1 : 1	2m未満	—	

(3) 整地工事との取合い

整地工事には、舗装種類の主たるものの土工事分まで含めるものとする。

図 2-8

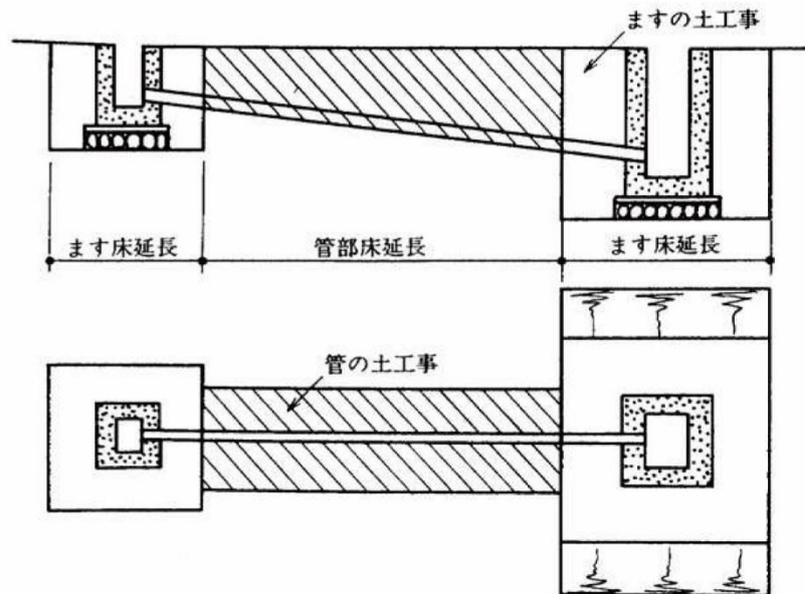


(4) 管きよ、ますの土工事

① 堀方

堀方は、管きよとますとに区別のうえ、計上する。

図 2-9



② 埋戻し

埋戻しは、A、B、C（表2-5）に区分のうえ、計上する。なお、植栽地は締め固めない。

図 2-10

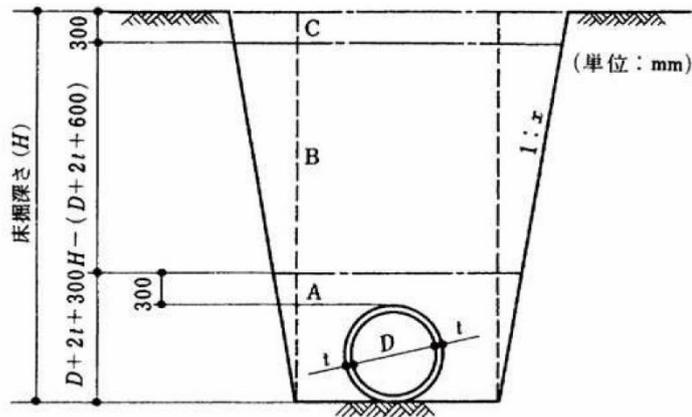


表 2-5

区分	埋戻し	締め固め
A	人力	タンパ
B	ブルドーザ	タンパ
C	ブルドーザ	ブルドーザ

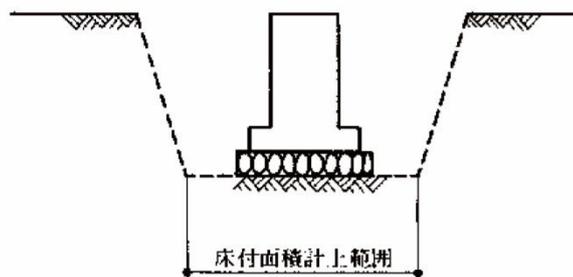
表 2-6 排水工事におけるバックホウの作業効率 E

バックホウ 0.35	E
街きよます・取付管	0.3
管オープン掘削	0.63
山留	0.55

(5) 機械掘り

土量にまとまりがある場合は原則として、機械掘りとする。なお、機械掘りには、床材面積も含め計上する。

図 2-11



1 - 3 施設工

(1) 型枠・コンクリート工

① 型枠工

自然公園等工事に用いる型枠は、合板型枠を標準とする。コンクリート構造物の分類は表 2-7 による。

表 2-7

種 類	コンクリート構造物の分類
無筋構造物 鉄筋構造物 小型構造物	マッシブな構造物、比較的単純な鉄筋を有する構造物、均しコンクリート等鉄筋コンクリート擁壁等鉄筋量の多い構造物 コンクリート断面積が 1 m ² 以下の連続している側溝、傘コンクリート等、コンクリート量が 1 m ² 以下の点在する集水桝、照明基礎、標識基礎等

(2) 鉄筋工事

① 鉄筋数量は原則として、配筋図より所要従量を算出する。

② 単位重量、および定尺

表 2-8

種 類	規 格	単 位 重 量	定 尺	備 考
丸 鋼	φ 9	0.449kg/m	7.0m	
	φ 13	1.04	7.0	
	φ 16	1.580	7.0	
異 形 鋼	D10	0.56 kg/m	7.0m	
	D13	0.996	7.0	
	D16	1.56	7.0	
	D19	2.25	7.0	
	D22	3.01	7.0	

(注) 材料の割増しは、単価で行うものとする。

(3) ブロック積み等

① 基礎部（10m 当たり）と壁部（10m² 当たり：壁部については、擁壁高 2m 未満と以上に区分）に分けて計上する。

② 小型構造物の場合は、平均H一括 10m 当たりで計上することができる。

③ 胴込めコンクリートは、表 2-9 を標準とする。

表 2-9

種 類	胴込めコンクリートの量
割石、雑割石の練積み	1.7 m ³ /10 m ³
野面石、雑石の練積み	1.7 m ³ /10 m ³
コンクリートブロック積	1.93 m ³ /10 m ³ (控 35 cm)

④ 荷上げ

荷上げ方法	運 搬 条 件
機 械	石積（張）材料の荷上方法が上り方向で、直高 2m 以上の部分
人 力	上記以外の部分

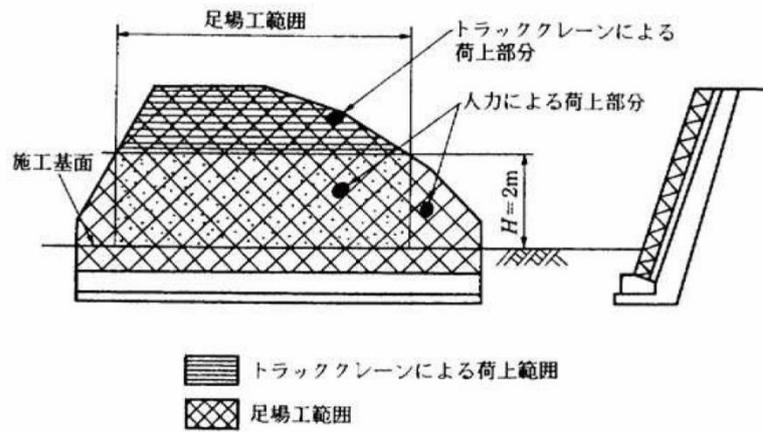
(注) 1. 荷上げ機械にクレーンを使用する場合は、トラッククレーン（油圧 15~16 t 吊）とし、胴込め、裏込めコンクリート、裏込材、雑割石、雑石、野面石の運搬を 1 台で行うものとする。

2. 施工直高が 2m 以上ある場合は、機械施工、人力施工と区分し計上すること。

3. 材料搬入地盤より上に積み上げる場合、直高 2m 以上は足場工を見込むこと。

⑤ 単管足場工

図 2-1 2



- (注) 1. 施工基面は、埋戻線、または、現地盤とする。
 2. 足場面積 (H 2 m 以上の場合は、図に示す足場工範囲の面積とする)。
 3. 路面等より下段に設ける石積の荷下げ、足場の計上については現場状況により必要に応じて見込むものとする。

⑥ 壁部面積は、展開図より算出する。

$$H = \frac{\text{壁部面積}}{\text{擁壁平均延長}} (\text{天端} + \text{下端}) \times 1 / 2$$

図 2-1 3

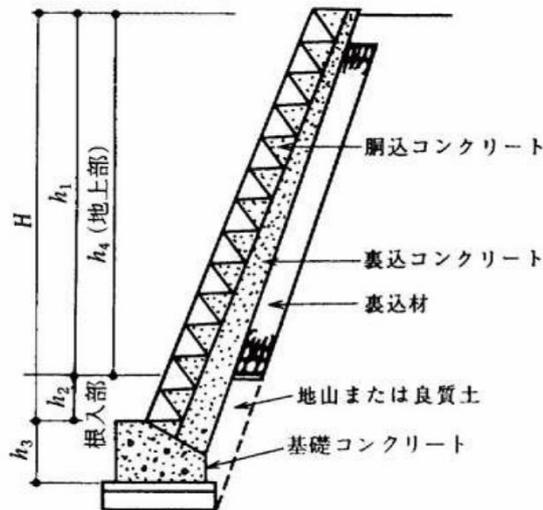


表 2-10 擁壁基礎寸法

基礎地盤条件 擁壁高 (mm)	I (mm)				II (mm)				III (mm)			
	a	b	c	d	a	b	c	d	a	b	c	d
3,000 未満	100	100	100	100	100	100	100	100	100	200	200	100
3,000 以上	200	200	200	100	200	200	200	100	200	200	250	100
地盤条件	地 盤 条 件											
I	岩、岩屑、砂利又は砂											
II	砂質土											
III	シルト粘土又はそれらを多量に含む土（擁壁の基礎底面から少なくとも 15m までの深さの土を砂利又は砂に置き換えた場合に限る）											

ただし、基礎地盤が軟弱で地耐力が不足している場合は適用不可。

1 - 4 植栽工

(1) 芝生面積の樹木にかかる控除は、表 2-11 を標準とする。

表 2-11

区 分	幹周 (cm)	植穴直径 (cm)	控除面積 (㎡)
高 木	35 未満	≒80	0.5
	35~80	≒140	1.5
低 木			低木植付面積または 0.25 ㎡/株

(注) 幹周 80cm 以上は別途植穴面積を算出し控除する。

(2) 張芝における目土量 (ベタ張り)

黒土 (表土) を m^2 当たり $0.02 m^3$ とし、設計図書に特記する。

(3) 新植にかかる幹巻き

新植の幹巻きは、原則として表 2-12 の樹種に計上できる。

表 2-12

針葉樹	マキ類	H=3.0m 以上
	マツ類	C=0.3m 以上
常緑高木		C=0.15m 以上
落葉高木	イチョウ以外の	C=0.15m 以上

(注) 1. 幹巻きを特記する場合は、別途計上する。
2. Hは樹高、Cは幹周を示す。

(4) 植栽工

植栽工歩掛については、第 4 章 一般施工歩掛の中の 15 による。

2 市場単価方式による積算

2 - 1 市場単価方式による積算について

公共土木工事における予定価格の算出は、従来、歩掛による積上げ方式で実施されてきたが、①積算の機動性の確保、②市場における各種価格決定要因をより円滑に予定価格に反映させる、③元請・下請間の取引価格の基準化、④発注者側の積算業務の合理化・省力化等の理由から、市場単価方式が一部工種について導入された。

2 - 2 市場単価方式により積算を行う工種

市場単価方式により積算を行う工種及び範囲は国土交通省策定の土木工事標準積算基準書（共通編）によることとする。

なお、前記積算基準は毎年見直され、年度版として刊行されているので留意すること。

3 現場発生品及び支給品運搬

「現場発生品及び支給品運搬」については、下記の国土交通省土木工事標準積算基準書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算基準書(共通編) 第I編 総則
第2章 工事費の積算 ③現場発生品及び支給品運搬 (PI-2-③-1~2)

4 建設機械運転労務等

4 - 1 建設機械運転労務

「建設機械運転労務」については、下記の国土交通省土木工事標準積算基準書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算基準書(共通編) 第I編 総則
第6章 建設機械運転労務等 ①建設機械運転労務 (PI-6-①-1)

4 - 2 原動機燃料消費量

「原動機燃料消費量」については、下記の国土交通省土木工事標準積算基準書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算基準書(共通編) 第I編 総則
第6章 建設機械運転労務等 ②原動機燃料消費量 (PI-6-②-1~8)

4 - 3 機械運転単価表

「機械運転単価表」については、下記の国土交通省土木工事標準積算基準書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算基準書(共通編) 第I編 総則
第6章 建設機械運転労務等 ③機械運転単価表 (PI-6-③-1~7)

4 - 4 一般事項

「一般事項」については、下記の国土交通省土木工事標準積算基準書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算基準書(共通編) 第I編 総則
第6章 建設機械運転労務等 ④一般事項 (PI-6-④-1~5)

5 土木請負工事の特許使用料の積算

5 - 1 土木請負工事の特許使用料の積算について

「土木請負工事の特許使用料の積算について」は、下記の国土交通省土木工事標準積算基準書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算基準書(共通編) 第I編 総則
第7章 土木請負工事の特許使用料の積算 ①土木請負工事の特許使用料の積算について
(PI-7-①-1)

6 土木請負工事における現場環境改善費の積算

6 - 1 土木請負工事における現場環境改善費の積算

「土木請負工事における現場環境改善費の積算」については、下記の国土交通省土木工事標準積算基準書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算基準書(共通編) 第I編 総則
第9章 土木請負工事における現場環境改善費の積算 ①土木請負工事における現場環境改善費の積算 (PI-9-①-1~2)

7 その他

7 - 1 作業日当り標準作業量

「作業日当り標準作業量」については、下記の国土交通省土木工事標準積算基準書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算基準書(共通編) 第I編 総則
第14章 その他 ①作業日当り標準作業量 (PI-14-①-1~151)

7 - 2 市場単価の1日当り標準施工量

「市場単価の1日当り標準施工量」については、下記の国土交通省土木工事標準積算基準書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算基準書(共通編) 第I編 総則
第14章 その他 ②市場単価の1日当り標準施工量 (PI-14-②-1~23)

第3章 積算の留意事項

1. 運搬工

1-1 一般事項

運搬方法の選定については、現地の状況と材料の性質を勘案し、経済的な運搬方法を採用する。

1-2 人力運搬工（人肩、小車運搬等）

- (1) 本歩掛(山岳地人肩運搬歩掛)は、歩道の平均縦断勾配が15%以上の山岳地で、既定の諸車運搬、キャリアー運搬及び索道運搬が不適当な場合に採用する。なお、この場合であっても現地の状況を勘案のうえ乗継運搬と単独運搬のいずれを選ぶかは比較のうえ経済的な方法を採用する。
- (2) 本歩掛の歩道の平均縦断勾配とは着地と発地の平均傾斜割合をいう。また、運搬距離とは、発地から着地までの平均片道距離をいう。
- (3) 運搬距離は20m、40m、60mと20m単位で区分することとしているが、これは20m未満、20～40m、40～60mという意味であって運搬距離20m以内の場合は、20mの歩掛を、20m以上の場合にはそれぞれの範囲に対して上位の数値を適用するものとする。
- (4) 本歩掛の運搬には、普通作業員を適用する。ただし勾配がおおむね30%以上の箇所、または山泊を必要とする場合は、山林砂防工を適用する。
- (5) 土取場及び土捨場は設計内容に明記すること。
- (6) 各種運搬歩掛は、運搬工程に影響のない勾配を基準としており、高低差や運搬距離の観点で本歩掛の適用が妥当と判断できない場合は見積対応とする。

2. 仮設工

2-1 一般事項

仮設費は、工事建造物の一部を構成することはないが、工事の施工を直接、間接に補助するための施設、材料等であり、工事の進行とともに消耗され、工事の完成によって撤去されるものに関する費用である。

仮設は、その目的によって直接仮設と共通仮設とに区分される。直接仮設は内外足場、登架橋、土留工等のように工事遂行に直接関係のある仮設をいう。一方、共通仮設とは、各種の準備費、現場事務所・倉庫・労務者宿舎等の仮設建物、コンクリートプラント、アスファルトプラント等の機械設備費等のように各工種に共通しており、積算にあたっては、所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算して計上する仮設を示す。

自然公園等工事の場合、工事箇所の多様な立地、施工可能な期間の限定等があり、かつまた、優れた自然要素を損なうことなく工事を進行させることが大前提であるので、これ等の点を十分ふまえた仮設の積算を行うことが重要である。このため、工事着手前における移植や表土工等の植生保全措置、あるいは浸食防止対策の検討が重要となる。また、多くの自然公園は既に利用されているものがほとんどで、利用者（特に登山利用者）に対する配慮が必要となる。この場合、工事区間と期間の周知、迂回路標示を広範囲に示すことになるので、公園管理者と十分協議をしておく必要がある。

2-2 各種仮設工

各種仮設工に、準備工に相当するものも含め、以下に積算上の留意事項を示す。

(1) 共通仮設

※第1章 3-3 間接工事費 表1-3を参照。

(2) 伐開

伐開は工事箇所の地形、工事用進入路、工事範囲と施工量によって、人力施工かブルドーザー施工かを決定する。その場合、保全する植生や地形・地物の有無を確認し、その保全対策を講じると共に、表土流出防止等の防災面での措置を勘案する。

(3) 構造物取りこわし工

構造物取りこわしは、主として既存施設改修に伴う軽微な構造物の解体を適用範囲とし、専らコンクリートブレーカーによる5m³未満のものを標準対象とする。尚、建築物及び駐車場舗装全面撤去のような大規模な取りこわしについては、別途適用する基準よること。

3. 敷地造成工

3-1 一般事項

敷地造成は、敷地の面積の大小、地形・地質・標高差等さまざまであり、周辺の土地利用も考慮して造成を考えなければならない。

積算に当たっては、次の事項に留意し、必要な積算項目を洗い出す。

(1) 造成は、土の造形であること

敷地造成工は、公園・緑地の基本的な形状・形態をつくるものであり、ラウンディングなど自然景観との調和を大切にされた造成を行い、計画意図を把握しながら排水・のり面勾配等の安全性を考えて行う。

(2) 植物の生育基盤造成

植栽地においては、植物が自立し、生育できる土が必要である。

実施設計時までには、土壌調査を行い、土の保水・排水・保肥力・土の硬さ・質等をもとに施工方法を検討する。

(3) 構造物等の安全基盤としての造成

園路・広場の基礎、建築物、工作物等の安全基盤として敷均し、転圧、機種、転圧回数等を決め、締め固める必要がある。

これらは、土質調査資料をもとに検討する。特に、池・沼地等軟弱地盤上の盛土の施工は、十分調査を行い、改良の工法について診断する。

3-2 土工

(1) 現地踏査・資料収集

- ・周辺状況
- ・地形・地質
- ・気象（雨、凍上）
- ・植生状況
- ・既設施設の処理（廃棄運搬、焼却等）

(2) 防災工

- ・降雨水の流末状況と防災工
- ・梅雨、台風等の出水による仮排水、仮締切り
- ・落石防止等の対策

(3) 抜開・除根・除草の程度およびその面積

- ・使用機械（ブルドーザ）
- ・根の処分方法（焼却・埋める等）

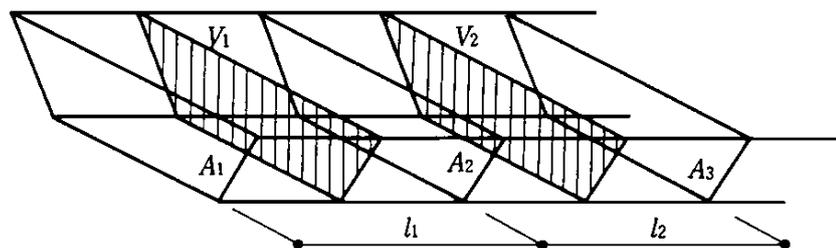
(4) 土量配分

- ・土量変化率
 - ・踏込沈下量
 - ・切盛バランス
 - ・運搬経路、距離の検討
- a. 土量算定は、表土、植栽用土、基盤造成用土、道路路床土に分けて積算する。
- b. 土量計算は、緑道、歩行者専用道路等線的な土工には断面法、園地・広場等面積的な土工には、点高法が多い。
- c. 土量計算の方法
- イ. 平均断面法

20mを標準に横断をとり、切土面積(CA)、盛土面積(BA)を求め、隣接する断面の平均断面に測点距離を乗じて土量を求める。園路や、水路等の線的な土量を求めるときに用いる。

$$V_1 = \frac{A_1 + A_2}{2} l_1$$
$$V_2 = \frac{A_2 + A_3}{2} l_2$$
$$V_n = \frac{A_n + A_{n+1}}{2} l_n$$
$$V = \frac{(A_1 + A_2) l_1 + (A_2 + A_3) l_2 + \dots + (A_n + A_{n+1}) l_n}{2}$$

図3-1



ロ. 点高法 (4点平均法)

メッシュ間距離5~20mにメッシュ線を入れ、メッシュをつくる4交点の平均切土高、平均盛土高にメッシュ面積を乗じて切土量、盛土量を算出する。園地、広場等の面的な土量を求めるときに用いる。

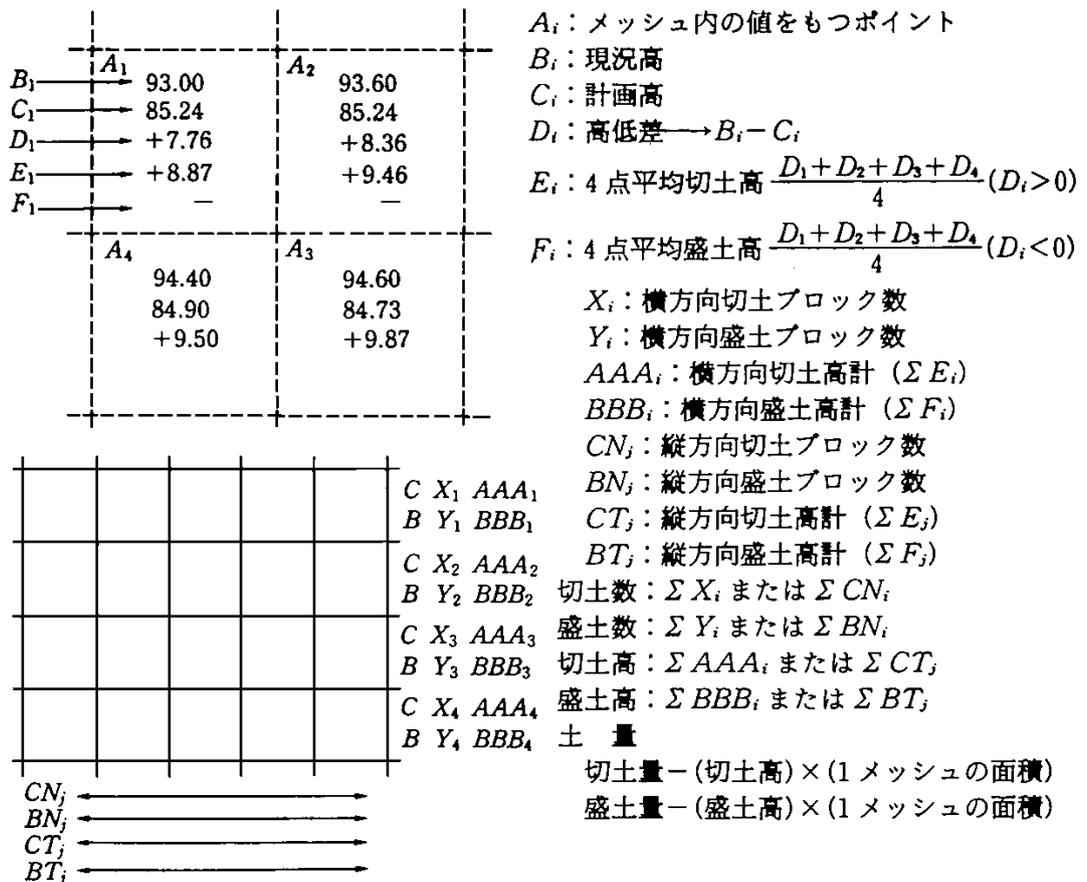
切土量、盛土量はおのこの計算し土量分布図に記入する。

d. 運土計画

運土計画は、切土を盛土へ流用したり、残土の搬出、不足土の搬入等土量の配分計画を決定し、運搬距離、運搬土量の算出、施工機種の選定を行う。

土量の配分計画は、園路等の線的な土工には、土積図（マスカープ）を利用するが、園地、広場等の面的な土工には、重心法によって運土計画図を作成し運土距離を求める。

図 3-2 4点法土量計算

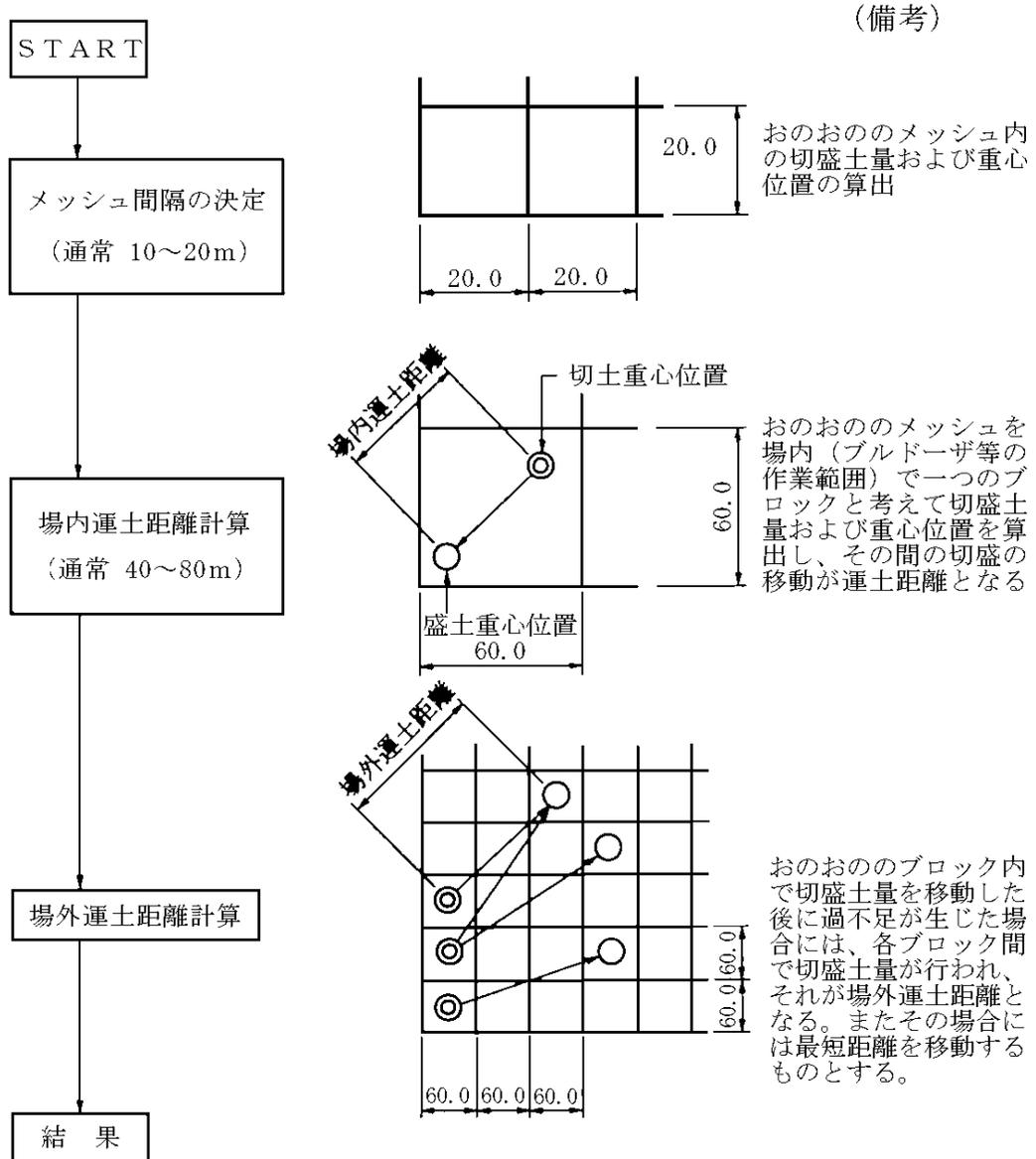


- 最近は、電子計算機が用いられるようになってきたが、基本的な作業手順は、
- イ. 土量計算結果に基づき、土量分布図を作成する。
 - ロ. 地形、土質、工期、工事用道路、障害物等の条件を考慮して、経済的な土量の配分計画を行う。
 - ハ. 土量の配分に当たっては、土量の変化率を考慮する。地山に対する変化率は、

$$C = \frac{\text{締固後の土量}}{\text{地山の土量}} \quad \text{とし、}$$

切土量で表すときは、 $\text{切土量} = \text{盛土量} \times 1 / C$
 盛土量で表すときは、 $\text{盛土量} = \text{切土量} \times C$ となる。

図 3-3 運土距離計算 (実施設計)

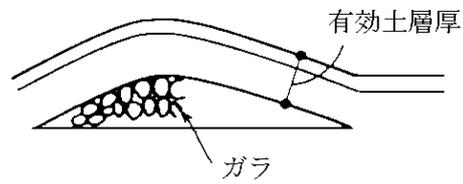


(注) 結果として以下のように項目が得られる。
 1. 場内運土量および運土距離
 2. 場外運土量および運土距離
 ただし、距離の分けにより、使用施工機械の種別分けが可能

土量の配分計画に基づき、切土ブロック、盛土ブロックの重心点間距離を算出して運土距離とする。運搬路に障害物等がある場合は迂回する。X、Yの距離は、実施設計の場合、通常10mまたは20mで行う。

敷地にあるコンクリート・ガラ等の残碎は、玉石程度に砕いて植栽地有効土層厚以下の心土とするか、場外処分とする。

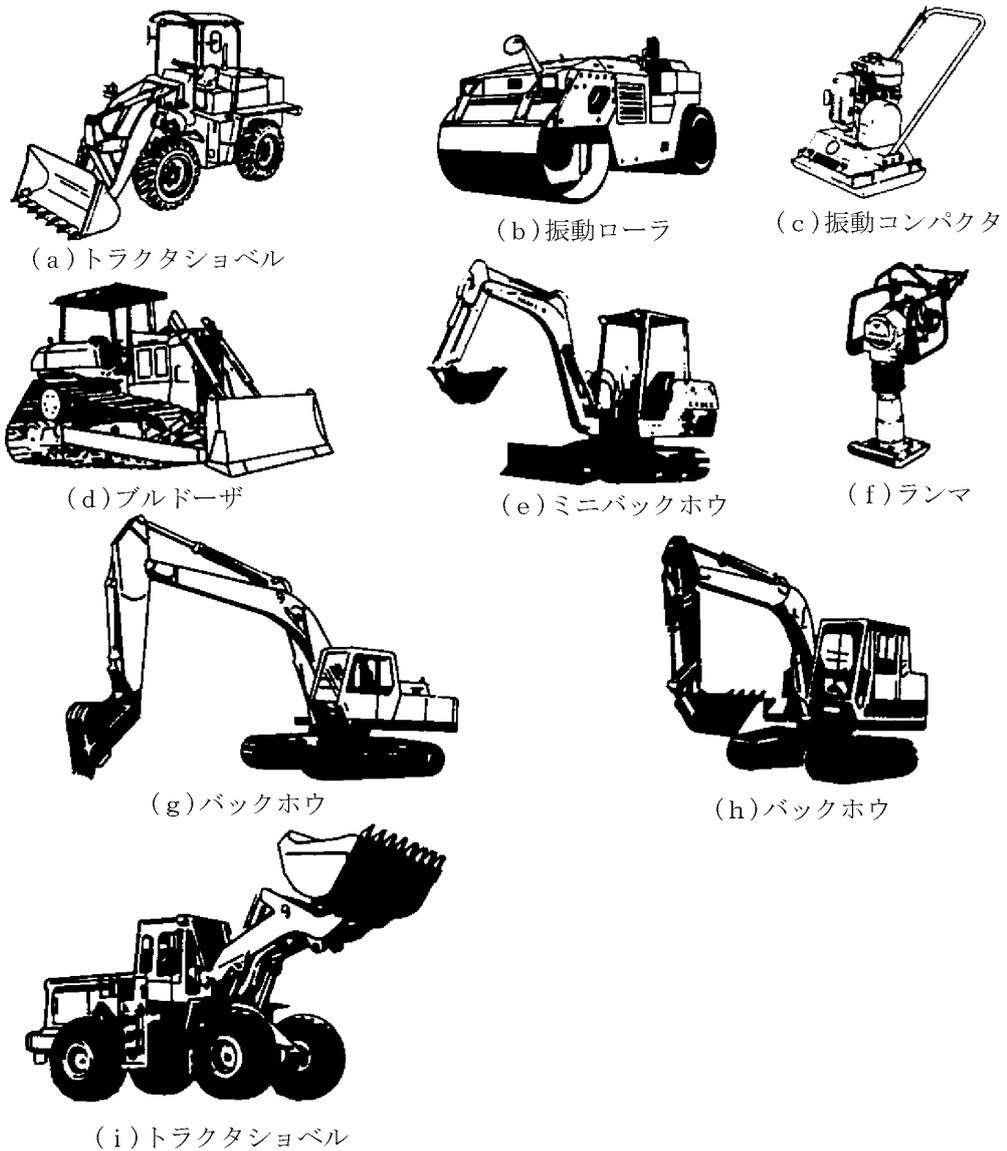
図 3-4 ガラの処理



(5) 土工機械

土工機械は、工事目的、施工費、工期・工程、地形地質、施工場所等を検討して選定する。

図 3-5 各種土工機械



(6) 夜間作業・防塵対策

夜間作業は、原則として行わない。

晴天時の散水車、長期的工事の防塵柵等を検討する。

(7) 切土

切土の土質によって土工機械の能力が異なるので、現地踏査、土質調査書を検討し、切土量、工期・工程から適切な機械を組み合わせる。

地下水や湧水脈が法面にでる場合は、排水施設を設ける。

(8) 盛土

a. 盛土材

盛土材の質によって、機械機種を選定する。

・盛土材の質は、土質調査データから判定する。

・工事が数年にわたる場合は、前年の施工実績等も参考に検討する。

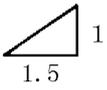
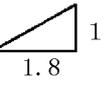
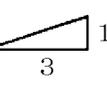
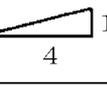
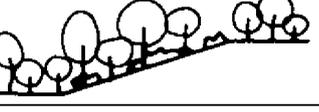
b. 盛土の締固め

転圧機械の敷均厚、転圧回数を決める。

c. 法面仕上げ

盛土法面の転圧には、人力による土羽打ち、バックホウによる機械打ち等の方法がある。

図 3-6 のり面勾配と樹木との関係

勾配		断面パターン	植栽可能樹木
1:1.5 (66.6%) (33° 40')			地被 芝
1:1.8 (55%) (29° 3')			地被 低木
1:3 (33.3%) (18° 30')			地被 中木
1:4 (25%) (14° 00')			地被 中木・高木

(出典) 川本昭雄他、道路緑化の設計・施工、山海堂、1977より

d. 築山盛土の造形

景観を重視した造形には、築山工を計上し、土量の増減のない程度に現場でなじみよく仕上げる必要がある。

(9) 植栽地造成工

表面上どんなに美しく仕上がっていても、植物の根の生育が不完全であれば樹木は、しだいに衰え枯死する。土は、植物が根を伸ばすことによって自身を支え、養分・水分を供給できる母なる大地でなければならない。

(参考) 有効土層の決定

植物の根の伸長に必要な土層の厚さは次の要素から決定する。

①根の分布 (図3-8)

樹木には深根性と浅根性があり深根性の根の80%が深さ0.8mまでにある。浅根性の根の約85%が0.6mまでにある。

②関東ローム土壌と関西の風化岩土壌では同じ樹種でも根茎の形態は異なってくる (図3-9)。したがって地域に応じた有効土層を考える。

③有効土層下の一般造成切盛土でも植物の支持根 (くい根) が伸長できることが望ましいのでコンクリートガラ等は破碎しておく。

以上のことから図3-7のような断面構成とする。

図3-7 断面構成

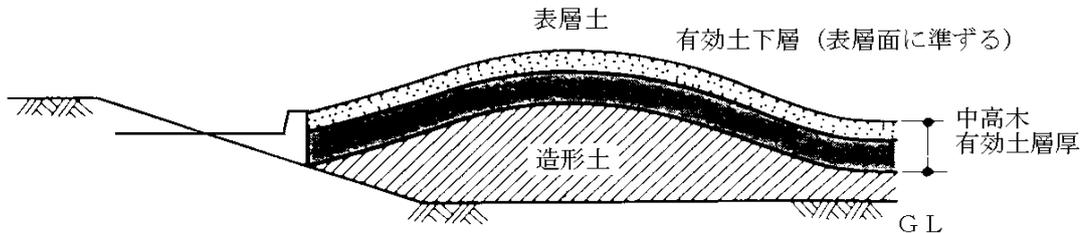


図 3 - 8 樹根の分布

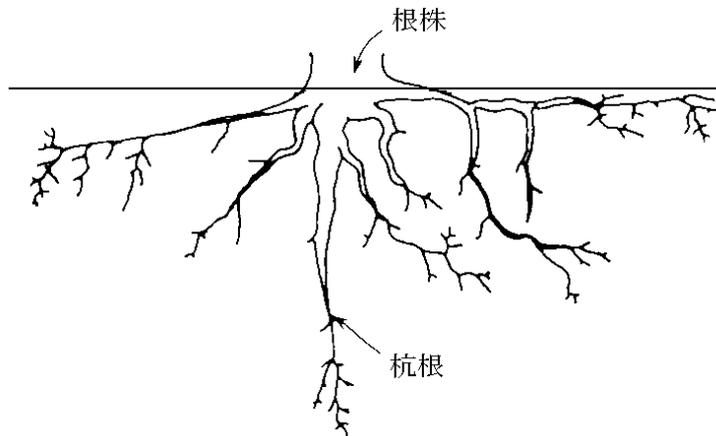
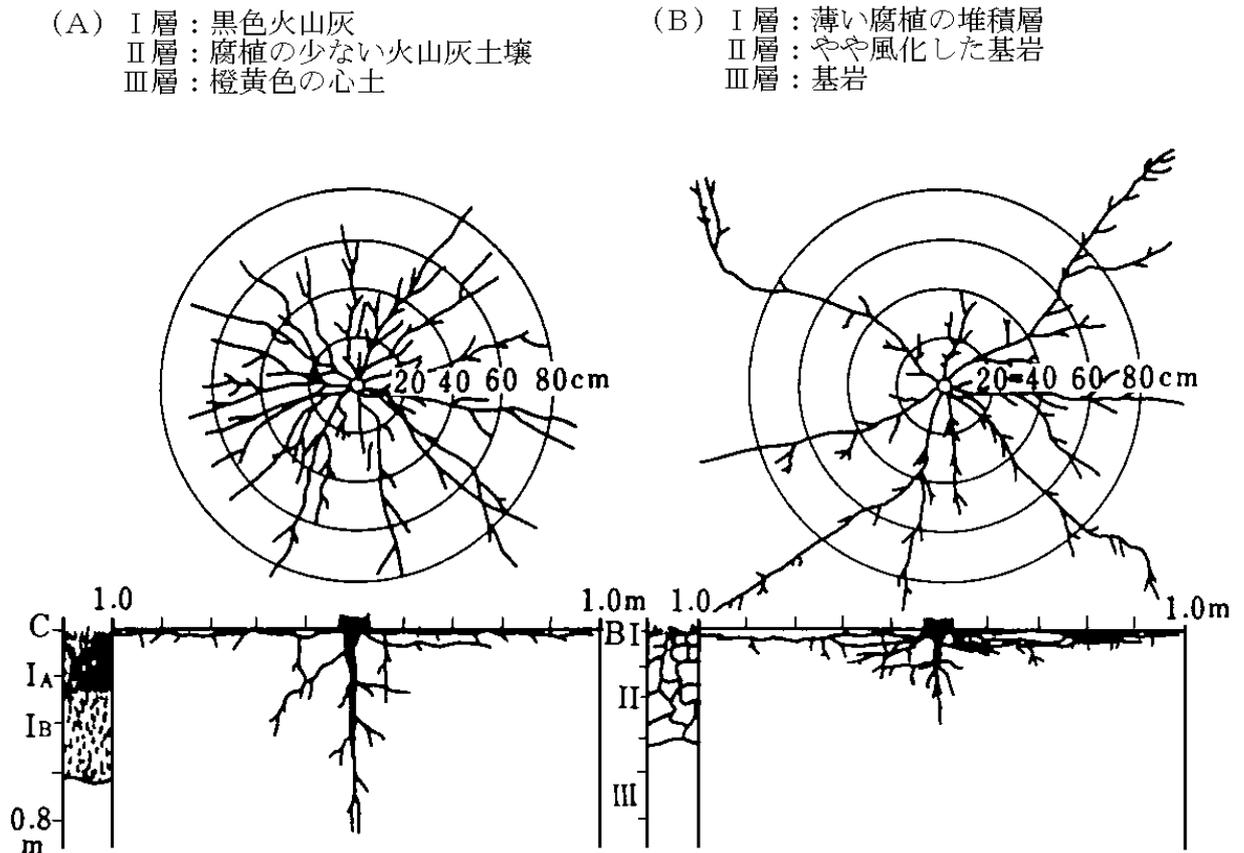


表 3 - 1 土層深別の太根の分布の一例（中野）

樹種		深根性						浅根性					
		アカマツ		スギ		コナラ		ヒノキ		サワラ		ミズキ	
樹齢(年)		45		50		40		50		47		35	
樹高(m)		12		16		16		14		16		15	
胸高直径(cm)		26		32		26		23		36		22	
太根の分布 (%)	0~20cm	37		30		30		46	82%	39		48	
	20~40	29	82%	18	81%	31	78%	16	82%	33	85%	28	89%
	40~60	9		15		11		20		13		13	
	60~80	7		18		6		10		9		10	
	80~100	2		12		3		6		5		2	
	100~150	9		4		13		3		1			
	150~	6		3		8							

図3-9 膨軟な関東ローム土壌（A）とEr型瘠悪土壌（B）に
成立したアカマツの根茎



(出典) 荻住 昇、樹木根系図説、誠文堂新光社

a. 植栽地の機械施工

植栽地は、機械による過転圧にならないよう湿地ブルドーザや超湿地ブルドーザ等の低接地圧の施工機械を使用する。

植栽帯や植ます等の部分的な客土には、バックホウ0.35m³が適している。

b. 法面仕上げ

法面は、ラウンディング（自然なまるみづけ）を必要に応じて計上する。

(10) 植栽保護工

造成を行う際には、貴重な植生が残存しているか、現地踏査及び文献等の確認を行う。発見された場合は、施工箇所の変更及び移植等の検討をする。

3-3 在来表土工

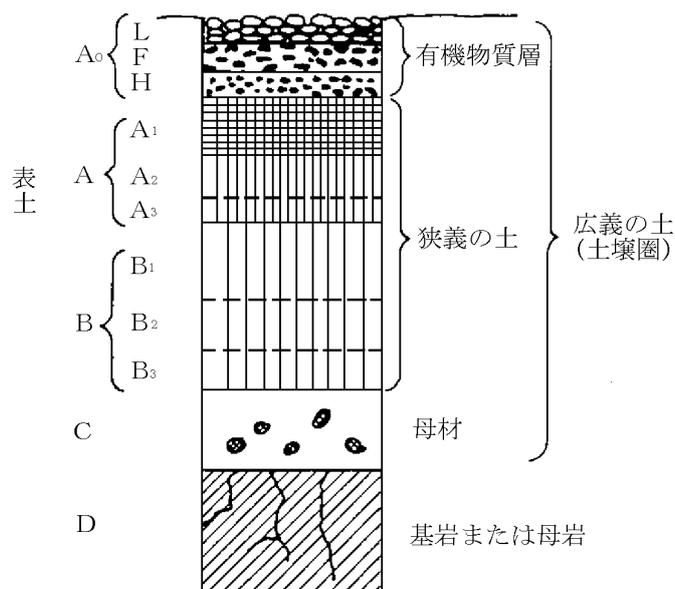
表土の保全は、植物の生産基盤として、自然環境の保全の観点からも樹木の保存とともに検討していく必要がある。

表土土工は、植栽用土として確保するので積算に当たっては、次の点を検討して行う。

(1) 準備工

- ・伐採の面積と表土の厚さ
- ・移植樹木の有無
- ・伐採の処理（焼却・埋める）
- ・排水溝、土砂流出防止柵等
- ・仮置場の防災工
- ・運搬経路とトラックの大きさ

図3-10 土の層



(出典) 大政正隆、土の科学、NHKブックス、1977より

(2) 表土の採取

- ・工法と機種を選定

採取地の地形、表土厚、運搬経路から効率的な工法を選択する。

(例) 平坦地で表土が厚いときは、バックホウによる掘削積込み
傾斜地で薄いときは、ブルドーザによる剥土

(3) 表土運搬

- ・運搬経路、距離
- ・運搬路が植栽地になる場合は、終了後の掘起こし等の復元を計上する。

(4) 仮置・堆積

- ・法面が崩壊しない程度にブルドーザ転圧整形をする。一般に体積 $H = 1.5 \text{ m}$ を標準とし、 3 m を限度として台形に仕上げる。
- ・仮置・堆積場には、素堀の排水、土止柵等を設ける。
- ・長期的に堆積しておく場合は、土の流失を防ぐためクローバ、芝等で被覆する。

仮置場

- イ．平坦地
 - ロ．乾燥防止・飛散防止のため風の弱い場所
 - ハ．排水の良いところ
 - ニ．工事の工程に支障のないところ
 - ホ．用地・工程上、上記以外にやむを得ず仮置する場合は防災対策を十分行い仮置きする。
- 土工機械による締固転圧はしない。

(5) 復元再置

- ・仮置、堆積土を植栽地に搬入するため掘取り、運搬機種、運搬ルート、距離を検討する。



- ・土質によっては、粗造成面と表土を混合攪はんする。
- ・復元厚は、地域の土壌調査資料、経済性、確保している量等から検討する。
- ・土壌改良材を混合するとき、ディスクハロー、プラウ等の機械で混合攪はんする。

3-4 石積・擁壁工

石積、擁壁には、①平坦地を確保するため、②構造物の基礎として、③シンボル、サイン等安全性、経済性だけでなく視覚・修景という観点からも設けられる。

- ・壁面の仕上げを特注する場合は、見積り等を勘案して定めるものとする。(コンクリートウォール面のデザイン、小叩仕上げ等)
- ・積石、天端石は、材料・産地によって異なる場合もあるので、見積り等を勘案して定めるものとする。
- ・特に、石材の寸法・形状・表面仕上げによって価格が変わるので図を添付して見積り等をとるものとする。

資料 擁壁展開図の寸法算出（作成：鈴木恒雄）（図3-12、表3-2）

$$L = H \times N \cot \theta$$

計算例

$$H = 2.8\text{m}, N = 0.3, \theta = 35^\circ$$

のLを求める場合

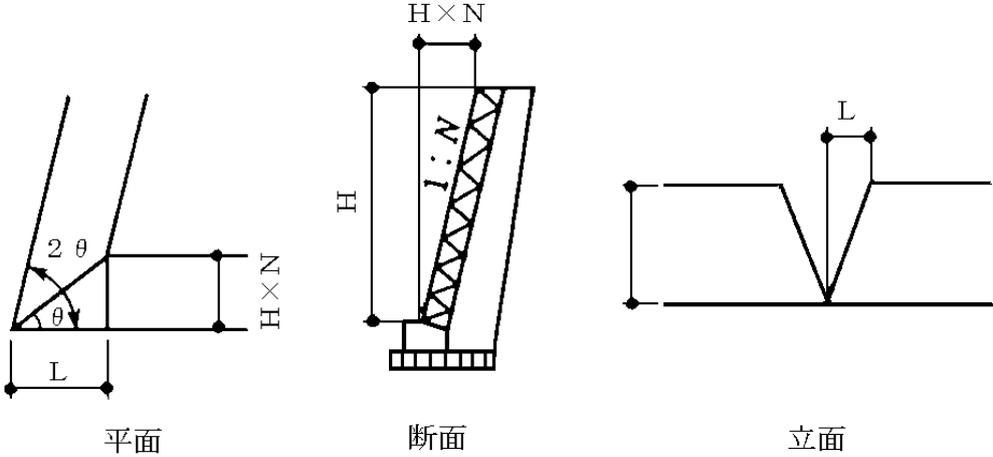
$$\text{表より、} N \cot \theta = 0.428$$

$$L = 2.8 \times 0.428 = 1.198 \approx 1.20$$

表3-2 展開図開き表 $N \cot \theta$

		N							N				
2θ	θ	1:0.1	1:0.3	1:0.5	1:0.7	1:1	2θ	θ	1:0.1	1:0.3	1:0.5	1:0.7	1:1
30°	15°	0.373	1.120	1.866	2.612	3.732	90°	45°	0.107	0.300	0.500	0.700	1.000
2	6	0.349	1.046	1.744	2.441	3.487	2	6	0.097	0.290	0.483	0.676	0.966
4	7	0.327	0.981	1.636	2.290	3.271	4	7	0.093	0.280	0.467	0.653	0.933
6	8	0.308	0.923	1.539	2.115	3.078	6	8	0.090	0.270	0.450	0.630	0.900
8	9	0.290	0.871	1.452	2.033	2.904	8	9	0.087	0.261	0.435	0.608	0.869
40	20	0.275	0.824	1.374	1.923	2.747	100	50	0.084	0.252	0.420	0.587	0.839
2	1	0.261	0.782	1.303	1.824	2.605	2	1	0.081	0.243	0.405	0.567	0.810
4	2	0.248	0.743	1.238	1.733	2.475	4	2	0.078	0.234	0.391	0.547	0.781
6	3	0.236	0.707	1.178	1.649	2.356	6	3	0.075	0.226	0.377	0.528	0.754
8	4	0.225	0.674	1.123	1.572	2.246	8	4	0.073	0.218	0.364	0.509	0.727
50	25	0.215	0.644	1.073	1.502	2.145	110	55	0.070	0.210	0.350	0.490	0.700
2	6	0.205	0.615	1.025	1.435	2.050	2	6	0.068	0.203	0.333	0.473	0.675
4	7	0.196	0.589	0.982	1.374	1.963	4	7	0.065	0.195	0.325	0.454	0.649
6	8	0.188	0.564	0.941	1.317	1.881	6	8	0.063	0.183	0.313	0.438	0.625
8	9	0.180	0.541	0.902	1.263	1.804	8	9	0.060	0.180	0.301	0.421	0.601
60	30	0.173	0.520	0.866	1.212	1.732	120	60	0.058	0.173	0.289	0.404	0.577
2	1	0.166	0.499	0.832	1.165	1.664	2	1	0.055	0.166	0.277	0.388	0.554
4	2	0.160	0.480	0.800	1.120	1.600	4	2	0.053	0.160	0.266	0.372	0.532
6	3	0.154	0.462	0.770	1.073	1.540	6	3	0.051	0.153	0.255	0.357	0.510
8	4	0.148	0.445	0.742	1.038	1.483	8	4	0.049	0.146	0.244	0.342	0.488
70	35	0.143	0.428	0.714	1.000	1.428	130	65	0.047	0.140	0.233	0.326	0.466
2	6	0.138	0.413	0.688	0.963	1.376	2	6	0.045	0.134	0.223	0.312	0.445
4	7	0.133	0.398	0.664	0.929	1.327	4	7	0.042	0.127	0.212	0.297	0.424
6	8	0.128	0.384	0.640	0.896	1.280	6	8	0.040	0.121	0.202	0.283	0.404
8	9	0.124	0.371	0.618	0.865	1.235	8	9	0.038	0.115	0.192	0.269	0.384
80	40	0.119	0.358	0.596	0.834	1.192	140	70	0.036	0.109	0.182	0.255	0.364
2	1	0.115	0.345	0.575	0.805	1.150	2	1	0.034	0.103	0.172	0.241	0.344
4	2	0.111	0.333	0.556	0.778	1.111	4	2	0.033	0.098	0.163	0.228	0.325
6	3	0.107	0.322	0.536	0.750	1.072	6	3	0.031	0.092	0.153	0.214	0.306
8	4	0.104	0.311	0.518	0.725	1.036	8	4	0.029	0.086	0.144	0.201	0.287
90	45	0.100	0.300	0.500	0.700	1.000	150	75	0.027	0.080	0.134	0.188	0.268

图 3-12 展开图寸法



3-5 蛇籠工

蛇籠は、法面表層部の湧水及び土壌浸食の恐れのある場所に周囲の地形、景観等と調和するとともに、自然環境の復元という観点からも設けられる。

材料は、籠マットと極力現地で発生した 50～200mm 程度の自然石を使用する。

3-6 編柵工

編柵は、不安定土砂の固定、人為的に造成した地形及び自然の地形の保護等のために設ける。

使用する材料は、帯梢と挿木、ネット柵等があるが、施工箇所での安全性、経済性、修景等を検討して決定する。

3-7 法面工

法面工は、切土・盛土法面の安定を図るために、土質調査、周辺の地形、環境、地質条件及び同種法面の実態などの調査から、法面の勾配、使用する機種、保護工法の検討を行う。

(1) 切土法面

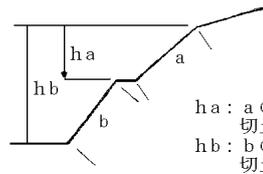
切土法面の勾配は、各調査における結果及び用地条件などを総合的に判断して決定する。使用する機種については、3-2 土工(7) 切土を参考にする。

以下に標準的な法面の勾配を示す。

表 3-3 切土に対する標準法面勾配

地山の土量		切土高	勾配
硬岩			1 : 0.3 ~ 1 : 0.8
軟岩			1 : 0.5 ~ 1 : 1.2
砂	密実でない粒度分布の悪いもの		1 : 1.5 ~
砂質土	密実なもの	5m以下	1 : 0.8 ~ 1 : 1.0
		5~10m	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
	密実でないもの	5m以下	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
		5~10m	1 : 1.2 ~ 1 : 1.5
砂利または岩塊まじり砂質土	密実なもの、または粒度分布のよいもの	10m以下	1 : 0.8 ~ 1 : 1.0
		10~15m	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
	密実でないもの、または粒度分布の悪いもの	10m以下	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
		10~15m	1 : 1.2 ~ 1 : 1.5
粘性土		10m以下	1 : 0.8 ~ 1 : 1.2
岩塊または玉石まじり砂質土		5m以下	1 : 1.0 ~ 1 : 1.2
		5~10m	1 : 1.2 ~ 1 : 1.5

注) ア. 土質構成などにより単一勾配にしないときの切土高および勾配の考えは図 3-13 のようにする。



- ・勾配は小段を含めない。
- ・勾配に対する切土高は当該切土のり面から上部の全切土高とする。

ha: aのり面に対する切土高
hb: bのり面に対する切土高

図3-13 単一勾配にしない場合の切土高と法勾配

- イ. シルトは粘性土に入れる。
- ウ. 上表以外の土質は別途考慮する。
- エ. 法面の植生工を計画する場合には図3-6も考慮する。

表3-3に示す標準法面勾配は、次の条件に該当する場合は摘要できないことがあるので、法面勾配の変更およびり面保護工、法面排水工などによる対策を講ずる必要がある。

①地盤条件

- ア. 地すべり地の場合
- イ. 崩壊土砂、強風下斜面の場合
- ウ. 砂質土など、特に浸食に弱い土質の場合
- エ. 泥岩、凝灰石、蛇紋岩などの風化が速い岩の場合
- オ. 割れ目の多い岩の場合
- カ. 割れ目が流れ盤となる場合
- キ. 地下水が多い場合
- ク. 地震の被害を受けやすい地盤の場合

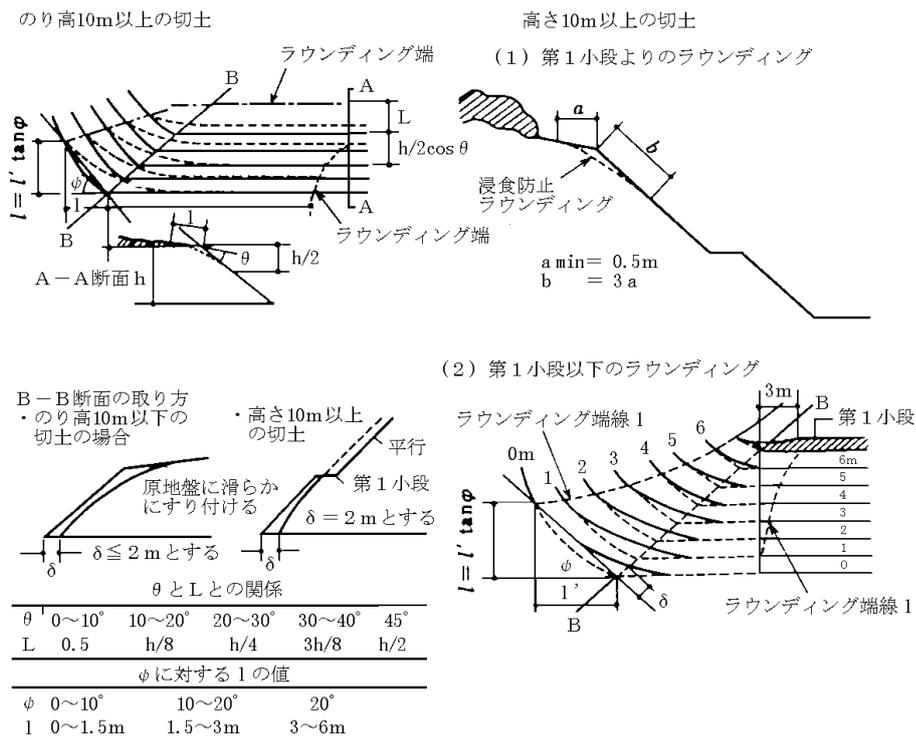
②切土条件

- ア. 切土高が表3-3に示す高さを越える場合
- イ. 用地などからの制約がある場合

③切土の崩壊による影響

- ア. 万一崩壊すると隣接物に重大な損害を与える場合
- イ. 万一崩壊すると復旧に長期間を要し、道路機能を著しく阻害する場合
(例えば代替道路のない山岳道路における切土)

※自然景観との調和を行うためラウンディングを行う。図3-14参照



(出典) 農政調査委員会、体系農業百科事典、第7巻、1967より

図3-14 ラウンディング

(2) 盛土法面

盛土法面の勾配は盛土材料、盛土高に応じて経験的な標準値を一般に用いる。(表3-4)
使用する機種は、3-2 土工(8) 盛土を参考にする。

表3-4 盛土材料および盛土高に対する標準法面勾配

盛土材料	盛土高(m)	勾配	摘要
粒度の良い砂(SW)、礫および細粒分混じり礫(GM)(GC)(GW)(GP)	5m以下	1:1.5~1:1.8	基礎地盤の支持力が十分にあり、浸水の影響のない盛土に適用する。 ()の統一分類は代表的なものを参考に示す。
	5~15m	1:1.8~1:2.0	
粒度の悪い砂(SP)	10m以下	1:1.8~1:2.0	
岩塊(ずりを含む)	10m以下	1:1.5~1:1.8	
	10~20m	1:1.8~1:2.0	
砂質土(SM)(SC)、硬い粘質土、硬い粘土(洪積層の硬い粘質土、粘土、関東ロームなど)	5m以下	1:1.5~1:1.8	
	5~15m	1:1.8~1:2.0	
火山灰質粘性土(VH ₂)	5m以下	1:1.8~1:2.0	

注) 盛土高とは、法肩と法尻の高低差をいう(図3-15参照)。

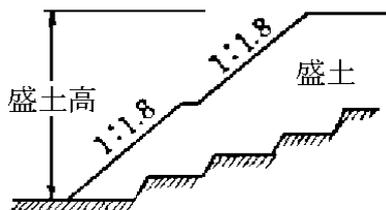


図3-15 盛土高

(3) 法面の保護

法面保護工は、法面の浸食や風化を防止するため、植生または構造物で法面を被覆したり、排水工や土留構造物で法面の安定を図るために行う。

工種については、施工場所の土質地質の状況、安全性、経済性、修景性、環境保全性を検討して決定する。工法については国土交通省のNETISに新技術情報が随時更新されているため検討の参考とする。

法面保護工の工種と目的は、表3-5に示す。また環境保全性に配慮したNETISに登録されている工法事例として表3-6に示す。

表3-5 法面保護工の工種と目的

分類	工種	目的・特徴
植生工	種子散布工 客土吹付工 厚層基材吹付工 張芝工 植生マット工	浸食防止、 凍上崩落抑制、全面植生（緑化）
	植生筋工 筋芝工	盛土法面の浸食防止、部分植生
	土のう工 植生穴工	不良土、硬質土法面の浸食防止、 部分植生
	樹木植栽工	環境保全、景観
構造物による法面保護工	モルタル吹付工 コンクリート吹付工 石張工 ブロック張工 プレキャスト枠工	風化、浸食防止 中詰めが土砂やぐり石の空詰めの場合は、浸食防止
	コンクリート張工 吹付枠工 現場打コンクリート枠工 アンカー工	法面表層部の崩落防止、多少の土圧を受けるおそれのある箇所 の土留め、岩盤はく落防止
	編柵工 じゃかご工	法面表層部の浸食や湧水による流失の抑制
	落石防止網工	落石防止
	石積、ブロック積擁壁工 ふとんかご工 井桁組擁壁工 コンクリート擁壁工 くい工 補強土工	ある程度の土圧に対抗（抑止工）

表3-6 環境保全性に配慮した工法事例（NETIS登録工種（2022））

工種	事例	特徴
客土吹付工	土壌藻類資材の吹付工	土壌藻類による早期安定、自然侵入促進
厚層基材吹付工	GOR 工法	現地発生木材等のチップ材を使用
	REG 工法	現場発生土を使用
	エコストライプ工法	厚層基材半減、植物の自然侵入促進
張芝工	アサシバ	ワラでなくジュート繊維ネットを使用
植生マット工	ガードレインシート工法	土壌や種子流出防止機能を備える
	フルボ酸入り植生マット工法	自然素材を使用した郷土種定着、生育促進型

3-8 地形修正工

地形修正は、主に小規模の土工および地表の凸凹の修正のため行うので、周囲の地形や植生状況に影響を与えないように検討を行う。

使用する機種は、極力現地およびその周囲に影響を与えないような機種を選定する。

3-9 水辺工

水辺工は、治水を維持しながら、生息・生育する生物、動植物、魚類等を保全できるよう工種工法の検討を行う。

使用する材料は、極力現地で発生する石・木材やロール状の植物繊維質のもの等、自然の素材を使用する。

3-10 ウッドチップ敷均し工

現地で伐採した樹木は、細かく粉砕（ウッドチップ）して、植栽地のマルチング材、広場等のクッション材、園路等の舗装材および堆肥他等のリサイクル利用について検討を行う。

4. 園路、駐車・駐輪場、広場工事

4-1 一般事項

園路、駐車・駐輪場、広場工事は利用者を安全、快適に園地に誘導したり、集合離散や休息等の空間として利用するためのものであるのが、積算にあたっては以下の点に留意する。

- (1) 施工規模、幅員や施工場所、施工時期により資材の調達や施工機種に係る費用が異なるために事前に現地の施工条件を整理する。
- (2) 舗装材や縁石等については利用目的等に応じて、他種多様な素材があるため、見積をとり検討する。
- (3) 土壌の状況によっては地盤改良や排水施設の整備が必要となることから事前に確認する。

4-2 舗装工

(1) 路床

土質調査資料に基づいて検討する。

不良土の場合は、良質土または、砂等に置きかえるなどの地盤改良を行う。

(2) 路盤

現場CBR 2以上であれば、舗装の標準設計図をもとに厚さを決定する。

透水性舗装の場合は開粒度の路盤やフィルター層を設定する。

(3) 表層

園路・広場等の表層には、砂、クレイからコンクリート、アスファルト、コンクリート2次製品、自然石、ウッドチップ等の素材の違いや透水性の有無によって多数の種類がある。各舗装は計画する場所の利用目的、利用状況、管理や景観に応じて適切な材質を選定する。

表面仕上げ、色、透水性の有無等により単価が異なることや、自然公園内においては小面積施工、人力施工になることが多いこと等から実態に合った積算をする。

(例)

①土系舗装

- ・ダスト舗装やクレイ舗装等の土や砂を転圧し、塩化カルシウム等の表層安定剤を散布する工法のほか、セメント、アスファルト、樹脂等の結合剤を骨材とあらかじめ混合し舗装する工法があり、使用する骨材や結合剤で単価が異なるので見積を取る。

②カラーアスファルト舗装、脱色アスファルト舗装

- ・小面積は、原料混合上割高になる。カラーアスファルトは赤、緑等色によって単価が異なる。脱色アスファルトは使用する種石によって単価が異なるので見積を取る。

③コンクリート舗装

- ・ハケ引、金ゴテ仕上げ等表面の仕上げによって単価が異なる。
- ・凍上の考えられる地域には、伸縮目地を多くとり、路盤厚も検討する。

④擬石平板舗装

- ・特殊な平板表面（種石）によっては、単価が異なるので見積をとること。

⑤インターロッキング舗装

- ・サイズや仕様によっては、単価が異なるので見積をとること。

⑥自然石舗装

- ・使用する石材により産出する地域が限定され、地域によって調達難易度の差があり単価が異なることから見積を取ること。

⑦ウッドチップ舗装

- ・ウッドチップを転圧する方法のほか、樹脂等の結合剤を混合または散布する方法があり、工法によって単価が異なることから見積を取ること。

標準施工機種について

舗装工事に係る施工機種は、表3-7を標準とする。

表 3-7 舗装工事に係る施工機種

歩道 工事	路床	敷均し 転 圧	人力 振動ローラ 0.5~0.6 t	ブルドーザ 3 t 振動ローラ 2.5~2.8 t	
	路盤	敷均し 転 圧		1.6~2.8m 2.5~2.8 t	2.4~3.6m 2.5~2.8 t
	表層 (アスコン系)	敷均し 転 圧			
	施工平均幅員			W<1.6m	1.6≤W< 3.0m
園地 工事	施工規模		狭い場合		広い場合
	路床	敷均し 転 圧	人力 振動ローラ 0.5~0.6 t	ブルドーザ 3 t 振動ローラ 2.5~2.8 t	
	路盤	敷均し 転 圧		2.4~3.6m 2.5~2.8 t	
	表層 (アスコン系)	敷均し 転 圧			
	計算上の記号		A		B
			100 m ² 程度の 園地広場	500 m ² 程度の 園地広場	1000 m ² 程度の 園地広場

(注) 園地工事は歩道工事に比較し線形等が複雑かつ工作物が多いので人力敷均しを原則とし、施工幅が3mに近く広場の場合は、Bとする。(ブルドーザ3t→土工板有効幅1.8m)

(備考) 1. 原則として土工事については、一括して整地工事を計上する。

2. 使用機種の作業効率については、敷地内に植樹ます、ベンチ等の施設および給排水電気設備等が一般的に含まれる場合は〈普通〉とし、前記構造物がない場合〈容易〉とする。

4-3 縁石工

園路境界の明確化による園路外の立ち入り防止や土砂の流亡防止、舗装端部の保護が必要な場合は縁石を設置する。

(1) 材料

- ・コンクリートやコンクリート擬石、石、レンガ等を使用した縁石工のほか、舗装端部の保護に特化した杉板や樹脂、スチール等の舗装止めがある。
- ・多様な2次製品が存在している。
- ・園路や広場の形状に応じて、直と曲がある。
- ・道路のように同一材で施工する場合と植ますや花壇のようにコーナー部が多く仕上げに入念な施工が必要な縁石工もある。
- ・樹脂やスチールの舗装止めについては製品によって歩掛や単価が異なることから見積を取って検討する。

4-4 広場工

広場は、園地の立地条件やタイプ、ゾーンの性格等に応じて、入口広場、休憩広場、展望広場、散策広場、自然探勝広場、運動広場、自由広場、解説広場等を設定し、利用する目的

や機能によって広場の形状や配置、舗装材料、排水施設等の検討を行う。

- ・ 広場表面は郷土種による草本か野芝に準ずる裸地の被覆を基本とするが、利用上舗装が必要な場合は、計画する場所の利用目的、利用状況、管理や景観に応じて適切な材質を選定する。(4-2 舗装工参照)
- ・ 雨水排水については広場表面の排水勾配を確保して、表面排水を速やかに処理する措置を図るが、土壌条件等により十分な排水が確保できない場合や広場利用面で迅速な排水が必要な場合は、暗渠排水を検討する。

5 休憩・展望施設工

5-1 一般事項

休憩・展望施設について、二次製品でかつ小規模のものは以下のとおりとする。

休憩・展望施設は、公園利用者の休憩利用や風景を楽しむためのものであるが、自然景観に対し融合したデザイン・配置、安全性の検討（地震時の安全性の検討）にて設計されるものである。よって、積算にあたっては以下の点に留意する。

- (1) 見本やカタログ等を収集し、見積を取り検討する。
- (2) 自然景観に配慮した色彩計画を勘案する必要がある、色指定を行う場合が多い。色指定を行った場合、製品によっては単価が異なるものがあるので十分注意する。
- (3) 積算時点で、製品の製作期間を把握すること。工事の進捗によって、搬入条件等に制約を受けることも想定されるので、事前に検討を行う。
- (4) 木材を使用する際は、加圧式保存処理等の防腐処理の仕様を確認するとともに、調達期間、単価を確認の上検討する。
- (5) 基礎形状について設置箇所の条件に応じて一般的なコンクリート基礎とするか、施工性がよい簡易基礎にするか検討する。
- (6) 大型のもので組み立てに作業床高さ2.0m以上を超える場合は、仮設足場の設置が必要となり、トラッククレーン等作業用の重機が必要となることから、見積時に確認すること。

5-2 四阿・展望台・パーゴラ工

位置や設置目的、機能により、四阿、パーゴラ（日除け）、展望台等、必要な施設を検討する。形態・構造についても、例えば四阿であれば柱の本数が一本～複数本になるなど、機能により複数のパターンがあり、単価も異なることから設置個所の特性に応じて検討する。

四阿・展望台・パーゴラ工の工種の組合せを表3-8に示す。

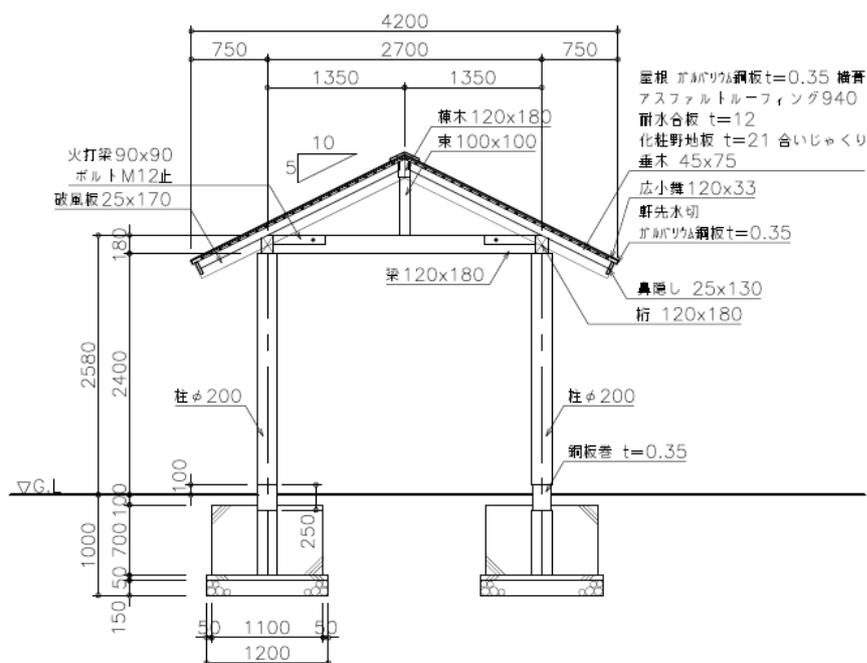
表3-8 四阿・展望台・パーゴラ工の基礎形状別工種組合せ表

工種	コンクリート基礎	簡易基礎
製品材料費	◎	◎
建込み・据付け工	◎	◎
運搬工	◎	◎
土工	◎：機械，人力	◎：機械，人力
基礎工	◎：砕石，割栗石	◎
コンクリート工	◎	○：基礎以外
型枠工	◎	○：基礎以外
鉄筋工	○	○：基礎以外
左官工	○	○：基礎以外
石工	○	○
木工	○：製品の補助部分	○：製品の補助部分
塗装工	○	○
タイル工	○	○
仮設足場工	○：大型のもの	○：大型のもの
作業用重機	○：大型のもの	○：大型のもの
その他	○：設計による	○：設計による

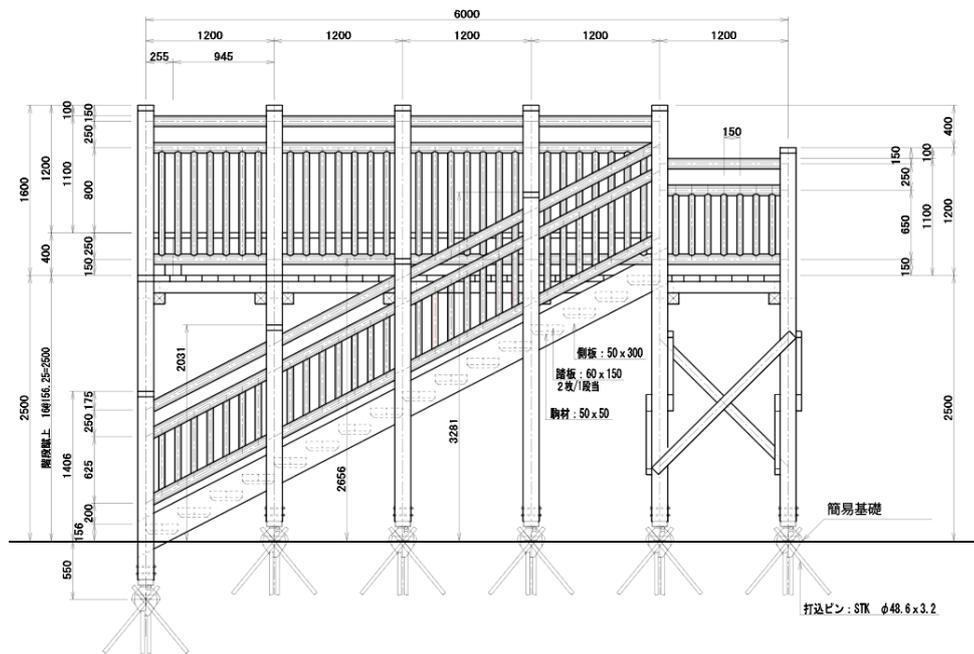
◎…基本的な工種

○ …設計内容によって発生する工種

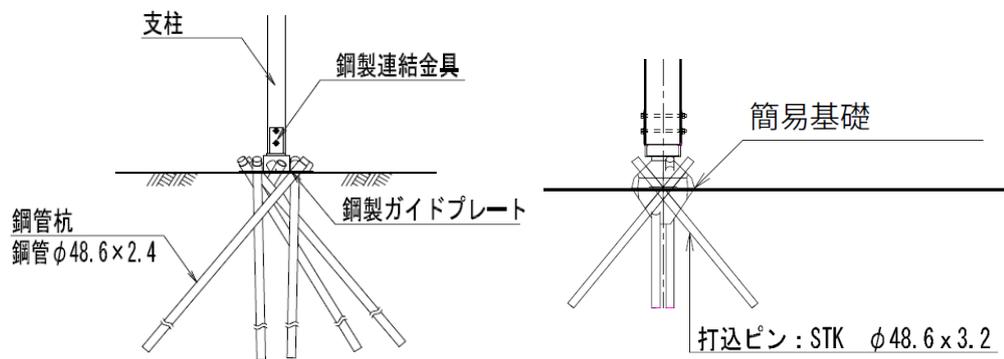
図3-16 四阿・展望台・パーゴラ工の例



四阿 (コンクリート基礎)



展望台 (簡易基礎)



簡易基礎の例

5-3 ベンチ工他

休憩施設は四阿等の他、ベンチ、野外卓等があり、これ等の工種の組合せを表3-9に示す。

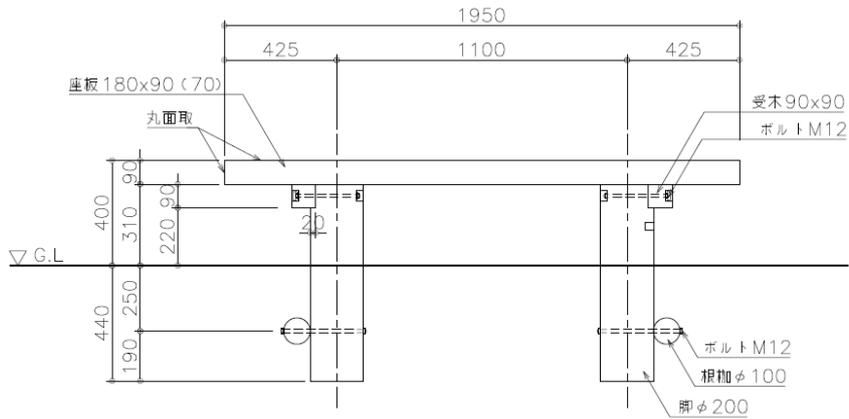
表3-9 ベンチ、野外卓工の基礎工別工種組合せ表

工種	基礎なし (根かせ)	コンクリート 基礎	簡易基礎	適用事項
製品材料費	◎	◎	◎	
据付け工	◎	◎	◎	
土工	◎	◎	◎	機械、人力
基礎工	-	◎	◎	
コンクリート工	-	○	-	PC基礎は該当なし
型枠工	-	○	-	PC基礎は該当なし
木工	○	○	○	現場加工の場合
塗装工	○	○	○	現場加工の場合

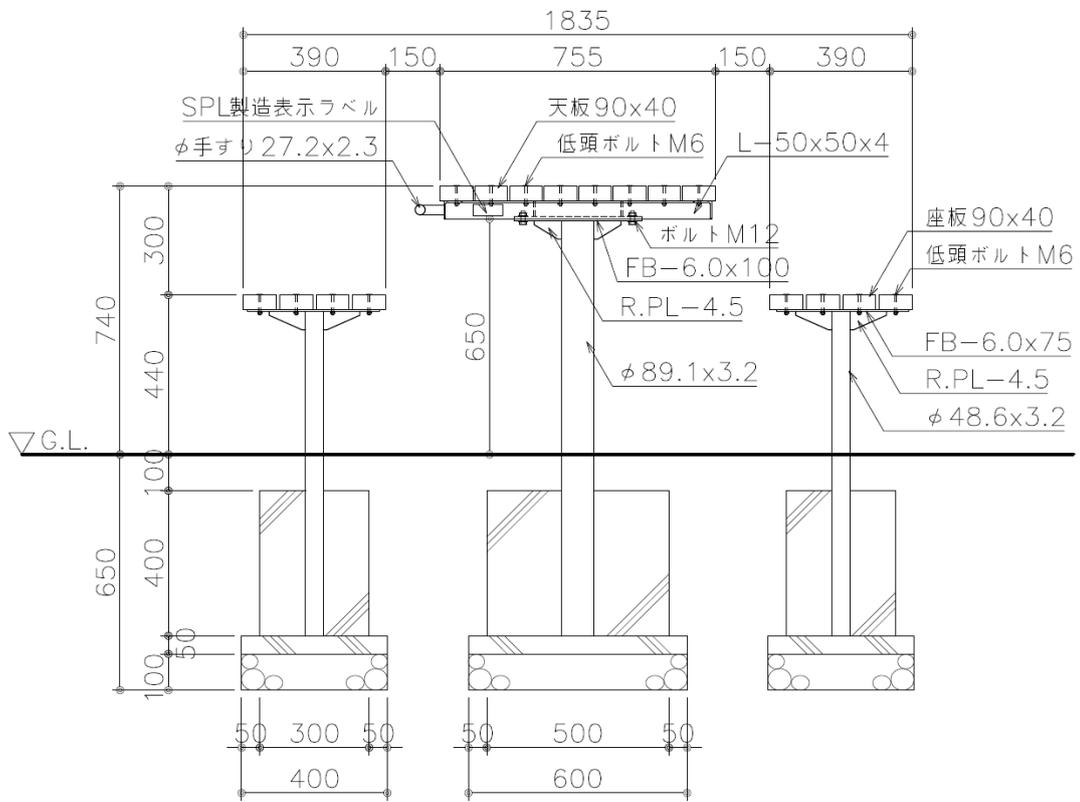
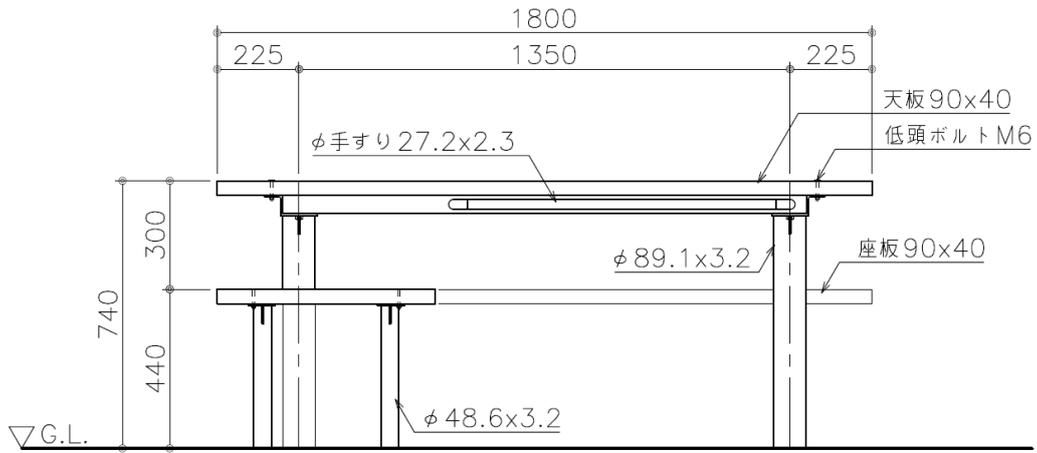
◎…基本的な工種

○…設計内容によって発生する工種

図3-17 ベンチ、野外卓工の例



ベンチ (基礎なし (根かせ))



ユニバーサル対応野外卓（コンリート基礎）

6 野営施設工

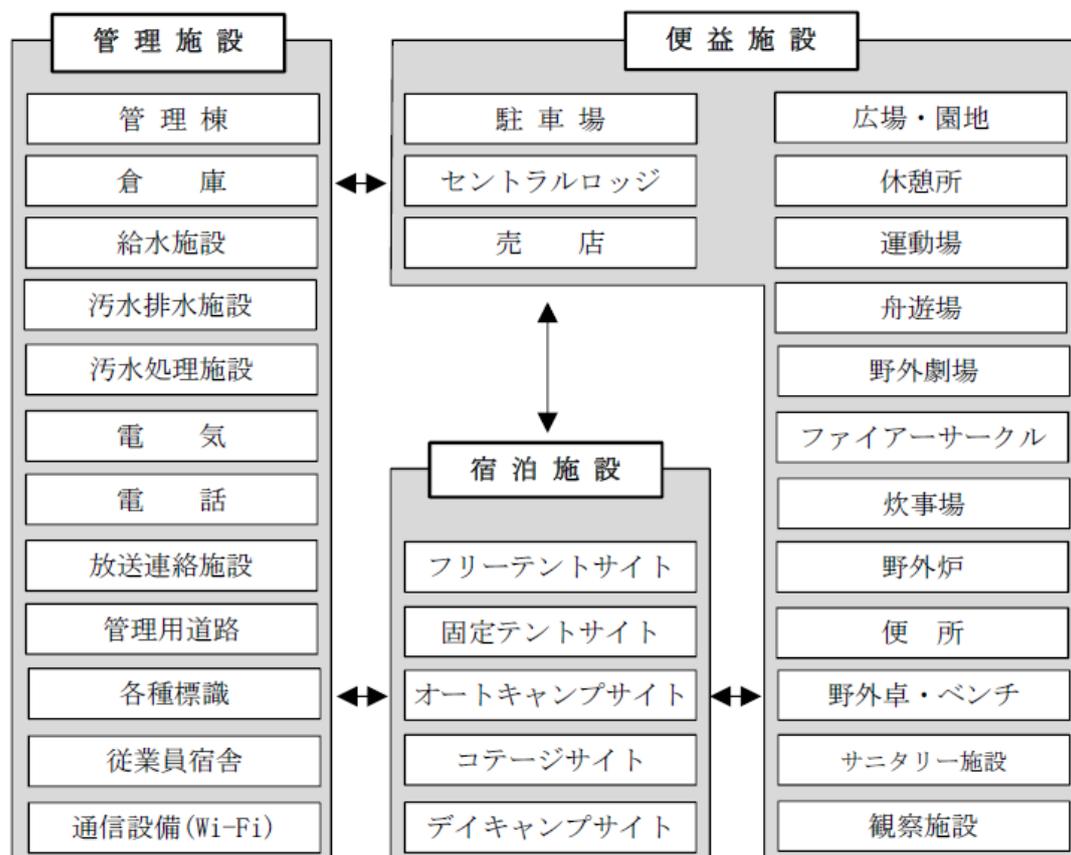
6-1 一般事項

野営場は、公園利用者のキャンプ生活全般を支える施設群で、表3-10に示すように多岐にわたる施設によって構成される。ここでは、野営施設のうち中核を成す宿泊施設（テントサイト）と、野営場ならではの施設であるファイアーサークル工についての、積算基準を示すものとする。

積算にあたっては以下の点に留意する。

- (1) 多工種の組合せによって構成される工種である点、各種該当する工種については、その積算要領を参照すること。
- (2) 工事量、工事規模、工事箇所の地形等により、適応する工法や建設機械の選定が変わるので、各工種の内容と全体工事のバランスを勘案し、適切な工法を検討すること。
- (3) 工事の工程及び手順を検討すること。
- (4) 自然素材、特注品、指定品、指定色等があるので、見本やカタログを収集し、見積を取りながら検討すること。

表3-10 野営施設の種類



6-2 テントサイト工

テントサイトは大別して、フリーテントサイトと固定テントサイト、オートキャンプサイトに分類される。

フリーテントサイトは、利用性、安全性から考慮して平坦地が望ましく、工種は自然環境への影響が軽微な範囲での土工や水はけが悪い場合の暗渠排水工、植栽工等の工種がある。植栽工に関しては、表層は自然草地や張芝の仕上げとし、樹林地に設ける場合は、樹木の皆伐は行わず、適切に間引く程度にとどめ、利用者の安全に配慮しながら景観木として活用を図る。

固定テントサイトについては標準的なものとして以下の3つのタイプがある。

Iタイプは自然地形を活用したもので、工種は部分的なレベル調整のための必要最小下限の土工となる。

IIタイプは路床を盛土し、真砂土や張芝の表面仕上げを行うサイトで、工種は土工や植栽工となる。

IIIタイプは木製床板を敷き、プラットフォーム型としたサイトで、工種は土工、植栽工、テント床工となる。

上記3タイプについて、野営場の整備水準の考え方に応じて、野外卓、標識、野外炉、立水栓、排水施設、フットライト等の施設を適宜検討する。

固定テントサイト工種組合せ例を表3-11に示すが、個別の設計内容と照合のうえ、積算にあたるものとする。

表3-11 固定テントサイト工種組合せ例

工種	項目	該当タイプ
土工	整地、側溝床掘、砂質土混合	タイプI、II、III
植栽工	高木植栽（緑陰樹）、張芝	タイプII、III
テント床工	木枠テント床、プラットフォーム型テント床	タイプIII
野外卓工	野外卓	タイプII、III
標識工	区画番号標識	タイプI、II、III
野外炉工	野外炉	タイプI、II、III
給水工	立水栓	タイプII、III
排水工	芝側溝、暗渠排水、雑排水	タイプII、III
電気工	フットライト	タイプI、II、III

オートキャンプサイトは駐車スペースが決められているオートキャンプサイトと自由に駐車できるフリーオートキャンプサイトがある。

オートキャンプサイトの工種としては、基盤部に関係する土工、植栽工、駐車スペース等の舗装工、縁石工の他、サイトの施設として、テント床、野外卓、標識、野外炉、立水栓、雨水排水施設、汚水排水施設、フットライト、コンセントボックス等の工種がある。キャンピングカーを対象とする場合には、キャンピングカーに接続できる電源装置（AC電源）、給水装置、汚水排水施設を検討する。

フリーオートキャンプサイトは自動車が芝生広場に直接乗り入れて利用する広場サイト方式であるが、芝生の維持管理が困難であることから導入については慎重な検討が必要である。

表3-12にオートキャンプサイトの工種組合せ例を示す。尚、実際の設計・積算に際しては、例示は参考扱いとし、適宜工種の組み合わせを検討する。

表 3 - 1 2 オートキャンプサイト工種組合せ例

工 種	項 目
土工	整地、側溝床掘、砂質土混合
舗装工	アスファルト舗装、コンクリート舗装、他
縁石工	コンクリート縁石、自然石、他
植栽工	高木植栽（緑陰樹）、張芝
テント床工	木枠テント床、プラットフォーム型テント床
野外卓工	野外卓
標識工	区画番号標識
野外炉工	野外炉
給水工	立水栓
排水工	芝側溝、暗渠排水、雑排水 汚水投入口及び汚水排水（キャンピングカー用）
電気工	フットライト、コンセントボックス（AC電源）

6-3 ファイアーサークル（コンセルリンク）

ファイアーサークルは、団体のための営火、自然解説、野外演劇等を行う施設として修学旅行生等の団体利用が多い場合、野営場内の広場の屋外または屋内に設置する。工種は、土工、舗装工、縁石工、石工、ベンチ工、植栽工、排水工等により構成される。積算にあたっては以下の点に留意する。

- (1) 中心の営火部分は、熱に強い安山岩か凝灰岩（大谷石類）あるいは、耐火レンガ等を用いる。消火の際に速やかに排水されるように水抜きを整備する。
- (2) 観客席はすり鉢状の芝生地やベンチを設置する。
- (3) ステージには、利用内容に応じて照明施設及び映写用の耐水性コンセントを設ける。

7 標識工

7-1 一般事項

標識工は、記名標識、案内標識、解説標識、注意標識、掲示板、境界標識があり、積算にあたっては以下の点に留意する。

- (1) 製品本体については自然素材、特注品、指定品等があるので、カタログ、見本、見積により検討する。特に記名標識に関しては、意匠上の理由から、石材や木材を多用するケースが多いので、十分考慮すること。
- (2) 標示面については、素材の仕様、標示内容、字体、使用色、印刷及び製作方法によって、価格が大きく変わるので、十分検討すること。
- (3) 基礎工事については、根かせによる基礎なしタイプ、コンクリート基礎、簡易基礎等の複数工法があり、各工種の組合せによるので、これについては該当工種の積算要領によること。
- (4) 製品の製作期間は、かなりの長期間を必要とするので、積算時点において、製作期間を把握しておくこと。
- (5) 標識の役割、更新頻度や景観的な重要性、求められる耐久性等踏まえ、過剰な仕様にならないように配慮すること。

標識工の工種組合せ例を、表3-13に示す。

表3-13 標識工の工種例組合せ表

工 種	基礎なし (根かせ)	コンクリート 基礎	簡易基礎	適 用 事 項
製 品 材 料 費	◎	◎	◎	素材、表示、製作方法 の確認
据 付 け 工	◎	◎	◎	
土 工	◎	◎	◎	機械、人力
基 礎 工	—	◎	◎	
コンクリート工	—	○	—	PC基礎は該当なし
型 枠 工	—	○	—	PC基礎は該当なし
鉄 筋 工	—	○	—	PC基礎は該当なし
石 工	—	○	—	石材使用の場合
木 工	○	○	○	現場加工の場合
塗 装 工	○	○	○	現場加工の場合

◎…基本的な工種

○…設計内容によって発生する工種

8 管理・便益施設工

8-1 一般事項

ここでは主として、柵類、門扉、車止め、手摺等について記載する。
積算にあたっては以下の点に留意する。

- (1) 材料指定、製品指定、色指定等を確認し、カタログ、見本、見積等を取り寄せて検討する。
- (2) 全体の施工量によって、価格、調達期間が変動するので、工事量の把握をする。
- (3) 標準施工部の他、役物的な施工部分の有無について検討する。この点、特殊な役物部分がある場合、別途見積を必要とする場合もあるので、注意すること。
- (4) 木材を使用する際は、加圧式保存処理等の防腐処理の仕様を確認するとともに、調達期間、単価を確認の上検討する。
- (5) 基礎形状について設置箇所の条件に応じて一般的なコンクリート基礎とするか、施工性がよい簡易基礎にするか検討する。

このうち木柵工の工種組合せ例を、表 3-14、この例示を図 3-18 に示す。

表 3-14 木柵工の工種例組合せ表

工 種	基礎なし (根かせ)	コンクリート 基礎	簡易基礎	適 用 事 項
製 品 材 料 費	◎	◎	◎	素材、表示、製作方法 の確認
据 付 け 工	◎	◎	◎	
土 工	◎	◎	◎	機械、人力
基 礎 工	—	◎	◎	
コンクリート工	—	○	—	PC 基礎は該当なし
型 枠 工	—	○	—	PC 基礎は該当なし
鉄 筋 工	—	○	—	PC 基礎は該当なし
木 工	○	○	○	現場加工の場合
塗 装 工	○	○	○	現場加工の場合

◎…基本的な工種

○…設計内容によって発生する工種

9 植栽工

9-1 一般事項

植栽工の積算にあたっては以下の点に留意する。

- (1) 地形、気象、土壌、排水性等の敷地条件に応じて、土壌改良、搬入、植付け、養生方法等の工種が異なるため、事前に確認すること。
- (2) 積算の歩掛は国土交通省の基準や、造園関係のマニュアル等を参考とすること。
- (3) 植栽樹木は、多種多規格、生産・出荷に地域性がある、植栽時期に季節性がある、工事の最終工程になるなどの特殊条件があることに留意し、施工時期及び施工地域を想定して検討すること。
- (4) 枯損時の補償として植樹保険を検討すること。
- (5) 自然度の高い地域については、在来植物に影響を与えない植物種の選定に留意すること。

9-2 敷地の条件

- ・地形、地質、周辺の既存樹林の状況を観察する。
- ・気象（風向き、雨、気温、日当たり）
- ・土壌（土壌断面の調査、計画後の切盛りによる土壌断面、土壌改良の必要性）
- ・排水性の確認（水はけのよさ、排水不良の有無）
- ・既存樹・移植樹の状況（位置、姿形、活力度）

9-3 植栽工の積算

植栽工の歩掛等は、国土交通省土木工事標準積算基準書（河川・道路編）第V編公園記載の公園植栽工や造園修景積算の手引き（建設物価調査会）等を参考とする。

9-4 植樹保険

樹木の枯損が多発した場合に備えて、枯損樹木の植替工事が円滑に行われるよう制定されたものであり、保険契約のとりまとめを行っている公益財団法人都市緑化機構のホームページを参照する。

9-5 植栽時期

ポット栽培品等を除いて樹木・灌木・地被は、生育地から公園敷地に植え付けるときは、その樹木の休眠期（生育活動を休止している時期）に移動することが原則である。

樹木には、常緑・落葉樹や竹類などにより移動に適した時期があり、この時期に植え付けた樹木は、活着・生育も良い。

また、買入れする樹木には、畑で肥大成長させた栽培品が多くなってきている。これらは、良好な環境で十分な肥育を行っているため、植付時期が適切でなかったり、土壌、風当たり等の生物環境が厳しいところでは枯損する場合がある。

具体的な内容については、緑化・植栽マニュアル（経済調査会）等、植栽に関わる各種指針やマニュアルを参考とし検討を行うものとする。

9-6 植栽樹木

樹木の品質規格・寸法規格は、国土交通省が定める「公共用緑化樹木の品質寸法規格基準」による。単価については積算資料・物価版等による。規格外または、特殊な樹種等を計画した場合は、見積等によること。

具体的な内容については、緑化・植栽マニュアル（経済調査会）等、植栽に関わる各種指針やマニュアルを参考とし検討を行うものとする。

（注） 緑化樹木の市場性については、（財）日本緑化センターの委託による「販売可能量・調達難易度予想調査書」－（社）日本植木協会－を参考にするといよい。

9-7 支柱

支柱は、植えられた樹木を、①風倒などから保護するため、②支柱を樹木の添景物として見せる役目をもつ。また、広場や植ますの景観木に支柱が入らないものや支柱が見えないように根系部を土中でおさえる（グラウンドサポート）方法がある。

具体的な内容については、緑化・植栽マニュアル（経済調査会）等、植栽に関わる各種指針やマニュアルを参考とし検討を行うものとする。

9-8 移植工

移植とは、選ばれた樹木を計画地へ移し替えるものであり、通常の生産樹木の根付け（植栽）と区別している。

移植の手順は、根廻し、掘取り、鉢巻き、運搬、植付け、養生の工程がある。

移植を成功させるためには、樹種の特徴をよく考えて対応する。

具体的な内容については、緑化・植栽マニュアル（経済調査会）等、植栽に関わる各種指針やマニュアルを参考とし検討を行うものとする。

9-9 養生工

植物を新植・移植したあと、その生育を良好にするために幹巻や灌水、施肥、マルチング等の養生を行う。

具体的な内容については、緑化・植栽マニュアル（経済調査会）等、植栽に関わる各種指針やマニュアルを参考とし検討を行うものとする。

9-10 植栽基盤工

敷地造成工の項目でふれたとおり、造園工事における造成は、「土の造形」と「植物の生育基盤造成」であることが留意点である。積算上は、植栽基盤工と敷地造成工の重複、あるいは漏脱に留意する。

自然公園等工事においては、現存植生の保全や、植生攪乱防止の観点から、在来表土の確保と復元再置を第一とし、やむを得ない場合についてのみ、客土あるいは土壌改良材の使用を行うものとする。

具体的な内容については、緑化・植栽マニュアル（経済調査会）等、植栽に関わる各種指針やマニュアルを参考とし検討を行うものとする。

10. 排水工

10-1 一般事項

排水施設の積算にあたっては以下の点に留意する。

- (1) 現地の雨水の集水状況や土砂の浸食状況を確認し、効率的な排水工を選定すること。
- (2) 多様な2次製品や自治体指定の製品があることから、条件に応じて適切な製品を選定すること。
- (3) 土質や掘削深から山留工の選定や適切な工法を検討すること。
- (4) 施設規模や敷地条件から、施工が人力か機械かの判断を行うこと。
- (5) 排水施設上部の車両等の荷重条件を把握し、施設を選定すること。

10-2 排水工

公園の排水は、①地表水や地下水を敷地外へ放流させるものと、②敷地内の植物の生育、土壌微生物のため、土中へ水分を保水させるもの、③降水後、速やかに排水を行うため暗渠排水を設けるものなどがある。

- ・ 管の埋設深さ、土質によって山留めが必要かどうかを検討する。
- ・ 地下水は、工事の進捗や工程に影響するので現地踏査、土質調査等で確認し、解決しておく。
- ・ 管の基礎工は、地盤沈下、輪荷重を受けるところは、適切な基礎工を設ける。
- ・ 管保護工は、埋設位置、土被りがとれない場合にコンクリート巻とする。
- ・ ますふたの強度は、歩道・植栽地に接地するますふたは、 $T = 2\text{ t}$ 、管理車両の通過する場所のますふたは $T = 14\text{ t}$ とする。

※T：荷重（総重量）

10-3 排水工に関する積算基準

排水工の歩掛等は、国土交通省都市局公園緑地・景観課の公園緑地工事標準歩掛や造園修景積算の手引き（建設物価調査会）等を参考とする。

第4章 一般施工歩掛

1 運搬工

1-1 一般事項

(1) 運搬方法選定表

表4-1-1 運搬方法選定表

材 料 道路 幅員	土 砂 (砂、砂利、 玉石等)		セメント、鋼材、 二次製品等	コンクリート ブロック (積、張、連結) 積石	コンクリート ブロック (平張)	コンクリート
	ダンプトラック		普通トラック			ミキサー車
3.0m以上	10 t 車		6 t 車、8 t 車又は 11 t 車	4~4.5 t 車		4.4~4.5m ³
2.5m以上	2 t 車					1.6m ³
1.7m以上	テラー	距 離	120mをこえるもの	80mをこえるもの	100mをこえるもの	
	小車		120m以下	80m以下	100m以下	
0.5m以上	小 車					
0.5m未満	人 肩					
道路幅員	運 搬 方 法					

- 注) 1. 乗継運搬と単独運搬のいずれを選ぶべきかは比較検討の上、経済的な方法を採用するものとする。
 2. 索道運搬を採用する場合は、上記の諸運搬等が不適当であって人肩運搬と比較して経済的な場合に採用するものとする。
 3. 人肩は原則として使用せず、仮設道路等を考慮し、別途運搬方法を決定するものとする。
 但し、道路幅員が、0.5m程度以下の場合及び諸車運搬及び索道運搬に比較して経済的な場合又は他の運搬が不適当な場合使用するものとする。
 4. 前表は通常の場合の基準であるので、これによることが不適当な場合は、経済的な運搬方法を決定すること。

(2) 貨物自動車運賃計算

土石及び諸材料の運搬費の積算については、機械施工歩掛（人力積込み又は機械積込み表4-1-2 ダンプトラック運搬工）により積算し、又諸資材は陸運局制定の「一般区域貨物自動車運送事業運賃表」（距離別）を基準とする。

① 運搬材料と車種及び計算方法

表4-1-2 運搬材料と車種及び計算方法

運 搬 材 料	車 種	規 格	計 算 方 法
セメント、木材、 鋼材	普通トラック	2 t、6 t、 及び8 t、11 t	一般区域貨物自動車運送事業運賃料金
ブロック(積、平張、 連結)、積石	〃	2 t 及び4~4.5 t	〃
土石(土砂、砂利栗 石、玉石)等	ダンプトラック	2 t、6~6.5 t 及び8 t、10 t	機械施工歩掛 (人力積込み)
土石(土砂、砂利栗 石、玉石)等	〃	2 t、6~6.5 t 及び8 t、10 t	〃 (機械積込み)

注) ダンプトラックのうち、人力積込み方式で計算するのは、土石等を採取又は残土処理等に使用する場合で、かつその量が50m³以下の場合とし、それ以外は原則として機械積込み方式で計算すること。(ただし現地に積込み機械がある場合は上記によらず機械積込みとすること。)

②運賃又は料金が10,000円未満のときは10円未満の端数を、10,000円以上のときは、100円未満の端数を切り捨てる。

イ. 運賃計算の特例

積載貨物（貨物の性質上積み重ねて積載することのできない貨物を除く）が標記トン数の50%以下のときは、直近下位のトン数の車両の運賃を適用する。

継続かつ反復して行う貨物の運送の契約において、あらかじめ特定の車両トン数を基準として運賃を算出した場合には、実際の使用車両のトン数にかかわらず、当該基準車両のトン数による運賃を適用することができる。

ロ. キロ程の計算

運送距離は、1車1回ごとの実車キロ程によるものとし、経路が2途以上あるときは、その最短の経路のキロ程により計算する。

ハ. 悪路割増

原則として加算しない。

ニ. 冬期割増

原則として加算しない。

ホ. 休日割増

原則として加算しない。

ヘ. 深夜早朝割増

原則として加算しない。

ト. 地区割増

原則として加算しない。

チ. 長期契約割増

原則として加算しない。

リ. 車両留置料

原則として加算しない。

ヌ. 往復貨物の割引

1個の契約で同一の車両により、通常の車両回送の範囲内において往復貨物の運送（それぞれ100km以上の運送に限る。）を行う場合（荷主が当該荷主以外の者の貨物の運送のあっせんを行った場合であって、当該荷主がそのあっせんした貨物の運送に関する運賃料金の支払いについて、連帯責任を負うものを含む。）には、往路及び復路の運賃について、それぞれ20%以内の割引率を適用することができる。

ル. 特大品割増

1個の長さが荷台の長さの1割を越えたもの、重量1トン又は容積5立方メートル以上のもの及び積載した状態において車両の高さが3.8m以上又は長さが12m以上となるものは3割増とする。

1-2 諸運搬工

(1) 人肩運搬工

表 4-1-3 人肩運搬歩掛表

種別 距離	砂 砂質土 粘性土	礫質土 砂利 碎石 栗石 玉石	岩塊 岩碎	セメント 鋼材 二次製 品等	積ブロック (控 35 cm) 連結ブ ロック	平張ブ ロック	野面石、雑割石、積石				
							控 25 cm	控 30 cm	控 35 cm	控 40 cm	控 45 cm
m	人/m ³	人/m ³	人/m ³	人/t	人/m ²	人/m ²	人/m ²	人/m ²	人/m ²	人/m ²	人/m ²
20	0.21	0.26	0.31	0.11	0.07	0.03	0.06	0.07	0.08	0.10	0.11
40	0.26	0.33	0.38	0.14	0.09	0.05	0.08	0.10	0.11	0.12	0.13
60	0.32	0.38	0.44	0.17	0.11	0.06	0.10	0.12	0.13	0.14	
80	0.37	0.45	0.52	0.21	0.13	0.07	0.12	0.14	0.15	0.16	
100	0.43	0.50	0.59	0.24	0.15	0.07	0.14	0.15	0.17	0.20	
120	0.49	0.57	0.66	0.27	0.18	0.08	0.15	0.17	0.20	0.22	
140	0.54	0.63	0.72	0.31	0.19	0.10	0.17	0.20	0.22	0.24	
160	0.60	0.69	0.80	0.34	0.21	0.11	0.20	0.22	0.24	0.26	
180	0.65	0.75	0.87	0.37	0.23	0.12	0.21	0.24	0.26	0.28	
200	0.71	0.81	0.93	0.41	0.25	0.13	0.23	0.25	0.28	0.30	
定距離 (C) 100m 当たり	(A) 0.156 (B) 0.275	0.203 0.302	0.250 0.340	0.077 0.165	0.055 0.095	0.022 0.054	0.047 0.089	0.066 0.094	0.077 0.099	0.083 0.112	

種別 距離	木 材		萱株 稲わら	そだ	帯梢	切芝	植生袋 (混土入)	編柵用 杭木 (木材・ パイプ)	わらむ しろ (種肥付)	肥料
	素材	製材								
m	人/m ³	人/m ³	人/100束	人/100束	人/100束	人/100枚	人/100袋	人/100本	人/100㎡	人/t
20	0.05	0.04	0.31	0.21	0.31	0.07	0.15	0.06	0.31	0.11
40	0.09	0.07	0.38	0.25	0.38	0.09	0.18	0.10	0.38	0.14
60	0.12	0.10	0.44	0.29	0.44	0.11	0.22	0.13	0.44	0.17
80	0.15	0.13	0.50	0.33	0.50	0.13	0.25	0.17	0.50	0.21
100	0.19	0.17	0.56	0.38	0.56	0.14	0.29	0.21	0.56	0.24
120	0.22	0.20	0.63	0.42	0.63	0.16	0.32	0.25	0.63	0.27
140	0.26	0.23	0.69	0.46	0.69	0.18	0.36	0.29	0.69	0.31
160	0.29	0.26	0.75	0.50	0.75	0.20	0.39	0.33	0.75	0.34
180	0.33	0.29	0.82	0.54	0.82	0.21	0.43	0.37	0.82	0.37
200	0.36	0.32	0.88	0.59	0.88	0.23	0.46	0.41	0.88	0.41
定距離 (C) 100m 当たり	(A) 0.018 (B) 0.171	0.014 0.151	0.250 0.314	0.167 0.209	0.250 0.314	0.055 0.088	0.110 0.176	0.017 0.195	0.250 0.314	0.077 0.165

- 注) 1. 上表は積卸しを含む。
 2. 上表は原則として使用せず、他の経済的な運搬方法を別途考慮する。
 3. 上表は原則として 200m以内の運搬に適用する。
 4. 岩碎とは軟岩、中硬岩、硬岩を破碎したものをいう。
 5. 傾斜による歩掛けの補正は、下記により行う。
 ・直高 1m 昇ごとに距離 6m を加える。
 ・下り勾配は平地歩掛の 1.0~0.8 とする。
 6. 200m を超える場合は、次により計算する。

$$\text{運搬歩掛} = \frac{\text{運搬距離}}{\text{定距離 (C)}} \times \text{定乗数 (B)} + \text{定加数 (A)}$$

7. 以下条件のいずれかに該当する山岳地等の場合は山林砂防工を適用する。
 ・勾配がおおむね 30% 以上の箇所 ・山泊を必要とする箇所

※土砂、セメント等の人肩運搬については、本積算基準・土工・「3-4 人力運搬工」(P.4-8)によること。

(2) 小車運搬工

表 4-1-4 小車運搬歩掛表

種別 距離	砂 砂質土 粘性土	礫質土 砂利 砕石 栗石 玉石	岩塊 岩砕	コンクリート	セメント 鋼材 木材 二次製品等	積ブロック (控 35 cm) 連結ブ ロック	平張ブ ロック
m							
20	0.14	0.19	0.22	0.21	0.09	0.05	0.02
40	0.16	0.21	0.25	0.25	0.10	0.05	0.03
60	0.20	0.25	0.31	0.34	0.12	0.07	0.03
80	0.25	0.31	0.36	0.41	0.15	0.09	0.04
100	0.30	0.36	0.42	0.50	0.18	(0.10)	(0.05)
120	0.35	0.43	0.49	(0.58)	0.21	(0.13)	(0.06)
140	(0.41)	(0.48)	(0.56)	(0.67)	(0.24)	(0.15)	(0.07)
160	(0.46)	(0.54)	(0.63)	(0.76)	(0.26)	(0.16)	(0.08)
180	(0.52)	(0.61)	(0.70)	(0.84)	(0.30)	(0.18)	(0.09)
200	(0.58)	(0.67)	(0.78)	(0.92)	(0.33)	(0.19)	(0.10)
定距離 (C)100m 当たり	(A)0.100 (B)0.250	0.126 0.264	0.138 0.330	0.105 0.411	0.063 0.134	0.034 0.080	0.010 0.045

種別 距離	野面石、雑割石、積石					切芝	植生袋 (混土入)	肥料
	控 25 cm	控 30 cm	控 35 cm	控 40 cm	控 45 cm			
m								
20	0.05	0.05	0.06	0.07	0.07	0.06	0.11	0.09
40	0.05	0.06	0.06	0.07	0.08	0.07	0.13	0.10
60	0.06	0.07	0.08	0.09	0.10	0.08	0.16	0.12
80	0.08	0.09	0.10	0.11	0.12	0.09	0.18	0.15
100	0.09	(0.11)	(0.12)	(0.13)	(0.15)	0.10	0.20	0.18
120	(0.11)	(0.13)	(0.15)	(0.16)	(0.17)	0.11	0.22	0.21
140	(0.12)	(0.15)	(0.17)	(0.18)	(0.20)	0.13	0.24	0.24
160	(0.15)	(0.17)	(0.18)	(0.21)		0.14	0.27	0.26
180	(0.16)	(0.18)	(0.20)	(0.23)		0.15	0.29	0.30
200	(0.18)	(0.20)	(0.22)	(0.25)		0.16	0.31	0.33
定距離 (C)100m 当たり	(A)0.028 (B)0.068	0.035 0.085	0.040 0.091	0.040 0.103		0.048 0.055	0.096 0.110	0.063 0.134

- 注) 1. 上表は積卸し及び小車の損料を含む。
 2. () 内は原則として使用せずに他の経済的な運搬方法を別途考慮する。
 3. 岩砕とは軟岩、中硬岩、硬岩を破砕したものをいう。
 4. 運搬路に勾配がある場合、次表の係数を乗じた値を採用する。
 ただし、下り勾配は平地歩掛の 1.0~0.8 とする。

勾配 (%)	4	5	6	7	8	9	10
係数 (d)	1.25	1.33	1.43	1.54	1.67	1.82	2.00

5. 200mを超える場合は、次により計算する。

$$\text{運搬歩掛} = \frac{\text{運搬距離}}{\text{定距離 (C)}} \times \text{定乗数 (B)} + \text{定加数 (A)}$$
 6. 以下条件のいずれかに該当する山岳地等の場合は山林砂防工を適用する。
 ・勾配がおおむね 30%以上の箇所 ・山泊を必要とする箇所

※小車運搬(土砂、法勾配 15 度以下、運搬距離 200m以内)については、本積算基準・土工・「3-4 人力運搬工」(P.4-8)によること。

(3) テーラー運搬工

表 4-1-5 テーラー運搬歩掛表

種別 距離	砂	礫質土 砂利 砕石 栗石 玉石	岩塊 岩砕	コンクリート	セメント 鋼材 木材 二次製品等	積ブロック (控 35 cm) 連結ブ ロック	平張ブ ロック
	人/m ³	人/m ³	人/m ³	人/m ³	人/t	人/m ²	人/m ²
m							
200	0.38	0.42	0.51	0.33	0.23	0.09	0.05
300	0.39	0.43	0.52	0.35	0.24	0.09	0.05
400	0.41	0.46	0.55	0.37	0.25	0.09	0.05
500	0.42	0.47	0.56	0.38	0.26	0.10	0.05
750	0.48	0.53	0.65	0.43	0.30	0.11	0.06
1,000	0.53	0.58	0.71	0.48	0.33	0.13	0.06
1,250	0.57	0.65	0.78		0.36	0.15	0.08
1,500	0.63	0.70	0.85		0.38	0.16	0.08
1,750	0.69	0.77	0.93		0.41	0.18	0.09
2,000	0.74	0.83	1.00		0.46	0.18	0.10
2,500	0.84	0.94	1.13		0.51	0.21	0.11
3,000	0.98	1.09	1.31		0.59	0.25	0.13
3,500	1.10	1.22	1.47		0.67	0.28	0.15
4,000	1.22	1.35	1.64		0.74	0.31	0.16
4,500	1.34	1.49	1.78		0.82	0.34	0.18
5,000	1.46	1.62	1.96		0.89	0.37	0.20

種別 距離	野面石、雑割石、積石				
	控 25 cm	控 30 cm	控 35 cm	控 40 cm	控 45 cm
m					
200	0.09	0.10	0.10	0.11	0.11
300	0.09	0.10	0.10	0.11	0.11
400	0.10	0.10	0.11	0.12	0.12
500	0.11	0.11	0.12	0.13	0.13
750	0.12	0.12	0.13	0.15	0.15
1,000	0.13	0.13	0.15	0.16	0.16
1,250	0.15	0.16	0.17	0.18	0.19
1,500	0.16	0.17	0.18	0.19	0.20
1,750	0.18	0.19	0.20	0.21	0.22
2,000	0.19	0.20	0.21	0.22	0.23
2,500	0.22	0.23	0.24	0.25	0.26
3,000	0.25	0.27	0.28	0.30	0.32
3,500	0.28	0.31	0.32	0.34	0.35
4,000	0.32	0.33	0.35	0.37	0.38
4,500	0.34	0.36	0.38	0.40	0.42
5,000	0.38	0.40	0.42	0.44	0.47

- 注) 1. 上表は積卸しを含む。
 2. テーラーの燃料、損料等の一切を含む。
 3. 以下条件のいずれかに該当する山岳地等の場合は山林砂防工を適用する。
 ・勾配がおおむね30%以上の箇所 ・山泊を必要とする箇所

1-3 小型特装運搬車運搬工

「小型特装運搬車運搬工」については、下記の林野庁の積算基準に基づき取り扱うこと。

「令和4年版 治山林道必携 積算・施工編【上巻】7.森林整備保全事業標準歩掛」
第1編 第2運搬工 2-2 不整地運搬車運搬 (P243~P244)

1-4 ベルトコンベア運搬工

「ベルトコンベア運搬工」については、下記の林野庁の積算基準に基づき取り扱うこと。

「令和4年版 治山林道必携【上巻】 7.森林整備保全事業標準歩掛」
第1編 第2運搬工 2-3 ベルトコンベア運搬 (P247)

1-5 モノレール運搬工

「モノレール運搬工」については、下記の林野庁の積算基準に基づき取り扱うこと。

「令和4年版 治山林道必携【上巻】 7.森林整備保全事業標準歩掛」
第1編 第2運搬工 2-4 モノレール運搬 (P248~P251)

1-6 ヘリコプター運搬工

「ヘリコプター運搬工」については、下記の林野庁の積算基準に基づき取り扱うが、現場の状況等を勘案し、見積りを取るものとする。

「令和4年版 治山林道必携【上巻】 7.森林整備保全事業標準歩掛」
第1編 第2運搬工 2-9 ヘリコプターによる資材運搬 (P270~P277)

2 準備工

2-1 準備工及び機械伐開工

「準備工及び機械伐開工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(共通編) 第I編 総則
第2章 工事費の積算 ②間接工事費 2-3 準備費 (P I-2-②-21)」

2-2 人力伐開

「人力伐開」については、下記の林野庁の積算基準に基づき取り扱うこと。

「令和4年版 治山林道必携【上巻】 7.森林整備保全事業標準歩掛
第1編 第1土工 1-2-1 伐開・除根 (P179)」

2-3 枝条片付け

「枝条片付け」については、下記の林野庁の積算基準に基づき取り扱うこと。

「令和4年版 治山林道必携【上巻】 7.森林整備保全事業標準歩掛
第1編 第1土工 1-2-1 伐開・除根 (P180)」

2-4 構造物取りこわし工

コンクリートブレーカによる、園地、野営場、歩道等の既設コンクリート構造物（建築物及び舗装版は除く）の取りこわしは、市場単価による。

3 土工

3-1 土量変化率等

「土量変化率等」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(共通編) 第Ⅱ編 共通工
第1章 土工 ①土量変化率等 (PⅡ-1-①-1~4)

3-2 土工

「土工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(共通編) 第Ⅱ編 共通工
第1章 土工 ②土工 ②-1 土工 (PⅡ-1-②-1~40)

3-3 作業土工

「作業土工(床掘、埋戻し)」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(共通編) 第Ⅱ編 共通工
第1章 土工 ③作業土工 (PⅡ-1-③-1~14)

3-4 人力運搬工

「人力運搬工」のうち、「小車運搬」(土砂運搬、法勾配15度以下、運搬距離200m以内)については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(共通編) 第Ⅱ編 共通工
第1章 土工 ④人力運搬工 (PⅡ-1-④-1~3)

3-5 安定処理工

「安定処理工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(共通編) 第II編 共通工
第1章 土工 ⑤安定処理工 (PII-1-⑤-1~6)

3-6 土砂運搬工(不整地運搬車による運搬)

「土砂運搬工(不整地運搬車による運搬)」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(共通編) 第II編 共通工
第1章 土工 ⑥土砂運搬工(不整地運搬車による運搬) (PII-1-⑥-1~3)

4 法面工

4-1 法面整形工

「法面整形工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(共通編) 第Ⅱ編 共通工
第2章 共通工 ①法面工 ①-1 法面整形工 (PⅡ-2-①-1~5)

4-2 法面整形工 (ICT)

「法面整形工 (ICT)」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(共通編) 第Ⅱ編 共通工
第2章 共通工 ①法面工 ①-2 法面整形工(ICT) (PⅡ-2-①-6~8)

4-3 芝付工

「芝付工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(共通編) 第Ⅱ編 共通工
第2章 共通工 ①法面工 ①-3 芝付工 (PⅡ-2-①-9~10)

4-4 コンクリート法枠工

「コンクリート法枠工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(共通編) 第Ⅱ編 共通工
第2章 共通工 ①法面工 ①-4 コンクリート法枠工 (PⅡ-2-①-11~20)

4-5 法面施肥工

「法面施肥工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(共通編) 第Ⅱ編 共通工
第2章 共通工 ①法面工 ①-5 法面施肥工 (PⅡ-2-①-21~22)

4-6 吹付法面とりこわし工

「吹付法面とりこわし工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(共通編) 第Ⅱ編 共通工
第2章 共通工 ①法面工 ①-6 吹付法面とりこわし工 (PⅡ-2-①-23~26)

4-7 プレキャストコンクリート板設置工

「プレキャストコンクリート板設置工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(共通編) 第Ⅱ編 共通工
第2章 共通工 ①法面工 ①-7 プレキャストコンクリート板設置工
(PⅡ-2-①-27~30)

4-8 人工張芝工

「人工張芝工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(共通編) 第Ⅱ編 共通工
第2章 共通工 ①法面工 ①-8 人工張芝工 (PⅡ-2-①-31~32)

5 基礎工・裏込砕石工

5-1 基礎・裏込砕石工

「基礎・裏込砕石工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(共通編) 第Ⅱ編 共通工
第2章 共通工 ②基礎・裏込砕石工 (PⅡ-2-②-1~3)

5-2 人力杭打工

「人力杭打工」については、下記の林野庁の積算基準に基づき取り扱うこと。

「令和4年版 治山林道必携【上巻】 7.森林整備保全事業標準歩掛」
第1編 共通工 第6 基礎工 6-1-2 人力杭打歩掛 (P490)

5-3 杭木仕拵工

「杭木仕拵工」については、下記の林野庁の積算基準に基づき取り扱うこと。

「令和4年版 治山林道必携【上巻】 7.森林整備保全事業標準歩掛」
第1編 共通工 第6 基礎工 6-1-3 杭打工木杭仕拵歩掛 (P491)

6 コンクリートブロック積（張）工

「コンクリートブロック積（張）工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(共通編) 第Ⅱ編 共通工
第2章 共通工 ③コンクリートブロック積(張)工 (PII-2-③-1~25)

7 石積（張）工

7-1 石積（張）工

「石積（張）工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(共通編) 第Ⅱ編 共通工
第2章 共通工 ④石積(張)工 ④-1 石積(張)工 (PⅡ-2-④-1~10)

7-2 平石張工

「平石張工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(共通編) 第Ⅱ編 共通工
第2章 共通工 ④石積(張)工 ④-2 平石張工 (PⅡ-2-④-11~14)

8 その他の擁壁工

8-1 現場打擁壁 (1)

「現場打擁壁 (1)」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(共通編) 第II編 共通工
第2章 共通工 ⑤場所打擁壁工 ⑤-1 場所打擁壁工(1) (PII-2-⑤-1~15)

8-2 現場打擁壁 (2)

「現場打擁壁 (2)」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(共通編) 第II編 共通工
第2章 共通工 ⑤場所打擁壁工 ⑤-2 場所打擁壁工(2) (PII-2-⑤-16~17)

8-3 プレキャスト擁壁工

「プレキャスト擁壁工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(共通編) 第II編 共通工
第2章 共通工 ⑥プレキャスト擁壁工 (PII-2-⑥-1~3)

8-4 本布積工

「本布積工」については、下記の建設物価調査会の積算基準に基づき取り扱うこと。

「建設歩掛 改訂59版」 1 土木工事 ②公園 ① 基盤整備 2 擁壁工
2-3-11 割石積 (P635~P636)

8-5 野面石積工

「野面石積工」については、下記の国土交通省 公園緑地標準歩掛に基づき取り扱うこと。

「公園緑地工事標準歩掛」 I 基盤整備 2 擁壁工 2-3 石積工
 2-3-1 崩れ積及び面積 (P4~P5)、2-3-12 胴込・裏込コンクリート投入打設(P18~P19)

8-6 小端積工

「小端積工」については、下記の国土交通省 公園緑地標準歩掛に基づき取り扱うこと。

「公園緑地工事標準歩掛」 I 基盤整備 2 擁壁工 2-3 石積工
 2-3-2 小端積 (P6~P7)

8-7 切石積工 (大谷石類)

表 4-8-1 大谷石積歩掛表 (1 m²当たり)

石積工	石工(人)	普通作業員(人)	摘 要
1.5mまで	0.2	0.2	積石仕拵え、築石(笠石据付けとも) 普通作業員は材料小運搬、石工手伝い
2.4m未満	0.3	0.3	

(注) 1. 本表の普通作業員は裏込めを含まない。裏込めに栗石等を使用する場合は1 m²につき普通作業員0.5人を計上することができる。この場合間隙充填材として裏込栗石量の20%のクラッシュランを計上する。

2. 工事の難易により20%以内の増減をすることができる。

9 排水構造物工

9-1 排水構造物工

「排水構造物工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(共通編) 第II編 共通工
第2章 共通工 ⑩排水構造物工 (PⅡ-2-⑩-1~27)

9-2 排水構造物工（溶接金網及び埋設鋼板型枠）

「排水構造物工（溶接金網及び埋設鋼板型枠）」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(共通編) 第II編 共通工
第2章 共通工 ⑩排水構造物工 (PⅡ-2-⑩-28~29)

9-3 排水構造物工（現場打ち水路（本体））

「排水構造物工（現場打ち水路（本体））」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(共通編) 第II編 共通工
第2章 共通工 ⑩排水構造物工 (PⅡ-2-⑩-30~34)

9-4 排水構造物工（現場打ち集水柵・街渠柵（本体））

「排水構造物工（現場打ち集水柵・街渠柵（本体））」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(共通編) 第II編 共通工
第2章 共通工 ⑩排水構造物工 (PⅡ-2-⑩-35~38)

10 コンクリート工

10-1 コンクリート工

「コンクリート工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(共通編) 第Ⅱ編 共通工
第4章 コンクリート工 (PⅡ-4-①-1~11)

10-2 型枠工

(1) 型枠工

「型枠工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(共通編) 第Ⅱ編 共通工
第4章 コンクリート工 ①コンクリート工 ②-1 型枠工 (PⅡ-4-②-1~4)

(2) 型枠工(省力化構造)

「型枠工(省力化構造)」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(共通編) 第Ⅱ編 共通工
第4章 コンクリート工 ②-2 型枠工(省力化構造) (PⅡ-4-②-5~6)

10-3 溶接金網設置工

「型枠工(省力化構造)」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(共通編) 第Ⅱ編 共通工
第4章 コンクリート工 ③溶接金網設置工 (PⅡ-4-③-1)

10-4 張りコンクリート工

「張りコンクリート工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(共通編) 第II編 共通工
第4章 コンクリート工 ④張りコンクリート工 (PII-4-④-1~8)

10-5 機械練りコンクリート

(1) コンクリート練上および打設歩掛

表4-10-1 (1m³当り)

種別	ミキサ容量	0.08m ³ (3切)	0.20m ³ (8切)
	職 種	普通作業員(人)	普通作業員(人)
無筋コンクリート		1.5	1.1
鉄筋コンクリート		1.6	1.2

- (注) 1. 本表の普通作業員歩掛は、ミキシング(材料小運搬・計量投入・排出)コンクリート小運搬(20m小車による)、打設、養生(通常の養生)一切を含む。
2. 小型構造物についても鉄筋の有無により、無筋コンクリートおよび鉄筋コンクリートに分類して適用する。
3. 普通作業員歩掛のうちコンクリート小運搬は普通作業員 0.21 人/m³ を含んでいるので、20m以上の運搬を必要とする場合は0.21 人/m³ を減じて、別途考慮する。

(2) コンクリートミキサの摘要区分

- a. 設計に用いる容量は、0.08m³(3切)、0.20m³(8切)の2種類とし原動機はモーターを原則とする。
- b. ミキサ容量の選定は次のとおりとする。
- イ. 0.08m³(3切)ミキサを使用する場合
- i. 石積(積ブロックを含む)、側溝、のり枠工、方格工、高さ1m未満の基礎コンクリート(擁壁を含む)、その他の単純なコンクリート構造物。
 - ii. 主たるコンクリート構造物がi以外でコンクリート総量が150m³未満のもの。
- ロ. 0.20m³(8切)ミキサを使用する場合
- i. 主たるコンクリート構造物がイーi以外でコンクリート総量が150m³以上のもの。
 - ii. 同一設計においてイーiの項に該当する工種を含んでもローiの項に該当する場合。

(3) コンクリートミキサの1日当たり運転費

表4-10-2

(1日当たり)

名 称	該当容量	エンジン		モータ	
	公称容量	(3切) 0.08m ³ / バッチ	(8切) 0.20m ³ / バッチ	(3切) 0.08m ³ / バッチ	(8切) 0.20m ³ / バッチ
	単位				
エンジン	P S	2	5	—	—
モータ	k W	—	—	1.5	3.7
ガソリン	・	6.6	17.0	—	—
電力量	k W h	—	—	4.8	12.0
油脂類	%	20	20	—	—
特殊作業員	人	1.1	1.1	1.1	1.1
ミキサ損料 (原動機含む)	日	1	1	1	1

(注) 機械損料は「建設機械等損料算定表」により標準のときの運転時間(日)当たり損料額〔損料表(13)〕をそのまま用いること。

(4) ミキサ練上量

表4-10-3

公称容量		平均1時間練上量 (m ³ /h)	平均1日練上量 (m ³ /日)
(m ³)	(切)		
0.08	(3)	1.0	6.0
0.20	(8)	3.0	18.0

(5) 機械練りコンクリート練上および打設単価表

表4-10-4

(1m³当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
セメント		Kg	0.056	} 表4-5-21 表4-5-18+表4-5-19 表4-5-22 表4-5-17
砂		m ³		
砂利		m ³		
ミキサ運転費		日		
パイプレータ運転費		日		
普通作業員		人		
計				

(注) 1. 運転に計上する機械損料は、「建設機械等損料算定表」により標準のときの運転時間(日)当たり損料額〔損料表(13)〕をそのまま用いること。

2. コンクリート小運搬距離が20m以上の場合は、0.21人減じて別途考慮する。

10-6 手練りコンクリート

(1) 手練りコンクリート歩掛

表4-10-5 (1m³当り)

配合	材 料						普通作業員 (人)
	普通コンクリート			早強コンクリート			
	セメント (kg)	洗砂 (m ³)	洗砂利 (m ³)	セメント (kg)	洗砂 (m ³)	洗砂利 (m ³)	
5-8-40	196	0.557	0.785	212	0.587	0.718	1.7
16-8-25	251	0.582	0.727	266	0.545	0.743	2.2
16-8-40	238	0.505	0.833	270	0.509	0.776	
21-8-25	284	0.549	0.740	306	0.505	0.761	2.3
21-8-40	266	0.489	0.834	308	0.474	0.791	
24-8-25	302	0.532	0.750	329	0.488	0.768	
24-8-40	288	0.473	0.835	333	0.455	0.797	
27-8-40	305	0.463	0.835	355	0.440	0.800	

- (注) 1. 本表は比較的多く使われているコンクリート配合別のm³当たり設計購入量である。
 2. 本表の歩掛は材料小運搬、練合せ、締固めおよびその他仕上げ一切を含む。
 3. 本表の歩掛は通常の養生費を含む。
 4. 特に必要な場合は工種に応じてバイブレータ運転費を計上することができる。
 5. 水中コンクリートの場合の歩掛は、5割以内の割増をすることができる。この場合に必要なる足場器具一切の費用を含むものとする。

10-7 バイブレータ

(1) バイブレータ運転費

表4-10-6 棒状エンジン式 (1日当り)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
ガソリン		ℓ	5.0	
特殊作業員		人	1.1	
機械損料	フレキシブル形 45mm	日	1	

1 1 舗装工

1 1 - 1 路盤工

(1) 路盤工

「路盤工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(河川・道路編) 第IV編 道路
第1章 舗装工 ①-1 路盤工 (P.IV-1-①-1~11)

(2) 路盤工 (ICT)

「路盤工 (ICT)」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(河川・道路編) 第IV編 道路
第1章 舗装工 ①-2 路盤工(ICT) (P.IV-1-①-12~19)

1 1 - 2 アスファルト舗装工

(1) アスファルト舗装工

「アスファルト舗装工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(河川・道路編) 第IV編 道路
第1章 舗装工 ②-1 アスファルト舗装工 (P.IV-1-②-1~11)

(2) 半たわみ性 (コンポジット) 舗装工

「半たわみ性 (コンポジット) 舗装工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(河川・道路編) 第IV編 道路
第1章 舗装工 ②-2 半たわみ性(コンポジット)舗装工 (P.IV-1-②-12~14)

1 1 - 3 排水性舗装工

(1) 排水性アスファルト舗装工

「排水性アスファルト舗装工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(河川・道路編) 第IV編 道路
第1章 舗装工 ③-1 排水性アスファルト舗装工 (P.IV-1-③-1~3)

(2) 透水性樹脂コンクリート工 ※対応箇所なし、このままとする

「透水性樹脂コンクリート工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和2年度土木工事標準積算書(道路編) 第IV編 道路
第1章 舗装工 ③-2 透水性樹脂コンクリート工 (P.IV-1-③-5~8)

(3) 透水性アスファルト舗装工

「透水性アスファルト舗装工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(河川・道路編) 第IV編 道路
第1章 舗装工 ③-3 透水性アスファルト舗装工 (P.IV-1-③-4~6)

1 1 - 4 グースアスファルト舗装工

「グースアスファルト舗装工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(河川・道路編) 第IV編 道路
第1章 舗装工 ④グースアスファルト舗装工 (P.IV-1-④-1~4)

11-5 コンクリート舗装工

(1) コンクリート舗装工

「コンクリート舗装工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(河川・道路編) 第IV編 道路
第1章 舗装工 ⑤-1 コンクリート舗装工 (P.IV-1-⑤-1~5)

(2) 連続鉄筋コンクリート舗装工

「連続鉄筋コンクリート舗装工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(河川・道路編) 第IV編 道路
第1章 舗装工 ⑤-2 連続鉄筋コンクリート舗装工 (P.IV-1-⑤-6~9)

11-6 踏掛版

「踏掛版」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(河川・道路編) 第IV編 道路
第1章 舗装工 ⑥踏掛版 (P.IV-1-⑥-1~4)

1 2 路側工

1 2 - 1 路側工（据付け）

「路側工（据付け）」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(河川・道路編) 第IV編 道路編
第2章 付属施設 ③路側工 (P.IV-2-③-1~5)

1 2 - 2 路側工（取外し）

「路側工（取外し）」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(河川・道路編) 第IV編 道路編
第2章 付属施設 ③路側工 (P.IV-2-③-6~7)

1 3 特殊ブロック設置工

「特殊ブロック設置工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(河川・道路編) 第IV編 道路編
第2章 付属施設 ④特殊ブロック設置工 (P.IV-2-④-1~2)

1 4 その他縁石工

1 4 - 1 自然石縁石工

「自然石縁石工」については、下記の国土交通省公園緑地工事標準歩掛に基づき取り扱うこと。

「公園緑地工事標準歩掛」(令和元年5月) II 施設整備 4 園路広場工
4-5 園路縁石工 4-5-2 石材縁石 (P.36~P.37)

1 4 - 2 木製縁工

「木製縁工」については、下記の林野庁の積算基準に基づき取り扱うこと。

「治山林道必携 積算・施工編」令和4年版【上巻】 7.森林整備保全事業標準歩掛 第1編共通工
第7 木材利用工 7-7 路面・路盤工 7-7-2(参考歩掛)木製カーブ設置工 (P.571)

15 公園植栽工

15-1 公園植栽工

「公園植栽工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(河川・道路編) 第V編 公園編
第1章 公園植栽工 ①公園植栽工 (P.V-1-①-1~13)

15-2 植生復元工

「植生復元工」については、下記の林野庁の積算基準に基づき取り扱うこと。

「治山林道必携 積算・施工編」令和4年版【上巻】 7.森林整備保全事業標準歩掛 第2編治山
第5 森林整備 5-1 森林整備 5-1-1~5-1-8 (P.973~P.978)
第6 海岸林造成 6-2 海岸植栽 (P.993)

15-3 公園除草工

「公園除草工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(河川・道路編) 第V編 公園編
第1章 公園植栽工 ②公園除草工 (P.V-1-②-1~8)

15-4 公園工

「公園工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。
なお、本項には以下のような工種が記載されている。（共通編、道路編等で記載を行っていない特殊あるいは小規模な工種について記載）

- ・公園用小型機械（トラクター1t級）の機械土工歩掛
- ・コンクリートはつり及びつき仕上げに関する石工の歩掛
- ・レンガ舗装工に関する歩掛、参考図
- ・レンガ縁石工に関する歩掛、参考図
- ・硬質塩化ビニール管による排水工関連歩掛
- ・簡易な給水工（配管及び水洗取り付け）に関する歩掛
- ・小型工作物工としてのベンチの据付歩掛

「国土交通省 令和2年度土木工事標準積算書(公園編) 第V編 公園編
第1章 公園植栽工 ③公園工 (P.V-1-③-1~12)

16 園路広場工

16-1 混合

「混合」については、下記の国土交通省公園緑地工事標準歩掛に基づき取り扱うこと。

「公園緑地工事標準歩掛」(令和元年5月) II 施設整備 4 園路広場工
4-2 土系舗装工 4-2-1 混合 (P.29~P.30)

16-2 路床・路盤

「路床」「路盤」については、11-1路盤工を参照のこと。

16-3 グランドコート舗装工

グランドコート舗装の表層仕上げについては、砂舗装、石灰石ダスト舗装、砕石舗装、クレイ舗装、芝舗装があり見積対応とする。施工規模および作業条件等により単価が異なることに留意すること。

16-4 石張舗装工

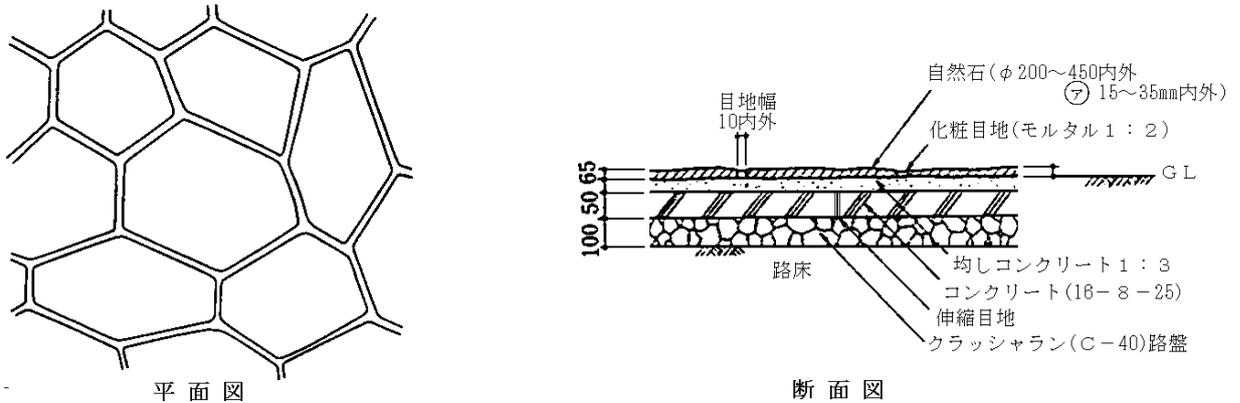
石張舗装の歩掛は、次を標準とするが、施工規模および作業条件等を考慮し、本節により難しい場合は、見積対応とする。

表4-16-1 石張り舗装工 (100m²当たり)

名 称	規格・形状	単位	数 量			摘 要
			鉄平石	青 石	丹波石	
路 床 工	AまたはB	m ²	100	100	100	石張手間 同上手伝い、小運搬
クラッシュラン路盤	100A又は100B	m ²	100	100	100	
コンクリート	16-8-25	m ³	7.0	7.0	7.0	
型 枠 損 料		m ²	1.4	1.4	1.4	
伸 縮 目 地	杉板2等○9幅70	m	20.0	20.0	20.0	
鉄 平 石	φ200~450 内外 厚15~35 内外	m ²	120	—	—	
青 石	φ200~450 内外 厚15~35 内外	m ²	—	120	—	
丹 波 石	φ200~450 内外 厚15~35 内外	m ²	—	—	120	
石 工		人	25.0	25.0	25.0	
普 通 作 業 員		人	16.0	16.0	16.0	
世 話 役		人	6.0	6.0	6.0	
諸 雑 費		%	6.0	6.0	6.0	

- (注) 1. 伸縮目地は、@5.0mを標準とする。
2. 舗装材の小運搬は、運搬距離20m程度とする。
3. 諸雑費は、目地モルタル、均しモルタルの費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じて得た金額を上限として計上する。

図4-16-1



16-5 野面ごろた石舗装工

「野面ごろた石舗装工」については、下記の国土交通省公園緑地工事標準歩掛に基づき取り扱うこと。

「公園緑地工事標準歩掛」(令和元年5月) II施設整備 4園路広場工
4-4 石材系舗装工 4-4-1 ごろた石張舗装 (P.31~P.32)

16-6 小舗石舗装工

「小舗石舗装工」については、下記の国土交通省公園緑地工事標準歩掛に基づき取り扱うこと。

「公園緑地工事標準歩掛」(令和元年5月) II施設整備 4園路広場工
4-4 石材系舗装工 4-4-2 小舗石張舗装 (P.32~P.33)

16-7 化粧砂利敷き

「化粧砂利敷き」については、下記の都市再生機構の積算要領に基づき取り扱うこと。

「土木・造園工事積算要領」(都市再生機構 令和4年度) 第2編 造園工事標準歩掛
第4章施設整備 第3節修景施設整備工 3-2 化粧砂利敷き (P.2-4-10)

16-8 木道、棧道、人道木橋

(1) 構造型木道

図4-16-2 構造型木道(例)

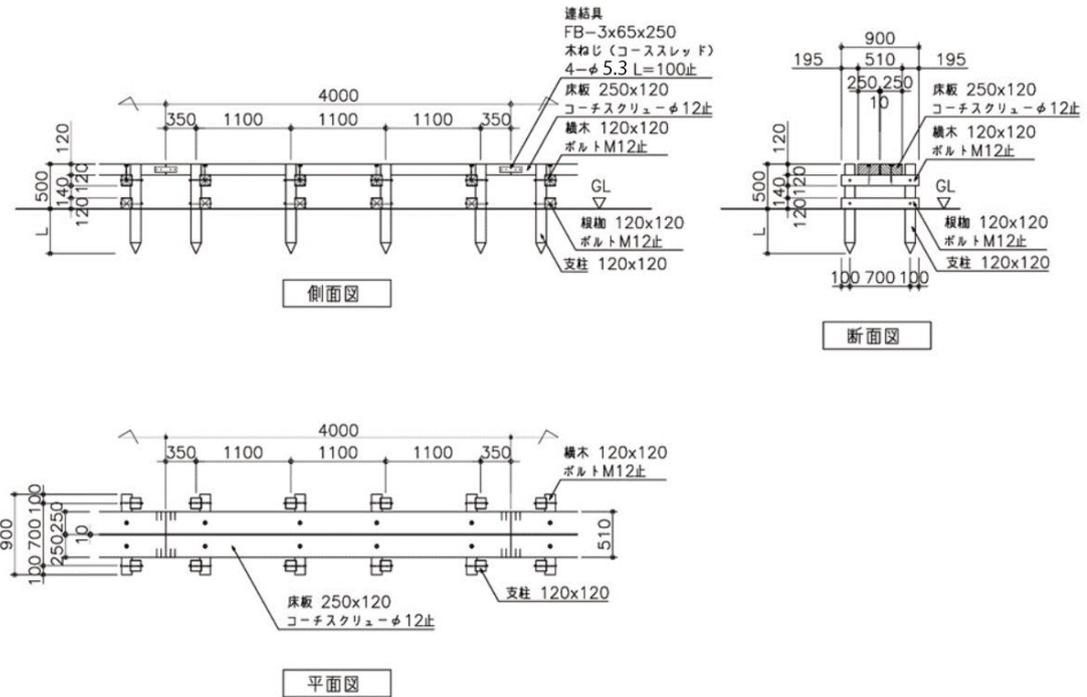


表4-16-3 構造型木道工単価表(例) (100m当たり)

名称	規格・寸法	数量	単位	備考
床掘り	機械・人力		m ²	
埋戻し	人力		m ²	
残土処分	場内小運搬		m ³	
杭打設	機械・人力	200	本	
支柱	4000*125*125 50本	3.1250	m ³	杉製材 JAS2 級以上 根入L500以下の数量
横木	2000*125*125 50本	1.5650	m ³	杉製材 JAS2 級以上
床板	4000*225*125 50本	6.3750	m ³	〃
根枷	2000*125*125 50本	1.5650	m ³	〃
加工費	ブレーナー	12.6300	m ³	
〃	墨付け、カット、穴あけ(大工)		人工	
ボルト(横木+支柱)	溶融亜鉛メッキM12*250	200	本	
ボルト(根枷+支柱)	溶融亜鉛メッキM12*250	200	本	
コーチスクリュー	溶融亜鉛メッキφ12*250	200	本	
金具	溶融亜鉛メッキFB-3*65*250	50	箇所	アクリルウレタン系塗装仕上
木ネジ(コーススレッド)	SUS φ5.3*100	200	本	
人工乾燥費	注入前乾燥 含水率30%以下	11.4800	m ³	
加圧注入処理	JISK1570 JASK4相当	11.4800	m ³	AQ1種以上 必要時のみ
現場組立費	大工		人工	表4-16-2
〃	普通作業員		人工	表4-16-2

- (注) 1. 本表は構造型木道の製作・組立・据付に適用する。
 2. 地域により価格が異なるため、資材単価は見積もりとする。
 3. 木材は、種別及び寸法別に計上する。
 4. 原材料の材積は、実寸法断面の5mmUPで計上する。
 5. 運賃、小運搬、諸経費は含まない。

6. 杭打設出来ない地盤の場合は、床掘りを計上するか別途協議する。
 7. 試算条件は曲がりや勾配の少ない配置・通常地盤とする。

表 4-16-2 構造型木道工参考歩掛表 (100m当たり)

	大工	普通作業員	摘要
構造型木道	47.99 人	26.98 人	

(2) 敷板型木道

図 4-16-4 敷板型木道 (例)

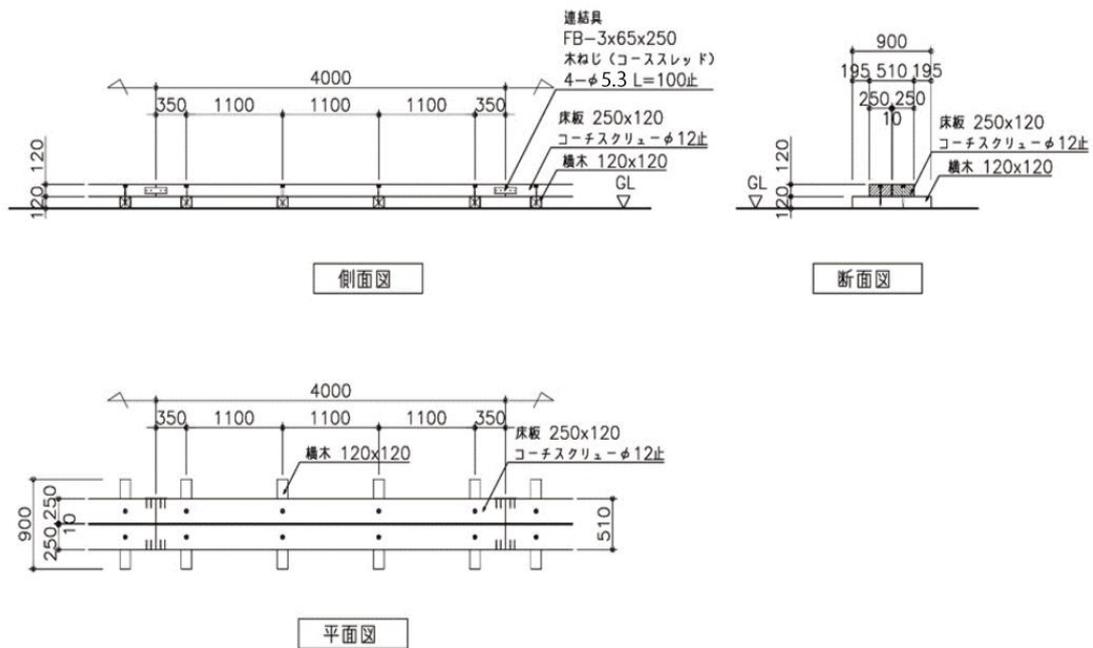


表 4-16-3 敷板型木道工単価表 (例) (100m当たり)

名称	規格・寸法	数量	単位	備考
横木	2000*125*125 50本	1.5650	m ³	杉製材 JAS2級以上
床板	4000*225*125 50本	6.3750	m ³	"
加工費	プレーナー	7.9400	m ²	
"	墨付け、カット、穴あけ (大工)		人工	
コーチスクリュー	溶融亜鉛メッキφ12*250	200	本	
金具	溶融亜鉛メッキ FB-3*65*250	50	箇所	アクリルウレタン系塗装仕上
木ネジ (コーススレッド)	SUS φ5.3*100	200	本	
人工乾燥費	注入前乾燥 含水率30%以下	7.3000	m ³	
加圧注入処理	JISK1570 JASK4相当	7.3000	m ³	AQ1種以上 必要時のみ
現場組立費	大工		人工	表4-16-4
"	普通作業員		人工	表4-16-4

- (注) 1. 本表は敷板型木道の製作・組立・据付に適用する。
 2. 地域により価格が異なるため、資材単価は見積もりとする。
 3. 木材は、種別及び寸法別に計上する。
 4. 原材料の材積は、実寸法断面の5mmUPで計上する。

- 5. 運賃、小運搬、諸経費は含まない。
- 6. 試算条件は曲がりや勾配の少ない配置・通常地盤とする。

表 4-16-4 敷板型木道工参考歩掛表 (100m 当たり)

	大 工	普通作業員	摘 要
敷板型木道	9.13 人	5.26 人	

16-9 丸太階段工

「丸太階段工」については、下記の林野庁の積算基準に基づき取り扱うこと。

「治山林道必携 積算・施工編」令和 4 年版【上巻】 7.森林整備保全事業標準歩掛 第 1 編共通工
 第 7 木材利用工 7-11 歩道工 7-11-1 丸太階段工 (P.589)

17 左官工

17-1 化粧目地

「化粧目地」については、下記の国土交通省公園緑地工事標準歩掛に基づき取り扱うこと。

「公園緑地工事標準歩掛」(令和元年5月) II 施設整備 7 施設仕上げ工
7-3 左官仕上げ工 7-3-1 化粧目地切 (P42~P.43)

17-2 コンクリート金ゴテ、ハケ引仕上げ工

コンクリート金ゴテ押えの施工歩掛は、表4-17-1を標準とする。

表4-17-1 コンクリート金ゴテ仕上げ施工歩掛 (1m²当たり)

名 称	労務	単位	数量	摘 要
コンクリート金ゴテ押え	左官工	人	0.037	

ハケ引仕上げについては下記の国土交通省公園緑地工事標準歩掛に基づき取り扱うこと。

「公園緑地工事標準歩掛」(令和元年5月) II 施設整備 7 施設仕上げ工
7-3 左官仕上げ工 7-3-2 コンクリート仕上げ (P43)

17-3 モルタル仕上げ

「モルタル仕上げ」については、下記の国土交通省公園緑地工事標準歩掛に基づき取り扱うこと。

「公園緑地工事標準歩掛」(令和元年5月) II 施設整備 7 施設仕上げ工
7-3 左官仕上げ工 7-3-3 モルタル仕上げ (P43~P.45)

17-4 人造石仕上げ

「人造石仕上げ」については、下記の国土交通省公園緑地工事標準歩掛に基づき取り扱うこと。

「公園緑地工事標準歩掛」(令和元年5月) II 施設整備 7 施設仕上げ工
7-3 左官仕上げ工 7-3-4 人造石仕上げ (P46~P.47)

17-5 床タイル下地モルタル塗り工

「床タイル下地モルタル塗り工」については、下記の建設物価調査会の積算基準に基づき取り扱うこと。

「建設歩掛 改訂 57 版」 2 建築工事 ⑩ 左官 ④ 床下地モルタル塗り
(P1190~P1191)

17-6 壁タイル下地モルタル塗り工

「壁タイル下地モルタル塗り工」については、下記の建設物価調査会の積算基準に基づき取り扱うこと。

「建設歩掛 改訂 57 版」 2 建築工事 ⑩ 左官 ⑧ 壁下地モルタル塗り
(P.1194)

18 タイル工

18-1 一般事項

「一般事項」については、下記の建設物価調査会の積算基準に基づき取り扱うこと。

「建設歩掛 改訂 59 版」 2 建築工事 ⑬ タイル ①一般事項 (P.556)

18-2 床タイル張工

「床タイル張り工」については、下記の建設物価調査会の積算基準に基づき取り扱うこと。

「建設歩掛 改訂 59 版」 2 建築工事 ⑬ タイル ② 床タイル張り (P.556)

18-3 外装壁タイル張工

「外装壁タイル張工」については、下記の建設物価調査会の積算基準に基づき取り扱うこと。

「建設歩掛 改訂 59 版」 2 建築工事 ⑬ タイル ③外装タイル張り、 (P.556)

18-4 役物タイル張工

「役物タイル張工」については、下記の建設物価調査会の積算基準に基づき取り扱うこと。

「建設歩掛 改訂 59 版」 2 建築工事 ⑬ タイル ④外装壁役物タイル張り (P.567)

18-5 レンガタイル張工

表4-18-1 床張り (1m²当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
レンガタイル	210×60	枚	69	塗厚 20 mm
セメント	40kg/袋	袋	0.08	
砂	細目	m ³	0.004	
下地モルタル塗り	床	m ²	1.0	
タイル工		人	0.20	
普通作業員		//	0.09	

- (注) 1. 本表は、いも目地、れんが目地、市松目地等の各パターンに共通して適用する。
 2. レンガタイルの規格は、210mm×60mm、厚さ 15mm～20mm標準とする。
 3. 張付モルタル塗り（塗厚 5mm程度）および目地モルタル塗り（目地幅 10mm内外）を含む。

表4-18-2 壁張り (1m²当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
レンガタイル	210×60	枚	72	
タイルモルタル		kg	9.54	
セメント	40kg/袋	袋	0.075	
砂	細目	m ³	0.004	
下地モルタル塗り	壁	m ²	1.0	
タイル工		人	0.21	
普通作業員		//	0.075	

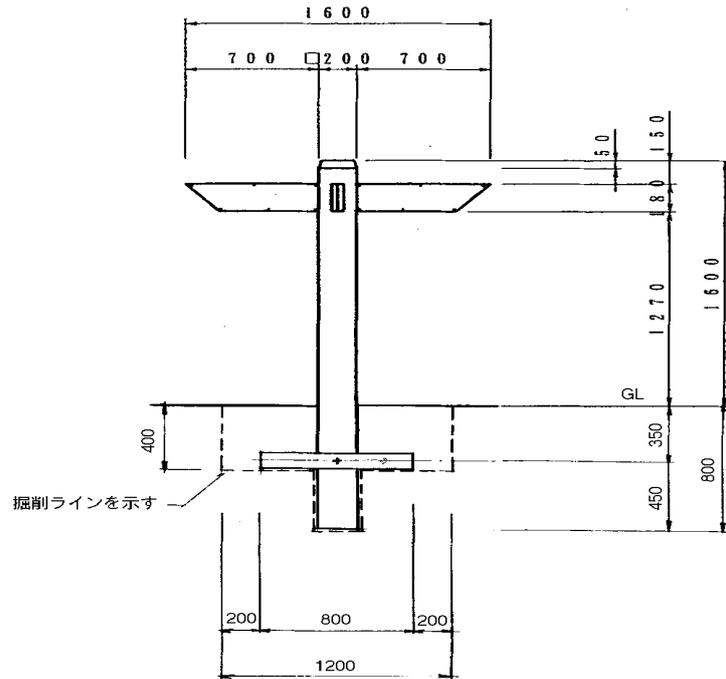
- (注) 張付モルタル塗り（塗厚 5～7mm度）および目地モルタル塗り（目地幅 7.5mm内外）を含む。その他は表4-15-7床張りによる。

19 案内・管理施設工

19-1 標識工

「標識工」については、見積対応とする。木材を使用する際は、加圧式保存処理等の防腐処理の仕様を確認するとともに、調達期間、単価を確認の上検討する。参考として設計例を示す。

図4-19-1 木製指導標識（例）

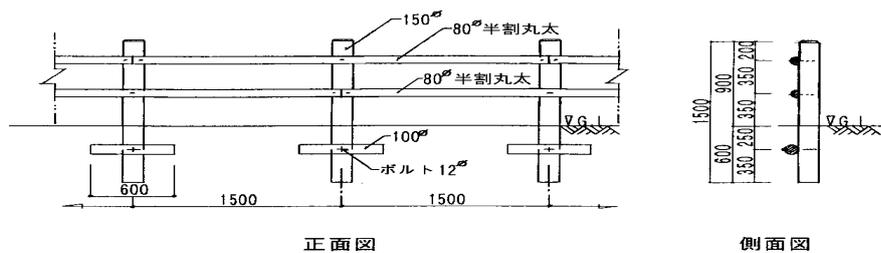


木製指導標 詳細図

19-2 木柵工

「木柵工」については、見積対応とする。木材を使用する際は、加圧式保存処理等の防腐処理の仕様を確認するとともに、調達期間、単価を確認の上検討する。参考として設計例を示す。

図4-19-2 木柵（例）



正面図

側面図

木柵 詳細図

19-3 金網柵・門扉設置工

「金網柵・門扉設置工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。なお高尺のものは対象外のため見積対応とする。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(道路編) 第IV編 道路
第2章 付属施設 ①-4 立ち入り防止柵工 (PIV-2-①-14~20)

19-4 車止め工

「車止め工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。形状が異なる場合は見積対応とする。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(道路編) 第IV編 道路
第2章 付属施設 ①-5 車止めポスト設置工 (PIV-2-①-23~24)

19-5 手摺工

「手摺工」については、見積対応とする。

20 小規模治山・治水工

20-1 かご工

「かご工」については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「国土交通省 令和4年度土木工事標準積算書(共通編) 第Ⅱ編 共通工
第2章 共通工 ⑳かご工 (PⅡ-2-⑳-1~5)

20-2 帯梢編柵工

「帯梢編柵工」については、下記の林野庁の積算基準に基づき取り扱うこと。

「治山林道必携 積算・施工編」令和4年版【上巻】 7.森林整備保全事業標準歩掛 第1編共通工
第7木材利用工 7-3 柵工 7-3-6 帯梢編柵工 (P.561)

20-3 ネット柵工

「ネット柵工」については、下記の林野庁の積算基準に基づき取り扱うこと。

「治山林道必携 積算・施工編」令和4年版【上巻】 7.森林整備保全事業標準歩掛 第1編共通工
第7木材利用工 7-3 柵工 7-3-7 ネット柵工(金網柵鋼) (P562)

20-4 木製土留工

「木製土留工」については、下記の林野庁の積算基準に基づき取り扱うこと。

「治山林道必携 積算・施工編」令和4年版【上巻】 7.森林整備保全事業標準歩掛 第1編共通工
第7木材利用工 7-1 土留工・擁壁工 7-1-1 丸太積土留工(A) (P534)

20-5 木製ブロック積工

「木製ブロック積み工」については、下記の林野庁の積算基準に基づき取り扱うこと。

「治山林道必携 積算・施工編」令和4年版【上巻】 7.森林整備保全事業標準歩掛 第1編共通工
第7木材利用工 7-1 土留工・擁壁工 7-1-3 木製ブロック積工 (P536)

2 1 土木工事標準単価及び市場単価

2 1 - 1 土木工事標準単価

「国土交通省 令和 4 年度土木工事標準積算書（共通編）」において、以下の 6 工種について標準単価が示されている。これらの工種については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「区画線工」、「高視認性区画線工」、「橋梁塗装工」、「構造物とりこわし工」、「コンクリートブロック積み工」、「排水構造物工」

「国土交通省 令和 4 年度土木工事標準積算書（共通編） 第VI編 土木工事標準単価及び市場単価
第 1 章 土木工事標準単価 （P.VI-1-①-1～VI-1-⑥-4）」

2 1 - 2 市場単価

「国土交通省 令和 4 年度土木工事標準積算書（共通編）」において、鉄筋工やインターロッキングブロック工、法面工など以下の 15 の工種について市場単価が示されている。これらの工種については、下記の国土交通省土木工事標準積算書に基づき取り扱うこと。

「鉄筋工・・・鉄筋工（太径鉄筋含む）、鉄筋工（ガス圧接工）」、「インターロッキングブロック工」、「防護柵設置工・・・防護柵設置工（ガードレール）、防護柵設置工（ガードパイプ）、防護柵設置工（横断・転落防止柵）、防護柵設置工（落石防護柵）、防護柵設置工（落石防止網）」、「法面工・・・法面工、吹付砕工」、「道路植栽工」、「橋梁付属物工・・・橋梁用伸縮接手設置工、橋梁用埋設型伸縮接手装置設置工」、「薄層カラー舗装工」、「道路標識設置工」、「道路付属物設置工」、「公園植栽工」、「軟弱地盤処理工」、「橋面防水工」、「グルーピング工」、「鉄筋挿入工（ロックボルト工）」、「コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）」

「国土交通省 令和 4 年度土木工事標準積算書（共通編） 第VI編 土木工事標準単価及び市場単価
第 2 章 市場単価 （P.VI-2-①-1～VI-2-⑬-2）」

○塗装工等その他の市場単価

「国土交通省 令和 4 年度土木工事標準積算書（共通編）」に記載されている上記 15 工種以外の塗装工、木チップ舗装工等の市場単価については、市販されている他の市場単価資料の比較参照・検討を行い、使用すること。

<参考・通達>

環自総発第 140730 号 平成 26 年 7 月 30 日

「自然公園事業等に係る積算の適正化について」

環自総発第 1408052 号 平成 26 年 8 月 5 日

「自然公園事業等に係る積算の適正化について」

環自総発第 1505211 号 平成 27 年 5 月 21 日

「自然公園等積算にかかる施工パッケージ型積算方式の試行について」

環自整発第 2106303 号 令和 3 年 6 月 30 日

「自然公園等工事単価決定要領」及び「自然公園等事業設計業務歩掛決定要領」の改正について

環境会発第 2205301 号 令和 4 年 5 月 30 日

「週休 2 日制工事の試行について」

環境会発 第 2205302 号 令和 4 年 5 月 30 日

「週休 2 日交替制モデル工事の試行実施要領について（通知）」



環自総発第 140730号
平成26年7月30日

各地方環境事務所長 殿
釧路・長野・那覇自然環境事務所長 殿
各国民公園管理事務所長 殿
千鳥ヶ淵戦没者墓苑管理事務所長 殿

自然環境整備担当参事官
(公印省略)

自然公園等事業に係る積算の適正化について

自然公園等事業における積算については、「自然公園等工事積算基準」(自然公園編)(平成16年度)及び「官庁営繕関係統一基準」の公共建築工事積算基準等により実施しているところであるが、自然公園等事業の実施箇所が山岳地等の通勤に不便な場所については、下記のとおり労務に関する補正を行うことができるものとする。

記

1 適用条件

地理的条件により、地元市町村役場(市役所の支所・出張所等を含む。)から現場までの往復の移動に相当の時間(90分)以上を要する場合に適用することができる。

2 補正方法

補正は、労務に係る人工に対して、次の補正係数を乗じて行う。

補正係数 $A = 1 + T / 480$ (分)

A: 補正係数(小数点以下第3位四捨五入)

T: 90分を超える通勤時間(所要往復通勤時間(分) - 90(分))

3 移動時間の算定方法

現場の往復に必要とする移動時間は、次の時間を使用する。なお、ロープウェイ等の交通機関を利用する場合は、当該交通機関の乗車に必要な時間(待ち時間を除く。)を加算する。

(1) 通勤時間の計算基礎

- (ア) 未舗装、林道以下 20 km/h
- (イ) 1車線道路 (舗装) 30 km/h
- (ウ) 2車線道路 (〃) 50 km/h
- (エ) 歩道 (〃) 4 km/h

(2) 徒歩による所要往復通勤時間 (分)

$$t = (2(\text{往復}) \times \text{水平距離(m)} + \text{垂直高(m)} \times 6) \div 4000(\text{m/h}) \times 60(\text{分})$$

※下車後の徒歩時間を算出するときは、4000(m/h)を利用。

※明らかにアップダウンがある場合は、登り勾配の累積標高(m) (カミール等で算出) を加算できる。

(3) 所要往復通勤時間の算定について

算定は、{ (国・県道等の輸送時間) + (林道等の輸送時間) + (下車後の徒歩時間) } × 2(往復)による。

(ア) 施工箇所が単独の場合

- ・山腹工、流路工、木道事業等 (面的及び線的工事)

地元市町村役場から施工箇所の入口までの所要往復通勤時間とする。

- ・溪間工等 (点的工事)

地元市町村役場から施工箇所までの所要往復通勤時間とする。

(イ) 施工箇所が複数の場合

地元市町村役場から施工箇所までの所要往復通勤時間の平均値による。

4 宿泊することを前提に積算する場合の積算方法

(1) 宿泊費について

地理的条件により、現場を毎日往復するよりも現場で宿泊した方が適切な場合は、実態に合わせて下記いずれかの積算方法で加算できる。

- ①有料の山小屋等の場合は、宿泊費はその規定の宿泊料金を適用する。(素泊まり料金)
- ②仮設の宿泊所を設ける場合は、そのコンテナハウス等の運搬料等 (レンタル料は共通仮設費において算定されているため積算しない。) を加算する。
- ③宿泊料を徴しない宿泊施設に宿泊する場合は、日額旅費を加算する。

積算する宿泊数については、4泊5日を基本とし、補正後の人工数について1人工当たり0.8泊の割合で積算することとし、小数点以下の端数は切り捨てる。(一般的な作業期間は、5日間で土日は休みである。例えば8人工の時は、8(人) × 0.8(泊/人) = 6.4 ≒ 6(泊)となる。なお、宿泊数に関しては、設計変更の対象にしない。)

(参考) 日額旅費

宿泊料を徴しない宿泊施設に宿泊するとき (行 (一) 3級相当) 3,140円

※「国家公務員等の旅費に関する法律」の規定に準じて積算する。

(2) 宿泊することを前提とした場合の補正方法

宿泊することを前提に積算する場合において、2の補正係数に代わり、次の補正係数を使用できる。

$$\text{補正係数 } B = 1 + T / 2400 \text{ (分)} ※$$

B：補正係数（小数点以下第3位四捨五入）

T：90分を超える通勤時間（所要往復通勤時間（分）－90（分））

$$※2400 \text{ (分)} = 5 \text{ 日} \times 8 \text{ h/日} \times 60 \text{ 分}$$

5 調査・設計等業務における準用

1から3及び4(2)については、調査・設計に係る外業において準用することができる。

6 留意事項

工事について、現場作業以外（平地の作業など）の労務に関して補正を適用することのないよう留意すること。歩掛が見積もりである場合は、通勤に関する費用を重複して積算することのないよう留意すること。

7 適用

平成26年8月1日以降入札のものより適用する。

なお、すでに積算を完了したもの及び契約変更を行うもので、これにより難しい場合は、従前の例による。



環自総発第 1408052 号
平成 26 年 8 月 5 日

各都道府県
自然公園等事業主管部（局）長 殿

環境省自然環境局
自然環境整備担当参事官



自然公園等事業に係る積算の適正化について

日頃より、自然環境保全行政につきましては、ご理解ご協力を賜っており、心より御礼申し上げます。

自然公園等事業における積算については、「自然公園等工事積算基準」（自然公園編）（平成 16 年度）及び「官庁営繕関係統一基準」の公共建築工事積算基準等により実施しているところですが、自然公園等事業の実施箇所が山岳地等の通勤に不便な場所については、労務に関する補正を行うことができるものでしたので、別添のとおりお知らせします。

問い合わせ先

環境省自然環境局 自然環境整備担当参事官室
施設専門官 横山 （内線 6457）
TEL：03-3581-3351（代表）
E-mail：TOMONAGA_YOKOYAMA@env.go.jp

環自総発第 1505211 号
平成 27 年 5 月 21 日

各地方環境事務所長
釧路・長野・那覇自然環境事務所長
各国民公園管理事務所長
千鳥ヶ淵戦没者墓苑管理事務所長

} 殿

自然環境局
自然環境整備担当参事官
(公印省略)

自然公園等工事積算にかかる施工パッケージ型積算方式の試行について

自然公園等における土木・造園工事等の積算については、「自然公園等工事積算基準（自然公園編）」により実施しているところであるが、積算の効率化の一層の促進を目的とした新たな積算方式として、「施工パッケージ型積算方式」を試行導入することとしたので、各地方環境事務所等においては、実施要領（別添）に留意の上、遺漏なきよう措置されたい。

なお、積算を完了したもの及び契約変更を行うもので、これにより難しい場合は、従前の例による。

付則

この通知は、平成 27 年 6 月 1 日以降に入札を行う工事から適用する

自然公園等工事積算にかかる施工パッケージ型積算方式 試行実施要領

第1 目的

施工パッケージ型積算方式（以下「本方式」という。）は、発注者が施工パッケージ単価（請負代金の総額を構成する基本区分毎のデータベース化された単価をいう。）を用いて積算を行うものであり、積算業務の合理化等を図ることを目指すものである。

第2 対象工事

施工パッケージ単価が設定されたものについては、自然公園等で行う土木・造園工事等において当該施工パッケージ単価を用いて積算するものとする。

第3 本方式における留意点

本方式は、基本的には積算方法の変更を行うものであり、入札・契約方法を変更するものではない。したがって、契約の相手方の決定は、従来どおり、原則として、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者とするなど、本方式における入札・契約に関する基本的な手続きは従来どおり実施するものである。

なお、本方式の実施にあたっては、以下の点について留意して実施すること。

1. 積算

国土交通省制定の「施工パッケージ型積算基準」の最新版に基づき積算するものとする。

2. 図面

図面は、従来どおりに作成するものとする。

3. 請負代金額の変更

請負代金額の変更は、工事請負契約書第24条の規定に基づき実施するものとする。変更にあたっては、下記の例を参考に実施するものとするが、従来の設計変更の考え方を変えるものではない。

※請負代金額の変更は、従来どおり、請負代金額の変更部分の総額を協議するものとする。

1) 施工数量変更（打設量、掘削量等）

積算単価×変更施工量により実施する。

2) 現地状況変更（運搬距離、土質区分、昼夜間等）

積算条件区分の変更により実施する。

3) 使用材料の変更（使用材料の規格変更）

材料規格の違いによる積算単価の補正により実施する。

環自整発第 2106303 号
令和 3 年 6 月 30 日

各地方環境事務所長
釧路・信越・沖縄奄美自然環境事務所長
各国民公園等管理事務所長
千鳥ヶ淵戦没者墓苑管理事務所長

} 殿

自然環境局
自然環境整備課長
(公 印 省 略)

「自然公園等工事単価決定要領」及び
「自然公園等事業設計業務歩掛決定要領」の改正について

「自然公園等工事単価決定要領」及び「自然公園等事業設計業務歩掛決定要領」を別添のとおり改正したので、その適正な運用に努められたい。

この通知は、令和 3 年年 7 月 1 日以降の設計積算について適用する。

なお、既に積算を完了したもの、または積算中のものについては従前の例によることができるものとする。

別添 1 … 「自然公園等工事単価決定要領」

※) 別添 2 … 「自然公園等設計業務歩掛決定要領」
・歩掛参考見積提出依頼（様式－1）
・見積内訳書（様式－2）

※) 別添 2 は省略

自然公園等工事単価決定要領

(適用)

第1 自然公園等工事（土木工事、自然環境共生工事、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、舗装工事、水環境処理工事、展示・内装仕上げ工事）における単価の決定は、この要領に定めるところによるものとする。

(用語の定義)

第2 この要領において使用する用語は、次の各項に定めるところによるもののほか、「公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」、「国土交通省土木工事積算基準（国土交通省大臣官房技術調査課）」及び「治山林道必携（積算・施工編）」等の定めるところによる。

- 1) 「材料価格」とは、積算に用いる材料価格及び機器類価格の物価資料の掲載価格及び見積書の見積価格をいう。
- 2) 「労務単価」とは、国土交通省及び農林水産省が所管する公共工事に従事した建設労働者の賃金の実態を調査した結果を基に決定した「公共工事設計労務単価」をいう。
- 3) 「複合単価」とは、「公共建築工事積算基準」に規定する「公共建築工事標準単価積算基準」、「国土交通省土木工事積算基準」及び「治山林道必携（設計積算編）」等に基づき計上した施工単位あたりの費用をいう。
- 4) 「市場単価」とは、材料価格、労務費、機械経費等で構成される施工単位あたりの取引価格をいう。
- 5) 「物価資料」とは、「月刊 建設物価（財団法人建設物価調査会発行）」、「月刊 積算資料（財団法人経済調査会発行）」、「季刊 建築コスト情報（財団法人建設物価調査会発行）」、「季刊 土木コスト情報（財団法人建設物価調査会発行）」及び「季刊 建築施工単価（財団法人経済調査会発行）」及び「季刊 土木施工単価（財団法人経済調査会発行）」をいう。
- 6) 「見積書」とは、製造業者又は専門工事業者から徴収した見積書をいう。

(徴収した見積書による歩掛の決定)

第3 材料価格を物価資料及び見積書により決定する場合は、原則として次の各項に定めるところによる。

- 1) 物価資料による材料価格の決定
 - ① 積算を実施する時点で直近に発行された物価資料を使用する。
 - ② 物価資料の掲載地区単価は、当該工事場所に最も近い地区の材料価格を採用する。

- ③ 複数の物価資料に価格の記載がある場合は、平均価格を採用するものとし、調査内容（取引条件、施工条件等）に差がある場合は、発注の実状に近い価格を採用する。

2) 見積書による材料価格の決定

- ① 見積り依頼先の選定は3社以上とする。

ただし、当該品目の取扱い業者が限定されている場合など、特別な事情がある場合は2社以下とすることができるものとする。

- ② 見積書の徴収にあたっては、製品名・形状寸法・品質・規格・数量・納入時期・荷渡し条件・納入場所等の条件を提示して、見積を依頼するものとする。

- ③ 見積書による材料価格は、土木工事、自然環境共生工事、舗装工事、水環境処理工事については、見積書の価格が実勢の取引価格であることを確認し、異常値を除いた価格の平均価格を採用する。

端数処理は、見積価格を平均し、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。ただし、大きい方の有効桁が3桁未満の時は、決定額の有効桁は3桁とする。見積書のうち、価格が異常に高いもの及び低いものは排除する。見積価格が異常であることの判断は直近上位と30%以上の差異がある場合、最高価格が直近下位の価格と30%の差異がある場合とする。

建築工事、電気設備工事、機械設備工事、展示・内装仕上げ工事については、見積書の最低価格を基に取引状況等（実勢価格帯）、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して単価及び価格を採用する。

（複合単価の決定）

第4 歩掛りによる複合単価は、次の各項に定めるところによる。

- 1) 複合単価は、「公共工事設計労務単価」及び第3により決定した単価を用いて「公共建築工事標準単価積算基準」、「国土交通省土木工事積算基準」及び「治山林道必携（積算・施工編）」等により算出するほか、「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り（以下「協議会歩掛り」という。）」による。

また、標準歩掛りの補足資料として、「公共建築工事積算研究会参考歩掛り（以下「参考歩掛り」という。）」及び、市場単価にない類似の単価の作成や見積り単価の検討資料として、「営繕積算システム等開発利用協議会参考資料（以下「協議会参考」という。）」を参考とする。

公共建築工事標準単価積算基準等に定める歩掛りの「その他」の率は中間値を標準とし、地域の特殊性等を考慮のうえ適切に定める。

なお、交通誘導警備員等の率の設定がされていない工種等については、本来事業者が負担すべき法定福利費相当額や会社経費を適切に反映した率を設定する。

- 2) 「公共建築工事標準単価積算基準」、「国土交通省土木工事積算基準」及び「治

山林道必携（積算・施工編）」等に歩掛りの掲載がない単価は、物価資料及び見積書の根拠を明らかにして算出することができるものとし、物価資料及び見積価格の取扱いは第3の規定を準用する。

（市場単価の決定）

第5 市場単価は、次の各項に定めるところによる。

- 1) 市場単価は物価資料及び公共建築積算基準等資料市場単価等の補正による。
- 2) 市場単価を適用する工種は、物価資料による。

（改修工事における補正）

第6 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、展示・内装仕上げ工事における改修工事については、公共建築積算基準等資料による補正を行う。

（工事費積算における数値の取扱い）

第7 建築工事、電気設備工事、機械設備工事、展示・内装仕上げ工事においては、公共建築積算基準等資料による取扱いとし、国土交通省ホームページの公共建築工事積算基準等関連資料に掲載されている「数値の取扱い（例）」を参考にされたい。

○週休2日制工事の試行について

環境会発第 1712063 号

平成 29 年 12 月 6 日

大臣官房会計課長から環境省内各部局・機関の長宛て

改正 平成 30 年 8 月 27 日環境会発第 1808271 号

改正 令和 2 年 7 月 21 日環境会発第 2007211 号

改正 令和 4 年 5 月 30 日環境会発第 2205301 号

建設産業においては適正な工期設定、適切な賃金確保、週休2日の推進等、長時間労働の是正及び休日確保に向け必要な環境整備を進めることが必要であるとして、建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議において、建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定し、環境省では「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインについて」（平成29年9月6日付け環境会発第1709062号）によりその周知を図ったところである。

ガイドラインにおいては、「発注者は、長時間労働の是正や週休2日の確保などの建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備に配慮して、適正な工期での請負契約を締結する役割を担う」とされ、また、「国の発注工事においては当該ガイドラインに沿った工事の実施」が求められており、当省においても適正な工期設定に係る取組として、環境省が発注する施設整備の建設現場における週休2日を推進するため「週休2日制工事の試行について」（平成29年12月6日付け環境会発第1712063号）を通知し、建設工事の発注者としてガイドラインを踏まえた各種施策に取り組んできた。

今般、別紙「週休2日制工事の試行実施要領」を改正したので、遺漏なきよう措置されたい。

附則

改正後の本通知（令和4年5月30日付 環境会発第2205301号）は、令和4年6月1日以降に入札公告等を行う工事について適用する。なお、令和4年5月31日までに入札公告等を行う工事については、従前によるものとする。

週休2日制工事の試行実施要領

1 試行対象工事

全ての工事を対象に、発注者指定方式により発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は、受注者希望方式で発注することができる。

なお、社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、「週休2日交替制モデル工事の試行及び運用について」（令和4年5月10日付け環境会発第2205108号）別添「週休2日交替制モデル工事の試行について」（令和4年3月31日付け国会公契第57号、国官技第370号）に基づき、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を推進するものとする。

2 週休2日の考え方

- (1) 現場施工期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められること（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）。
- (2) 現場施工期間内には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。
- (3) 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- (4) 現場閉所日数とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3 試行のタイプ

当面の間、発注者が週休2日を指定する「発注者指定型」と、受注者の希望によって週休2日を取り組む「受注者希望型」の2つのタイプの試行を実施する。

4 工期の設定

発注者指定型における工期の設定に当たっては、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン改訂について」（平成30年7月5日付け環境会発第1807057号）別添「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン改訂について」（平成30年7月2日付け国土入企第13-1号）の3（1）適正な工期設定・施工時期等の平準化の項目に示された事項を考慮し、以下に留意して行うものとする。

（1）工期設定の検討方法

（一社）日本建設業連合会の建築工事適正工期算定プログラム等の各種プログラムを利用する場合は、過去の類似工事实績と比較して工期が妥当であることを確認し、当該工事の特性を踏まえ必要に応じ修正するものとする。

なお、プログラムについては常に最新のバージョンを使用すること。

（2）適切な作業及び施工期間の設定

工期の設定に当たっては、計画通知等の許可申請、施工準備、各施工段階、各種検査、後片付け及び清掃期間等のクリティカルとなる期間を適切に見込むものとする。

なお、施工準備期間は、工事の特性及び実績を勘案し、30日から90日の間で、必要な日数を設定する。また、施工終了後の期間は20日間を最大として必要な日数を設定する。

（3）標準作業日数の算出

土木工事における工事工程の作成に当たっては、標準歩掛等による作業日当たり標準作業量を参考に設定する。

（4）作業不能日数を踏まえた施工期間の算出

建築・設備工事については、躯体工事までの各施工日数に雨休率^{*}0.7を乗じた日数を加算するものとする。また、降雪、出水期等の作業不能日は別途加算するものとする。

土木工事については、（3）により算出した施工に必要な標準作業日数に雨休率^{*}0.7を乗じた日数を加算する。また、降雪及び出水期等の作業不能日は別途加算するものとする。

^{*}雨休率とは、降雨日に土・日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇を加えた数値

（5）後工程への配慮

内装工事、設備工事、舗装工事等の後工程についても適切な施工期間を設定し、全体のしわ寄せをしないよう配慮する。

【参考】 建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン（抜粋）

3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

(1) 適正な工期設定・施工時期の平準化

○ 工期の設定に当たっては、現場技術者や下請の社員、技能労働者などを含め建設工事に従事する全ての者が時間外労働の上限規制に抵触するような長時間労働を行うことのないよう、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保等、下記の条件を適切に考慮するものとする。

- ・ 建設工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）
- ・ 建設業者が施工に先立って行う、労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置、BIM/CIMの活用等の「準備期間」
- ・ 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」
- ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数
- ・ 用地買収や建築確認、道路管理者との調整等、工事の着手前の段階で発注者が対応すべき事項がある場合には、その手続きに要する期間

5 工事工程の共有

- (1) 試行工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。
- (2) 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。
- (3) 工事工程は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、受注者が作成することとし、その旨を特記仕様書に明示するものとする。
- (4) 工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。
- (5) 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

なお、発注者側の理由により工期の変更ができない場合は、受発注者間で協議の上措置する。

6 工事費の補正

工事費に、それぞれ次の補正係数を乗じるものとする。ただし、労務費については、労務費分が明らかとなっていない市場単価等については補正の対象としない。

① 4週8休以上（現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合）

【 労 務 費 】 1. 0 5

【機械経費（賃料）】 1. 0 4

【 共 通 仮 設 費 率 】 1. 0 4

【 現 場 管 理 費 】 1. 0 6

② 4週7休以上 4週8休未満（現場閉所率が25%（7日/28日）以上28.5%未満の場合）

【 労 務 費 】 1. 0 3

【機械経費（賃料）】 1. 0 3

【 共 通 仮 設 費 率 】 1. 0 3

【 現 場 管 理 費 率 】 1. 0 4

③ 4週6休以上 4週7休未満（現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25%未満の場合）

【 労 務 費 】 1. 0 1

【機械経費（賃料）】 1. 0 1

【 共 通 仮 設 費 率 】 1. 0 2

【 現 場 管 理 費 率 】 1. 0 3

補正の方法は次のとおりとする。

(1) 発注者指定型の場合

入札説明書等において週休2日に取り組む旨を明記するとともに、4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、請負代金額のうち補正分を減額変更するものとする。その際、4週6休以上であっても、6②及び③の補正は考慮しない。

(2) 受注者希望型の場合

入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日の取り組みについて協議することを明記するとともに、4週8休以上の現場閉所を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、その達成状況に応じて補正分を減額変更するものとする。また、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったものは、補正係数を除いた変更を行うものとする。

7 1ヶ月ごとの4週8休以上の現場閉所について

受注者が週休2日に取り組む場合、各経費の補正は対象期間全体に対する週休2日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1ヶ月ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるよう努めるものとし、発注者はこれを要請する。

8 入札公告から工事完了後までの流れ

(1) 試行工事発注時

入札公告、入札説明書及び特記仕様書に当該工事が試行工事であることを記載するものとする。

(2) 試行工事契約後

ア 受注者希望型の場合、週休2日の実施について受注者の意向を工事打合せ簿により確認するものとする。なお、週休2日の実施を希望しない場合、受注者は次のイ及びウに記載する事項の実施義務は負わない。

イ 発注者指定型及び受注者希望型において受注者が週休2日の実施を希望した場合、工事着手予定の1週間前まで※に受注者から付紙様式第1「現場閉所計画書」の提出を受け、現場閉所の計画を確認するものとする。

※工事着手予定の1週間前までに工期内全ての計画書の提出が難しい場合は、工事の特性等を踏まえて例えば1か月ごとの提出とするなど、状況に応じて適切な方法により計画書の提出を求める。

ウ 工事着手後、受注者は、工事現場の見やすい場所に週休2日制の試行工事である旨を掲示するものとする。

(3) 試行工事施工時

ア 現場閉所の前日などに現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。

イ 工事着手後に工程計画の見直し等により現場閉所計画を変更する必要がある場合、受注者はその都度、変更した「現場閉所計画書」を提出するものとする。

ウ 監督職員は、平素から週間工程表や月間工程表などの受注者から提出される書面により現場閉所の実績や予定を確認する。

(4) 試行工事完成時

ア 工事完成時、受注者は週休2日の取得結果が確認できる付紙様式第2「現場閉所実績報告書」を作成し、監督職員へ提出するものとする。

イ 監督職員は、「現場閉所実績報告書」を基に現場施工期間内の現場閉所日数を整理して、現場閉所日数が週休2日相当に達しているか否かを確認するものとする。

9 工事成績評定

週休2日制を達成できた場合は、「工事成績評定要領」主任監督員用の「2. 施行状況」「II. 工程管理」の「その他」の項目において「週休2日制の達成」という理由により、加点を行う。

なお、週休2日制を達成できなかった場合は、評価対象とするが、加点は行わないものとする。

10 入札公告、入札説明書及び工事特記仕様書の記載例

(1) 入札公告

入札公告の1 工事概要(7)の次に以下の文書を記載する。ただし、「見積活用方式」及び「電子入札対象」に関する記載がある場合は、それらの次に記載する。

(○) 本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制工事※【(発注者指定型)又は(受注者希望型)】」の試行対象工事である。

※【】は、(発注者指定型)又は(受注者希望型)のいずれかを記載する。

(2) 入札説明書

入札説明書の3 工事概要(6)の次に以下の文書を記載する。ただし、「見積活用方式」に関する記載がある場合は、その次に記載する。

【発注者指定型の場合】

(○) 本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより、「週休2日」を確保した施工を実施する「週休2日制工事(発注者指定型)」の試行対象工事である。現場施工期間内において「週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の加点評価対象とする。

週休2日の考え方は下記のとおりである。

ア 現場施工期間内において、週休2日を行ったと認められること（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）。

イ 現場施工期間内には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

ウ 週休2日とは、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

エ 現場閉所日数とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通していずれの作業も実施していない日の合計をいう。なお、降雨等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

週休2日を達成できなかった場合、週休2日制工事として積算した労務費等については、請負代金額の変更により減額する。

【受注者希望型の場合】

(○) 本工事は、受注者が工事着手前に希望する場合、受発注者双方が工程調整を行うことにより、「週休2日」を確保した施工を実施する「週休2日制工事（受注者希望型）」の試行対象工事である。現場施工期間内において「週休2日」を達成した工事について、工事成績評定の加点評価の対象とする。

週休2日の考え方は下記のとおりである。

ア 現場施工期間内において、週休2日を行ったと認められること（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）。

イ 現場施工期間内には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

ウ 週休2日相当とは、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

エ 現場閉所日数とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて、1日を通していずれの作業も実施していない日の合計をいう。なお、降雨等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

なお、受注者が週休2日を希望した場合は、請負代金額の変更をするものとし、工事完成時、現場閉所の達成状況に応じて労務費等を補正し、請負代

金額の変更をする。また、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったものは、補正係数を除した変更を行うものとする。

(3) 工事特記仕様書

工事特記仕様書に、以下の文書を記載する。

○1 本工事は、建設工事における週休2日制の試行対象工事である。

2 週休2日の考え方

(1) 現場施工期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められること（年末年始6日間と夏季休暇3日間は除く。）。

(2) 現場施工期間内には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含めない。

(3) 4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 現場閉所日数とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(5) 現場閉所による週休2日の対象外とする期間

有 令和○年○月○日～令和○年○月○日

無 (※) 有、無のどちらか一方を選択する。

(6) 受注者の責によらない現場開所

工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定する。なお、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。

(7) やむを得ない現場閉所

やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間に

においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

3 総合工事工程表の作成

受注者は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工程表を作成する。

総合工事工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保等、下記の条件を適切に考慮する。

- (1) 建設工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）の確保
- (2) 建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の「施工準備期間」
- (3) 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」
- (4) 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数

4 工事工程の共有

- (1) 試行工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。
- (2) 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。
- (3) 工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。
- (4) 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

5 現場閉所の達成状況及び精査

現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち、建築・設備工事については労務費、土木工事については各諸経費の補正分を減額して請負代金額の変更を行うものとする。(労務費及び各諸経費の補正分は入札説明書等による。)

1 1 その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合等については、これらによらないことができる。

環境会発第 2205302 号
令和 4 年 5 月 30 日

環境省内各部局・機関の長 殿

大臣官房会計課長
(公印省略)

週休 2 日交替制モデル工事の試行実施要領について (通知)

建設業の働き方改革の取り組みとして、週休 2 日制工事の適用が促進されているところ、社会的要請等により現場閉所が困難な工事については、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を推進するために「週休 2 日交替制モデル工事の試行及び運用について (通知)」(大臣官房会計課長通知 令和 4 年 5 月 10 日付け環境会発第 2205108 号)を発出したところである。

週休 2 日交替制モデル工事を実施するにあたり、入札公告等の設計図書の記載ぶりや技術者、技能労働者の休暇取得確認方法について統一を図るため、「週休 2 日交替制モデル工事の試行実施要領」を別添のとおり定めたので通知する。

なお、貴管下関係機関に対しては、この旨貴職より通知されたい。

別添

週休2日交替制モデル工事の試行実施要領

1. 週休2日交替制モデル工事の目的

今般、建設業の働き方改革を推進し、休日確保に向けた環境整備として、休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事においても、技術者及び技能労働者が適切に休日の確保ができるよう、各企業の施工体制等の実情を踏まえ、4週6休以上の休日確保について、状況に応じた補正係数を設定することにより、建設現場の週休2日の実現に取り組むこととするものである。

2. 対象工事

工作物の維持管理工事、災害復旧工事などは緊急性が高く、休日作業が必要な場合がある。このような社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を推進する週休2日交替制モデル工事（発注者指定方式、受注者希望方式）による発注とする。

※用地買収、関係機関協議、他工事との調整等の工程に影響する事項がある場合は、これらを条件明示した上で対象工事として発注し、受注者の責に寄らず条件に変更が発生した場合は適切に工期の変更を行う。

3. 発注方式

次のいずれかによる方式を基本に取り組むものとする。

- (1) 「発注者指定方式」の週休2日交替制モデル工事
緊急性が高く、休日に作業が必要な工事等
- (2) 「受注者希望方式」の週休2日交替制モデル工事
工事発注後に施工時間や施工方法への新たな制約等が予想される工事

4. 積算方法等

積算方法については、「週休2日交替制モデル工事の試行及び運用について（通知）」（大臣官房会計課長通知 令和4年5月10日付け環境会発第2205108号）で添付した『週休2日交替制モデル工事の試行について』（令和4年3月31日付け国会公契第57号、国官技第370号）及び『「週休2日交替制モデル工事の試行について」の運用について』（国会公契第56号及び国技建管第23号）によるものとする。

なお、労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。

(1) 補正係数

- ・補正対象は、労務費と現場管理費率のみとし、対象期間内に現場に従事した全ての技術者、

技能労働者の平均休日日数の割合（以下、休日率）に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

休日率（％）＝ 技術者・技能労働者の平均休日日数 ÷ 全体工期

※休日率は、全ての技術者、技能労働者の平均とする。

※変更で対応する場合は、「全体工期」ではなく「確認対象期間」とする。

休日率	4週6休以上7休未満 (21.4%以上25.0%未満)	4週7休以上8休未満 (25.0%以上28.5%未満)	4週8休以上 (28.5%以上)
労務費	1.01	1.03	1.05
現場管理費率	1.01	1.02	1.03

※「週休2日交替制モデル工事の試行及び運用について（通知）」（大臣官房会計課長通知 令和4年5月10日付け環境会発第2205108号）の別添R4.3.31「週休2日交替制モデル工事の試行について」国会公契第57号、国官技第370号）通知

・現場施工体制（技術者・技能労働者）の確保に特別な費用（労務費以外に増加となる経費）等が必要となる場合は、協議できるものとする。

（2）補正方法

①「発注者指定方式」の週休2日交替制モデル工事の場合

入札説明書等において、週休2日交替制に取り組む旨を明記したうえで、当初予定価格から4週8休以上の休日率を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、休日率の達成状況が4週8休に満たない場合は、全ての補正係数を減額変更するものとする。

その際、4週6休以上であっても、補正は考慮しない。

②「受注者希望方式」の週休2日交替制モデル工事の場合

当初予定価格から4週8休以上の休日率を達成した場合の補正係数を各経費に乗じるものとする。

なお、休日率の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、休日率の達成状況に応じて、各経費の補正係数を工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定に基づき、請負金額を減額変更するものとする。また、4週6休に満たないもの及び工事着手前に週休2日交替制に取り組むことに協議が整わなかったもの（受注者が週休2日交替制の取り組みを希望しないものを含む。）については、補正係数を除した変更を行うものとする。

（3）その他

受注者が週休2日に取り組む場合、各経費の補正は対象期間全体に対する週休2日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1ヶ月ごとに4週8休以上の休日率が達成できるよう努めるものとする。

5. 適切な工期設定（条件明示）

発注者指定型における工期の設定に当たっては、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン改訂について」（平成 30 年 7 月 5 日付け環境会発第 1807057 号）別添「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン改訂について」（平成 30 年 7 月 2 日付け国土入企第 13-1 号）の 3（1）適正な工期設定・施工時期等の平準化の項目に示された事項を考慮し、以下に留意して行うものとする。

（1）工期設定の検討方法

（一社）日本建設業連合会の建築工事適正工期算定プログラム等の各種プログラムを利用する場合は、過去の類似工事実績と比較して工期が妥当であることを確認し、当該工事の特性を踏まえ必要に応じ修正するものとする。

なお、プログラムについては常に最新のバージョンを使用すること。

（2）適切な作業及び施工期間の設定

工期の設定に当たっては、計画通知等の許可申請、施工準備、各施工段階、各種検査、後片付け及び清掃期間等のクリティカルとなる期間を適切に見込むものとする。

なお、施工準備期間は、工事の特性及び実績を勘案し、30 日から 90 日の間で、必要な日数を設定する。また、施工終了後の期間は 20 日間を最大として必要な日数を設定する。

（3）標準作業日数の算出

土木工事における工事工程の作成に当たっては、標準歩掛等による作業日当たり標準作業量を参考に設定する。

（4）作業不能日数を踏まえた施工期間の算出

建築・設備工事については、躯体工事までの各施工日数に雨休率^{*}0.7 を乗じた日数を加算するものとする。また、降雪、出水期等の作業不能日は別途加算するものとする。

土木工事については、（3）により算出した施工に必要な標準作業日数に雨休率^{*}0.7 を乗じた日数を加算する。また、降雪及び出水期等の作業不能日は別途加算するものとする。

^{*}雨休率とは、降雨日に土・日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇を加えた数値

（5）後工程への配慮

内装工事、設備工事、舗装工事等の後工程についても適切な施工期間を設定し、全体のしわ寄せをしないよう配慮する。

【参考】 建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン（抜粋）

3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

（1）適正な工期設定・施工時期の平準化

- 工期の設定に当たっては、現場技術者や下請の社員、技能労働者などを含め建設工事に従事する全ての者が時間外労働の上限規制に抵触するような長時間労働を行うことの

ないよう、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保等、下記の条件を適切に考慮するものとする。

- ・ 建設工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）
- ・ 建設業者が施工に先立って行う、労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置、BIM/CIMの活用等の「準備期間」
- ・ 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」
- ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数
- ・ 用地買収や建築確認、道路管理者との調整等、工事の着手前の段階で発注者が対応すべき事項がある場合には、その手続きに要する期間

6. 公告文・入札説明書・特記仕様書等の記載

<「発注者指定方式」の週休2日交替制モデル工事の場合>

(1) 公告文・入札説明書記載例

【公告文】

(○) 本工事は、週休2日を推進するため、技術者及び技能労働者が交替しながら休日を確保する試行工事である。

【入札説明書】

(○) 本工事は、週休2日を推進するため、技術者及び技能労働者が交替しながら休日を確保する試行工事である。

また、当初予定価格から4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じる対象工事である。

なお、補正係数については現場説明事項書によるものとする。

(2) 特記仕様書記載例

(○) 週休2日交替制モデル工事の実施

本工事は、週休2日を推進するため、技術者及び技能労働者が交替しながら休日を確保する発注者指定方式の試行工事である。

本工事において、交替制による週休2日確保を実施する旨を、施工計画書（当初）に記載し提出すること。

受注者は対象期間中、やむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に発注者と協議する。

受注者は毎月の工事履行報告書提出時において、実施工程表に休日取得状況（現場閉所実績）

を記入し、発注者の確認を受ける。なお、受注者は技術者及び技能労働者の休日率の達成状況がわかる確認書（別紙様式「工事打合せ簿」）を監督職員に提示すること。

(○) 工期

工期には、施工に必要な実日数（稼働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

① 準備期間 ○ 日間	
② 後片付け期間 ○ 日間	
③ 雨休率（実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数実働日数×係数）	0.7
④ 地元調整等による工事不可期間 令和○年○月○日から令和○年○月○日	○日間
⑤ ……※必要に応じ記載	

(○) 工事工程の共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（工事工程のクリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項を工事工程表に記載し、処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要の逼迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(3) 【現場説明事項記載例】

①当初

第○条 週休2日交替制モデル工事の実施

本工事は、交替制による週休2日確保を実施する工事として、以下の補正を計上しております。なお、休日率の達成状況が4週8休に満たない場合は、全ての補正分を減額変更します。

【労務費】 1. 05

【現場管理費率】 1. 03

【土木工事標準単価】 4週8休以上の補正単価

(以下、必要に応じて記載)

(○) 施工体制

本工事について、以下の体制で考えております。

○○工・・・○班体制

○○○工・・・○班体制

②精算変更(当初から補正を見込んでいる工事で週休2日交替制工事を達成できなかった場合)

(○) 週休2日交替制モデル工事の実施

本工事は、4週8休以上を達成できなかったため、労務費と現場管理費率の補正係数、及び土木工事標準単価の補正を減額しています。

<「受注者希望方式」の週休2日交替制モデル工事場合>

(1) 公告文・入札説明書記載例

【公告文】

(○) 本工事は、受注者の意思で技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組むことができる「週休2日交替制モデル工事」の試行工事である。

【入札説明書】

(○) 本工事は、受注者の意思で技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組むことができる「週休2日交替制モデル工事」の試行工事である。

また、当初予定価格から4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じる対象工事である。なお、補正係数については現場説明事項書によるものとする。

(2) 特記仕様書記載例

(○) 週休2日交替制モデル工事の実施

本工事は、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む「週休2日交替制モデル工事」の試行工事である。受注者は工事契約後、施工計画書提出前までに週休2日の実施の可否について監督職員と協議しなければならない。

本工事において、交替制による週休2日確保を実施する場合は、施工計画書(当初)にその旨を記載し提出することとする。

受注者は対象期間中、やむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に発注者と協議する。

受注者は毎月の工事履行報告書提出時において、実施工程表に休日取得状況(現場閉所実績)を記入し、発注者の確認を受ける。

なお、受注者は技術者及び技能労働者の休日率の達成状況がわかる確認書(別紙様式「工事打合せ簿」)を監督職員に提示すること。

(○) 工期

工期には、施工に必要な実日数（稼働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

① 準備期間 ○ 日間	
② 後片付け期間 ○ 日間	
③ 雨休率（実働工期日数に休日と悪天候により作業が出来ない日数を見込むための係数実働日数×係数）	0.7
④ 地元調整等による工事不可期間 令和○年○月○日から令和○年○月○日	○日間
⑤ ……※必要に応じ記載	

(○) 工事工程の共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（工事工程のクリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項を工事工程表に記載し、処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要の逼迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

(3) 【現場説明事項記載例】

①当初

(○) 週休2日交替制モデル工事の実施

本工事は、交替制による週休2日確保を実施する工事として、以下の補正を計上しております。また、大幅な新規工種の増工等を行う必要が生じた場合は、別途協議します。

○4週8休以上 <休日率28.5%（8日/28日）以上>

【労務費】 1.05

【現場管理費率】 1.03

【土木工事標準単価】 4週8休以上の補正単価

なお、休日率の達成状況が4週8休に満たない場合は、4週7休、4週6休の休日率の達成状況に応じて補正係数を減額変更するものとし、4週6休に満たない場合は全ての補正係数を減額変更します。

○4週7休以上 4週8休未満 <休日率25.0% (7日/28日) 以上28.5%未満>

【労務費】 1. 03

【現場管理費率】 1. 02

【土木工事標準単価】 4週7休以上の補正単価

○4週6休以上 4週7休未満 <休日率21.4% (6日/28日) 以上25.0%未満>

【労務費】 1. 01

【現場管理費率】 1. 01

【土木工事標準単価】 4週6休以上の補正単価

(以下、必要に応じて記載)

(○) 施工体制

本工事について、以下の体制で考えております。

○○工・・・○班体制

○○○工・・・○班体制

②精算変更(当初から補正を見込んでいる工事で週休2日交替制モデル工事を達成できなかった場合)

第○条 週休2日交替制モデル工事の実施

本工事は、4週8休以上を達成できなかったため、労務費と現場管理費率の補正係数、及び土木工事標準単価の補正を減額し、4週●休以上4週●休未満の補正を計上しています。

4週●休以上4週●休未満

【労務費】 ●●

【現場管理費率】 ●●

【土木工事標準単価】 4週●休以上の補正単価

下線部については、以下の①、②より選択する。

①4週7休以上4週8休未満 ②4週6休以上4週7休未満

7. 技能者及び技能労働者の休日の確認方法等

受注者の書類作成負担等にも考慮して、技術者及び技能労働者の休日率の達成状況が確認できる既存資料等(出勤簿、工事日誌、休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等)の提示を受け、別紙様式の確認書(工事打合せ簿)により監督職員が確認を行うこととする。

<受注者の取り組み内容>

(1) 受注者希望方式においては、受注者は工事契約後、施工計画書提出前までに週休2日の実施の可否について監督職員と協議しなければならない。

(2) 週休2日に取り組む受注者(以下、「受注者」という)は、施工計画書に以下の条件を満たす工程を立てた工程表を添付し発注者に提出する。

- ・対象期間中、工事現場において週休2日相当の休日確保し、工程表に休日を明記する。
- ・工程表で定めた休日においては、下請企業を含む工事現場の全労働者を休日とする。

(3) 受注者は対象期間中、やむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に発注者と協議する。

(4) 受注者は毎月の工事履行報告書提出時において、実施工程表に休日取得状況(現場閉所実績)を記入し、発注者の確認を受ける。

(5) 受注者は出来形数量の提出時等に、工事現場の労働者(下請企業を含む)の休日取得状況(現場閉所実績)について、次に掲げる書類を提示し、週休2日の達成状況を工事打合せ簿で提出する。

- ・工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類(出勤簿、工事日誌等)

(6) 受注者は週休2日の実施により行われた経費補正を下請負契約にも反映させるものとする。

<発注者の取り組み内容>

(1) ウィークリースタンス等を徹底することにより、受注者の週休2日の取り組みに協力すること。

(2) 発注者は受注者に対して週休2日確保の取り組みに支障が出ないように、全体工程に影響を与える工事立会や協議等については、迅速に対応するよう努めるなど、工程調整等に配慮し、工程(工期)の変更等に柔軟に対応する。

(3) 発注者は緊急性がある場合を除き、資料作成を含め現場閉所日における作業が生じるような指示を行ってはならない。

(4) 発注者による休日率の確認は月1回程度を目安とし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

【休日率を確認する対象者】

- ・施工体制台帳上の元請け及び下請けの技術者及び技能労働者を対象。
ただし、非常勤(臨時)で従事する者は除く。

【休日日数の割合(休日率)の算出】

(1) 対象者ごとに、休日日数の割合(=当該工事における休日日数/工期日数※)を算出する。

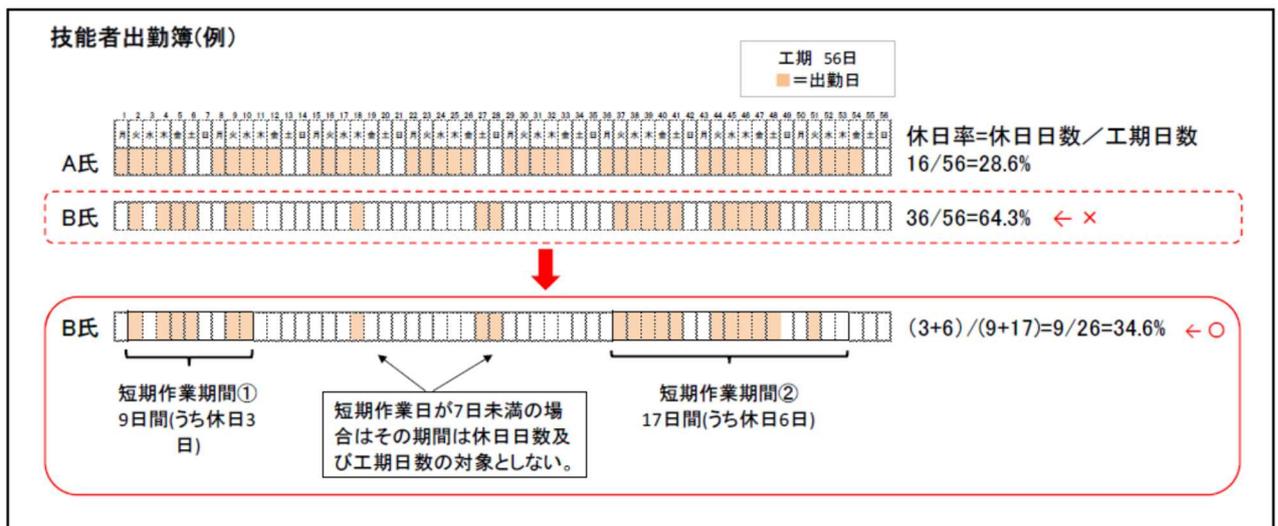
※下請けの場合、工期日数は施工体制台帳上の工期から設定

(2) 全対象者の「休日日数の割合(休日率)」を平均化する。

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均
A建設	●●	300	90	30.0%	28.9%
	■	300	80	26.7%	
	◆◆	300	84	28.0%	
	▲▲	300	90	30.0%	
B建工(一次下請)	○○	200	60	30.0%	
	□□	200	65	32.5%	
C電設(二次下請)	××	100	25	25.0%	
					4週8休以上

工事着手前に確認
工事完成時に確認

(3) 非常勤（臨時）以外で短期作業期間が偏在する作業形態の作業員については、短期作業期間のみを合計した期間を集計期間とし、短期作業期間と短期作業期間の間の作業のない中抜け期間は休日日数を算出する際の休日日数及び工期日数の対象としない。短期作業期間の定義は、作業日が7日以上ある場合とし、作業日が7日未満の場合は週休2日が成立しないことから、その期間は休日日数及び工期日数の対象としない。 (※) 本項は国土交通省東北地方整備局独自の決めとのことですが実態に即した運用と考えられ、同様の作業形態があれば適用してください。



【対象工種・確認対象期間】

・工種によっては交替要員の確保が困難な工種もありうるが、全工種、全ての技術者、技能労働者の平均での休日率で判断する。

①交替要員の確保が可能な場合

全工種、全ての技術者、技能労働者の平均での休日率で判断する。



②除雪工や災害等の交替要員の確保が困難な期間がある場合

(1) 除雪工や災害その他避けることのできない事由がある場合※によりやむを得ない場合には、交替制による休日確保が困難である期間として確認対象期間から控除することが可能。ただし、基本的には建設業の働き方改革を推進する観点から、極力これを避けるものとする。

※労働基準法第33条に該当すると認められる場合

非対象期間を設定する場合、労務費および現場管理費率の補正係数には、全体工期のうち、確認対象期間の割合を乗じる。

例) 全体工期日数300 日のうち、240 日を確認対象期間とし、その中で4週8休以上を達成した場合

⇒労務費の補正係数は $1.00+0.05 \times 240/300=1.04$ で設定

⇒現場管理費率の補正係数は $1.00+0.03 \times 240/300=1.02$ で設定

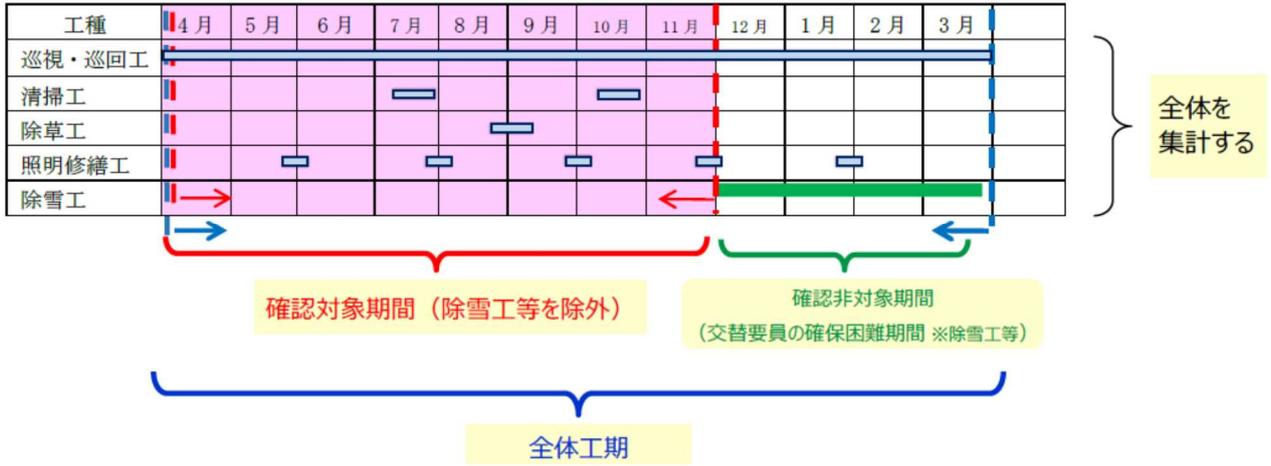
※補正係数は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。

※土木工事標準単価は確認対象期間の割合を乗じた場合、それに応じた土木工事標準単価の算出が不可能なため、補正なし単価が計上されます。

(2) 施工計画書へ非対象期間を記載する。また、確認対象期間は実績でなく予め施工計画書で決めた期間とする。

(3) 補正対象の労務費および現場管理費は、全体工期における全工種の労務費および現場管理費とする。

(4) 休日率の達成状況を確認後、労務費および現場管理費を補正し、契約書第24条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。なお、4週6休に満たないもの及び、工事着手前に週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、変更の対象としない。



（【「週休2日交替制モデル工事の試行について」の運用について】に示す対象者毎の休日の確保状況（平均休日率）を証明する確認資料を監督職員に提示し確認を受けること）

工事打合せ簿（正・副）						
発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 受注者	発議年月日	令和 年 月 日			
発議者名						
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 供覧 <input type="checkbox"/> その他 （標題： _____ ）					
工事番号 工事名	第 _____ 号	_____ 工事				
工事場所						
(内容) 特記仕様書（○）「週休2日交替制モデル工事の実施」に基づき、週休2日実施状況について、下記及び別紙対象者毎の休日日数割合一覧表のとおり協議します。						
①全体工期		令和○年○月○日～令和○年○月○日	○○日			
②週休2日確認対象期間		令和○年○月○日～令和○年○月○日	○○日			
③平均休日率 (休日日数の割合)		○○. ○%				
添付図書 _____ 葉						
処理・ 回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 受理 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> その他 _____ します。				
		[指示事項・協議結果等]				
受注者	監督職員		○○○○○○課	○○	○○	
	上記について <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 了解 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> その他 _____ します。					
現場代理人		○○会社・○○		令和 年 月 日		
発注者印	支出負担 行為担当官	総括 監督職員	主任 監督員	監督職員 (とりまとめ)	監督職員	
管理業務 担当者印	委託 監督員	担当技術者			工事 受注者印	現場代理人
						監督技術者

※支出負担行為担当官及び総括監督職員については、内容によっては斜線を引くこと。
 ※本様式は、平成27年8月1日より施行する。